

第3節 基本目標に向けた取組み

基本目標1：地域で暮らし続けられる基盤づくり

(1) 地域における生活の拠点の構築

現状
○ 障がいのある方等調査（18歳以上）では、利用したいのに不足を感じるサービスは、「共同生活援助（グループホーム）」が15.1%で最も多く、次いで、「短期入所（ショートステイ）」は11.3%となっており、住まい（共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）及び施設入所支援）のニーズが高くなっています。
課題
○ 地域生活支援拠点の整備に向けて、引き続き取組みを進める必要があります。 ○ 障がいのある人が、地域の中で安心して借家等に居住できる仕組みの充実が必要です。

重点施策

① 【拡充】地域生活支援拠点の整備

事業	a 地域生活支援拠点の整備を行います。		第4章 関連項目 ・第1節3 (P230)
将来像 ³⁰	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
地域生活支援拠点の整備等の検討及び調整	継続	地域生活支援拠点の整備	
地域生活支援拠点の整備等による緊急ショートステイ ³¹ の設置の検討	継続	検討結果の反映	
地域生活支援拠点の整備等による日中一時支援の検討	継続	検討結果の反映	

② 【継続】住まいの確保の支援

³⁰ 将来像は、第2章第3節の生活領域ごとの将来像を実現する令和5（2023）年度を想定している。

³¹ 在宅の障がい者（児）が介護者や家族の病気、出産、冠婚葬祭、事故などで介助を受けられなくなったときや、障がい者（児）本人や介助者が休養を必要とするときに、施設で一時的に保護することをいう。

(2) 地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築

現状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 65歳以上の身体障害者手帳所持者数は1,384人、手帳所持者の70.3%となっており、障がい者が高齢化し、課題が複合化・複雑化しています。 ○ 障がいのある方等調査（18歳以上）では、近所付き合いについて、「つきあいがほとんどない」が26.6%、現在取り組んでいる地域活動について、「取り組んでいる活動はない」が69.8%となっており、日頃から地域との関わりの少ない障がい者が多くいます。 ○ 共生型サービスを提供する事業所は市内1箇所のみです。 ○ 医療的ケアを必要とする障がい児について、放課後等デイサービス等への受入れが進んでいません。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人もない人も互いに尊重し、ともに支え合いながら、自分らしく活躍できるよう支援していく必要があります。 ○ 地域における担い手の確保が課題となっています。 ○ 緊急時に速やかに相談することができ、住まいや居場所等の支援を行うことができる体制の整備が必要です。 ○ 各種団体や住民団体等と連携を図ることで、障がい者の活動支援を行うなど、支援を必要とする方を地域で支える体制を構築する必要があります。 ○ 市内で共生型サービスを提供する事業所の利用が進まないとともに、新たに共生型サービスを提供する事業所の整備が進んでいません。 ○ 医療的ケアを必要とする障がい児支援に関しては、関連機関との連携が進んでいないため、児童発達支援センター等との連携が必要です。 ○ 医療的ケアを必要とする障がい児の受入れに当たっては、事業所側では設備、人材面等からの慎重な検討が必要となっています。

① 【拡充】保健、医療、福祉、教育等の連携

事業	a 医療的ケアを必要とする障がい児や発達障がい者を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。	第4章 関連項目 ・第1節7(4)(P233) ・第4節4(P259)
将来像	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
医療的ケア児コーディネーターの周知	医療的ケア児コーディネーターによる地域課題の抽出、分析	継続
精神障がい者の地域移行を進めるための実態把握と課題抽出及び解決策の検討	継続	継続
関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置（発達障がい者・精神障がい者）	継続	継続

② 【継続】高齢者や児童を対象とするサービスの一体的利用の推進

③ 【継続】市民のボランティア団体等による地域貢献活動の推進

基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

(1) 地域における相談支援の充実

現状																								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的な相談体制の整備を見据え、複雑化・複合化した課題に対して関係機関と連携を図ることのできる相談窓口について検討する必要があります。 ○ 障がい者の高齢化や重度化・重複化に加え、家族等の支援が必要な場合等、相談に対するニーズが高まっています。 ○ 令和2（2020）年3月末時点の計画相談支援の支給決定割合は障害者総合支援法分の達成率が98.4%、相談支援事業者に代わり利用者や家族等が作成するセルフプラン率が6.6%、児童福祉法分の達成率が100.0%、セルフプラン率が58.9%となっていますが、計画相談支援について知らないという意見も多くあります。 																								
課題																								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的な相談体制の整備を見据え、複雑化・複合化した課題に対して関係機関と連携を図ることのできる相談窓口について検討する必要があります。 ○ 現在、福祉分野での複雑化・複合化した課題に対しては、福祉相談課で相談を受ける体制となっていますが、より連携体制の充実を図ることが必要です。 ○ 市役所だけでなく、児童や高齢分野の相談支援機関を含めた包括的な相談支援体制を構築する必要があります。 ○ 市民後見人について、周知を図るとともに、成年後見人等となった後のフォローアップに力を入れる必要があります。 ○ ライフステージに応じて、専門的な相談を受けることができる人材の育成が必要です。 																								
重点施策																								
<p>① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業</th> <th colspan="3">a 複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">将来像</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3（2021）年度</td> <td style="text-align: center;">令和4（2022）年度</td> <td style="text-align: center;">令和5（2023）年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基幹相談支援センター設置に向けた関係課の検討委員会の設置</td> <td>障がい小委員会・地域自立支援協議会への素案提示及び府内調整</td> <td>基幹相談支援センターの設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障がい小委員会の答申を踏まえた素案の作成</td> <td>-</td> <td>運営法人等の選定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談支援包括化推進員を配置し、包括的相談支援体制構築に向けて府内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有、連携を推進</td> <td>継続</td> <td>継続</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業	a 複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。			将来像	<ul style="list-style-type: none"> ○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 			令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度		基幹相談支援センター設置に向けた関係課の検討委員会の設置	障がい小委員会・地域自立支援協議会への素案提示及び府内調整	基幹相談支援センターの設置		障がい小委員会の答申を踏まえた素案の作成	-	運営法人等の選定		相談支援包括化推進員を配置し、包括的相談支援体制構築に向けて府内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有、連携を推進	継続	継続	
事業	a 複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。																							
将来像	<ul style="list-style-type: none"> ○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 																							
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度																						
基幹相談支援センター設置に向けた関係課の検討委員会の設置	障がい小委員会・地域自立支援協議会への素案提示及び府内調整	基幹相談支援センターの設置																						
障がい小委員会の答申を踏まえた素案の作成	-	運営法人等の選定																						
相談支援包括化推進員を配置し、包括的相談支援体制構築に向けて府内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有、連携を推進	継続	継続																						

事業	b 地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。		
将来像	○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
コミュニティソーシャルワーカーによる効果的な支援（あいとぴあエリア）		継続	継続
コミュニティソーシャルワーカーによる効果的な支援（こまえ苑エリア）		継続	継続
-	コミュニティソーシャルワーカーの配置（こまえ正吉苑エリア）	コミュニティソーシャルワーカーによる効果的な支援（こまえ正吉苑エリア）	

事業	c 地域自立支援協議会において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討する体制を構築します。		
将来像	○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
検討体制に基づく地域課題の抽出と施策の検討		地域課題の抽出と対応策等の検討	障がい者計画の改定に向けた意見具申について自立支援協議会で議論

(2) 地域における障がい福祉サービスの充実

現状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援サービスのニーズが高くなっている反面、ヒアリング調査結果によれば、計画相談支援事業は事業者にとって採算が厳しく、事業の拡張は困難との指摘があります。 ○ サービス事業所間での連携体制は構築されています。 ○ 市内の障がい福祉サービス等事業所では提供されていない種類の障がい福祉サービスがあります。 ○ 市内の障がい福祉サービス等事業所のサービスの提供体制は十分とはいえません。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設や病院に長期入所等している障がいのある人が、地域への移行を円滑に進めるため、住宅の確保や各種サービスの導入支援などを行える体制を充実させることが必要です。 ○ 障がい福祉サービス等事業所の参入しやすい環境づくり、ヘルパーをはじめとする支援者を育成することが必要です。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標2

① 【拡充】相談支援サービスの充実

事業	a 障がい福祉サービス等事業者連絡会等において、関係機関との情報共有及び情報提供を進めます。		
将来像	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
障がい福祉サービス等事業者連絡会等における情報共有・情報提供		継続	継続

事業	b 地域移行支援・地域定着支援の充実を図ります。		第4章 関連項目 • 第1節2(2)(P229) • 第2節4(2)(P245) • 第2節4(3)(P246) • 第2節6(P247)
将来像	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
病院等の退院（所）前のカンファレンス参加等による障がい者本人の希望に沿った地域移行支援の推進		継続	継続
指定一般相談支援事業者と市ケースワーカー等の連携による地域定着支援の推進		継続	継続

② 【継続】障がい福祉サービスの拡充支援

③ 【拡充】障がい福祉サービスの質の確保・向上

事業	a 計画相談支援事業の充実を図ります。		
将来像	○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
自立支援協議会等において、相談支援の課題把握と充実に向けた検討		継続	継続
児童発達支援センター内の障がい児相談支援事業の実施		継続	継続

(3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施

現状
○ 児童発達支援や放課後等デイサービス等の充実が望まれています。(周囲の理解と支援が必要な方、障がいのある方等(18歳未満)では、今後利用してみたい(継続したい)障がい児福祉サービスについて、「児童発達支援」が38.0%、「放課後等デイサービス」が36.4%となっています。)
○ 市内2校の小学校及び1校の中学校で知的障がい者固定学級を、全校の小・中学校で特別支援教室を、1校の小学校で自閉症・情緒障がい固定学級を実施又は設置しています。
○ 重度心身障がい児(者)が利用できる施設がありません。

課題
○ 障がい児それぞれの状況や教育のニーズに対応した指導や支援の実施及び充実を進める必要があります。
○ 特別支援教育の体制充実を図る必要があります。
○ 医療的ケアを必要とする方の保健、医療、福祉、教育等の連携体制の拡充が必要です。

① 【継続】児童発達支援の充実

② 【拡充】ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施

事業	a 狛江第三中学校に自閉症・情緒障がい固定学級を開設します。		
将来像	○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
狛江第三中学校での自閉症・情緒障がい固定学級の開設	開設		継続

③ 【継続】放課後等デイサービスの充実

重点施策

④ 【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築

事業	a 【一部再掲】医療的ケアを必要とする障がい児を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報共有し、連携を図るための会議体を設置します。		
将来像	○生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
医療的ケア児コーディネーターの周知	医療的ケア児コーディネーターによる地域課題の抽出、分析		継続

基本目標3：自立と社会参加を進めるシステムづくり

(1) 就労に向けた支援の実施

- ① 【継続】公的機関・民間企業における障がい者就労機会の確保
- ② 【継続】福祉的就労の機会の確保

(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消

現状

- 障害者差別解消法について、市民一般調査では「知らない」は56.3%、障がいのある方等調査（18歳未満）では「知らない」は72.9%、障がいのある方等調査（18歳以上）では「知らない」は71.7%となっています。
- 障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるのは、障がいのある方等調査（18歳以上）では48.3%、障がいのある方等調査（18歳未満）では45.7%となっています。
- 家族以外で障がいのある人との関わりについては、市民一般調査では「ない」が77.1%、子ども向け市民調査では「ない」が78.5%となっています。また、関わりの「ない」子どもに障がいのある人と今後関わってみたいか尋ねたところ、「わからない」が58.6%で最も多くなっています。
- 市民一般調査で障がいのある人との交流や支援に必要なことについて尋ねたところ、「正しい知識の普及」が62.1%で最も多くなっています。
- 子ども向け市民調査で障がいのある人が地域や社会により積極的に参加するために、特に大切なことについて尋ねたところ、「障がいのある人や、障がいのことを市民がよく理解すること」が78.1%で最も多く、次いで、「地域や学校で福祉の教育をすること」が48.5%となっています。
- 障がいのある人も交流できる場は、市内に数箇所設置されていますが、こまえ苑エリアにはそのような場は設置されていません。
- 多世代・多機能型交流拠点の場づくり及び仕組みづくりが十分とはいえない。（市内数箇所で多世代・多機能型交流拠点が開設され、運営しておりますが、全ての市民の身近な場所にこのような場は設置されてはいません。）

課題

- 障害者差別解消法についての普及啓発等が課題となっています。
- 障害を理由とする差別の解消等福祉に関する市民一人ひとりの理解を促進させるため、引き続き、市民との交流等による地域での普及啓発等を進める必要があります。
- 福祉に関する市民一人ひとりの理解を促進させるため、子どものころからの地域・学校での福祉教育等を進める必要があります。
- 全ての障がいのある人の身近な地域に障がいのある人も交流できる場が設置されるよう、まずはこまえ苑エリアで多世代・多機能型交流拠点を設置し、運営する必要があります。また、その他の社会資源についても他の2つの日常生活圏域と比較すると少ないことも課題です。
- 日頃から障がいのある人と地域住民や地域活動団体とが交流する機会を増やすことが課題です。

① 【継続】障がいへの理解促進と差別解消

重点施策

② 【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供

事業	a 障がい者支援施設の地域交流を推進する等、障がいのある人もない人も交流できる機会を創出します。		
将来像	○障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
こまえ苑エリアにおける障がいのある人もない人も交流できる場（多世代・多機能型交流拠点）の設置に向けた検討	こまえ苑エリアにおける障がいのある人もない人も交流できる場（多世代・多機能型交流拠点）の設置・運営	こまえ苑エリアにおける障がいのある人もない人も交流できる場（多世代・多機能型交流拠点）の運営	
その他の障がいのある人もない人も交流できる場（多世代・多機能型交流拠点）の設置・運営の支援	継続	継続	
視覚障がい者の読書環境整備の推進・周知	継続	継続	

基本目標4：安心で安全に暮らせるまちづくり

(1) 避難行動要支援者支援体制の充実

現状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある方調査（18歳以上）では、緊急時の避難について「1人で判断し、避難できる」が43.7%で最も多く、次いで、「1人では判断できないし、避難もできない」が37.4%となっています。 ○ 曰頃から地域の様々な人を交えた災害対策を進めていく必要があります。（避難所で配慮して欲しいことについて、障がいのある方等調査（18歳以上）では「高齢者、障がい者、妊産婦等、体調が変化しやすい人への配慮・支援」、「間仕切りの設置などのプライバシーの確保」への意見が多くなっています。） ○ 近年、台風やゲリラ豪雨による風水害が全国各地で発生しています。令和元年東日本台風では泊江市内でも被害が発生し、様々な課題が浮き彫りになりました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の避難について、「1人では判断できず、避難する際に手助けを頼める人もいない」と回答した避難行動支援の必要性の高い方について精査し、災害時の支援体制を推進していく必要があります。 ○ 令和元年東日本台風における課題を踏まえ、高齢者が避難生活を終えて自宅に戻った際、避難前と同様の生活ができるよう、避難所の環境整備を進める必要があります。

① 【拡充】福祉避難所の運営体制の整備

事業	a 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）の改正及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改定を受けて、福祉避難所の確保、運営体制等について必要な見直しを行います。		
将来像	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
福祉避難所の確保、運営体制等の見直し	継続	継続	

重点施策

② 【拡充】災害時に関する支援

事業	a 避難行動要支援者の支援体制の整備を進めます。		
将来像	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
地域見守り活動支援対象者の見直しの検討	地域見守り活動支援対象者の見直し	-	
医師会、訪問看護事業所等の関係機関との泊江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結の調整	医師会、訪問看護事業所等の関係機関との泊江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結	継続	

(2) 権利擁護支援の推進と障がい者虐待の防止

現状	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある方調査（18歳以上）では、介助や医療にお金が必要になった場合のお金のやりくりに対する不安について「とてもある」が40.9%と最も多く、次いで「ある程度ある」が34.3%となっています。 ○ 障がいのある方調査（18歳以上）では、介助や支援を主にしている方の年齢は、「50歳代」が26.6%で最も多く、次いで、「70歳以上」が25.8%となっています。 ○ 市民意識調査で認知症や病気になって自分の意思を表明することが困難になった場合に備えて、自分の意思で表明する方法を考えているか尋ねたところ、障がい者（18歳以上）で73.4%が「考えていない」と回答しています。 ○ 成年後見制度利用促進について令和2（2020）年3月に共通計画を策定しました。 ○ 児童虐待相談件数は概ね増加傾向にあり、平成30（2018）年度は59件、高齢者虐待相談・通報受理件数は増加と減少を繰り返しており、平成30（2018）年度は24件、障がい者虐待相談・通報・届出受理件数は0件、DVに関する相談件数は増加と減少を繰り返しており、平成30（2018）年度は40件となっております。 	
課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度等の活用の必要性が高まることが考えられるため、より一層成年後見制度を分かりやすく広報するとともに、それ以外の権利擁護支援のための手段についても広報するなど判断能力が十分でない方の権利擁護支援を推進していく必要があります。 ○ 共通計画を踏まえて、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画を令和2（2020）年度中に策定し、本計画を踏まえて、令和3（2021）年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する必要があります。 ○ 市民後見人について、周知を図るとともに、成年後見人等となった後のフォローアップにも力を入れる必要があります。 ○ 障がい者虐待防止に関する取組みを積極的に進めていく必要があります。 	

① 【拡充】権利擁護支援の推進と障がい者虐待の防止

事業	a 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標5（3）①a～d（P357～）参照	
事業	b 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標5（1）（P354～）参照	
事業	c 市民後見人を育成し、その活動を支援します。
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標3（3）（P341～）参照	
事業	d 親族後見人等への支援を充実させます。
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標4（2）（P352～）参照	
事業	e 相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標2（1）⑤（P325）参照	

第4章 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の見込み

第1節 障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保 に係る目標

本計画の基本理念、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえ、障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成31（2019）年度末時点の施設入所者数の9%以上が令和5（2023）年度末までに地域生活へ移行することを目指します。（表4-51）

表4-51 地域生活移行者数

項目	数値
平成31(2019)年度末時点の施設入所者数	46人
【目標値】地域生活移行者数	2人(9.6%)

(2) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

施設入所者数を平成31（2019）年度末時点から令和5（2023）年度末までに9%以上削減することを目指します。（表4-52）

表4-52 施設入所者数削減見込み

項目	数値
平成31(2019)年度末時点の施設入所者数	46人
令和5(2023)年度末時点の施設入所者数	44人
【目標値】施設入所者数削減見込み	△2人(△9.6%)

2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場

令和5（2023）年度末までに、狛江市において、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けることを目指します。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。（表4-53）

表4-53 保健、医療、福祉関係者による協議の場

項目	数値
平成31(2019)年度末における保健、医療、福祉関係者による協議の場	なし
【目標値】令和5(2023)年度末における保健、医療、福祉関係者による協議の場	あり

(2) 1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数

国の基本方針では、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）、精神病床における早期退院率（入院後3箇月・6箇月・1年時点の退院率）の現象に関する目標を都道府県が設定することになっています。

地域生活への移行の実績（平成31（2019）年度で2人）や自立生活援助サービスの創設等による地域生活への移行の更なる推進を踏まえ、地域生活への移行に関する市の目標値を東京都が算出した数値を参考に21人と設定しました。（表4-54、表4-55）

表4-54 1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数

項目	数値
平成31(2019)年度末時点の1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数	2人
【目標値】令和5(2023)年度末時点の精神障がい者の地域生活への移行	21人

表4-55 1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数の年度別見込量

年度	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
各年度の地域移行者数	7人	7人	7人
累計	7人	14人	21人

«第3章 関連項目»
・基本目標3(2)①b
(P222)

(3) 地域移行に伴う関係サービスの見込量

地域生活への移行推進を図るため、(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用しながら、実態把握を進めるとともに、地域移行に必要な関係するサービスを確保していきます。(表4-56)

表4-56 地域移行に伴う関係サービスの見込量³²

	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
居宅介護	実利用者数(人/年)	6	5	5
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人/年)	2	2	2
グループホーム	実利用者数(人/年)	1	2	2
就労継続支援B型	実利用者数(人/年)	3	3	3
地域定着支援	実利用者数(人/年)	6	5	5
自立生活援助	実利用者数(人/年)	4	4	4

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 地域生活支援拠点等の設置箇所数

令和5（2023）年度末までに、狛江市内に地域生活支援拠点を1箇所整備することを目指します。(表4-57)

表4-57 地域生活支援拠点等の設置箇所数

項目	数値
平成31(2019)年度末時点の拠点数	0箇所
【目標値】令和5(2023)年度末時点の拠点数	1箇所

《第3章 関連項目》
・基本目標1(1)①a
(P218)

³² 平成29（2017）年10月から令和2（2020）年10月までに、地域移行に伴う関係サービス（自立生活援助を除く。）ごとに当該サービスを利用した方の利用実績から、地域生活へ移行した方の障がい福祉サービスごとの利用率を算出し、各年度の移行者数に乘じて得た数値を年度ごとの関係サービスの見込量とした。また、自立生活援助は平成30（2018）年度からの新しいサービスであり、地域生活への移行者数をもとに見込量を算出した。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数

令和5（2023）年度の一般就労への移行実績を平成31（2019）年度の133%とすることを目指します。（表4-58）

表4-58 一般就労への移行者数

項目	数値
平成31(2019)年度中の一般就労への移行者数	3人
【目標値】令和5(2023)年度中の一般就労への移行者数	4人(133%)

(2) 就労移行支援事業利用者数

令和5（2023）年度末までに、就労移行支援事業の利用者を平成31（2019）年度の133%以上増加することを目指します。（表4-59）

表4-59 就労移行支援事業利用者数

項目	数値
平成31(2019)年度末の就労移行支援事業利用者数	12人
【目標値】令和5(2023)年度末の就労移行支援事業利用者数	16人(133%)

(3) 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を各年度70%とすることを目指します。（表4-60）

表4-60 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

項目	数値
平成31(2019)年度末現在の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	該当者なし
【目標値】各年度末現在の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	70%

5 相談支援体制の充実・強化等

令和5（2023）年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の充実を図ります。（表4-61）

表4-61 相談支援体制の充実・強化等

項目	数値
平成31(2019)年度末における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制	なし
【目標】令和5(2023)年度末における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制	あり

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和5（2023）年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築します。（表4-62）

表4-62 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

項目	数値
平成31(2019)年度末における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	なし
【目標】令和5(2023)年度末における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	あり

7 障がい児支援の提供体制の整備等

（1）児童発達支援センターの設置数

令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを柏江市内に1箇所以上確保（維持）することを目指します。（表4-63）

表4-63 児童発達支援センターの設置数

項目	数値
平成31(2019)年度末時点の設置箇所数	0箇所
【目標値】令和5(2023)年度末時点の設置箇所数	1箇所

(2) 保育所等訪問支援を提供している事業所数

令和5（2023）年度末までに、狛江市において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。（表4-64）

表4-64 保育所訪問支援を提供している事業所数

項目	数値
平成31(2019)年度末における保育所訪問支援を提供している事業所数	0箇所
【目標値】令和5(2023)年度末時点の設置箇所数	1箇所

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数

令和5（2023）年度末に、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を狛江市内に1箇所以上確保（維持）することを目指します。（表4-65）

表4-65 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

及び放課後等デイサービス事業所の数

項目	数値
平成31(2019)年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1箇所
【目標値】令和5(2023)年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1箇所

(4) 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

令和5（2023）年度末までに、狛江市において、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。（表4-66）

表4-66 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

項目	数値
平成31(2019)年度末における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	なし
【目標】令和5(2023)年度末における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	あり

《第3章 関連項目》

- ・基本目標1(2)①a
(P219)
- ・基本目標2(3)④a
(P223)

(5) 医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置

令和5（2023）年度末までに、狛江市において、医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置を目指します。（表4-67）

表4-67 医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置

項目	数値
平成31(2019)年度末における医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置	1名
【目標】令和5(2023)年度末における医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置	1名

《第3章 関連項目》

- ・基本目標1(2)①a
(P219)
- ・基本目標2(3)④a
(P223)

第2節 障がい福祉サービス等の見込量

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの計画期間中に必要となる障がい福祉サービス等の見込量は以下のとおりです。本計画では、現在の利用実績等に関する分析や、障がい者等のサービス利用に関する意向を勘案した上で、見込量を設定しています。

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の5つのサービスがあります。

(1) 居宅介護

ホームヘルパーによる身体介護や家事援助等を行います。第6期障がい福祉計画の計画値は、利用ニーズ及び実績の推移を考慮して、利用者数を見込んでいます。（表4-68）

表4-68 居宅介護の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
居宅介護	延利用量 (時間/年)	17,637	20,071	20,516	20,678	20,988	21,303
	平均利用量 (時間/月)	1,470	1,673	1,793	1,724	1,749	1,776
	実利用者数 (人/年)	150	159	163	164	166	169
	平均利用者数 (人/月)	124	130	132	134	136	138

※令和2（2020）年度は見込値

第2節 障がい福祉サービス等の見込量

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の行動障がいがあり、常時介護を必要とする人に身体介護及び家事援助に加え、外出時の移動の支援、見守り、コミュニケーション支援等を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、第5期障がい福祉計画の実績を踏まえ、必要なサービス量を見込んでいます。(表4-69)

表4-69 重度訪問介護の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
重度訪問介護	延利用量 (時間/年)	26,851	26,207	32,721	34,908	36,060	37,140
	平均利用量 (時間/月)	2,238	2,184	2,727	2,909	3,005	3,095
	実利用者数 (人/年)	11	10	11	11	11	12
	平均利用者数 (人/月)	10	9	10	10	10	11

※令和2（2020）年度は見込値

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な障がい者（児）に対して、外出時の移動に必要な情報の提供及び移動の援護を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により大きく変化する可能性がありますが、本来望ましい利用量を目標として見込んでいます。(表4-70)

表4-70 同行援護の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
同行援護	延利用量 (時間/年)	3,571	4,021	3,435	4,954	5,499	6,104
	平均利用量 (時間/月)	298	335	286	413	458	509
	実利用者数 (人/年)	23	21	25	23	24	26
	平均利用者数 (人/月)	17	19	19	22	24	26

※令和2（2020）年度は見込値

(4) 行動援護

行動が著しく困難であり、常時介護を必要とする知的・精神障がい者（児）が外出する際に必要な援助を行います。

平成30（2018）年に初めてサービスの利用があり、利用が急増していますので、第6期障がい福祉計画では過去の推移を考慮して、伸び率を高く設定しています。（表4-71）

表4-71 行動援護の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
行動援護	延利用量 (時間/年)	146	483	600	844	1,008	1,104
	平均利用量 (時間/月)	12	40	50	70	84	92
	実利用者数 (人/年)	1	1	3	2	3	3
	平均利用者数 (人/月)	0	1	2	2	3	3

※令和2（2020）年度は見込値

(5) 重度障害者等包括支援

介助の必要が特に高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。サービス利用の条件に該当する人がいないことから、第6期障がい福祉計画の計画値を見込んでいません。ただし、計画期間中に利用したい要望があった場合は、できる限りそのニーズに対応できる体制を整えていきます。（表4-72）

表4-72 重度障害者等包括支援の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
重度障害者等 包括支援	延利用量 (時間/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度は見込値

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労定着支援・療養介護・短期入所（福祉型）・短期入所（医療型）の10種類のサービスがあります。

（1）生活介護

常時介護を必要とする人に対して、日中における入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

第6期障がい福祉計画の計画値は、第5期障がい福祉計画期間中、第4期障害福祉計画期間と比較して平成30（2018）年度にやや利用が減少しましたが、多少の増加を見込んでいます。（表4-73）

表4-73 生活介護の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
生活介護	延利用量 (日/年)	26,902	27,304	28,456	28,557	28,754	28,839
	平均利用量 (日/月)	2,242	2,275	2,371	2,379	2,396	2,403
	実利用者数 (人/年)	129	139	144	142	148	151
	平均利用者数 (人/月)	123	127	136	142	143	145

※令和2（2020）年度は見込値

(2) 自立訓練(機能訓練)

身体障がい者が地域生活を営むことができるように、支援計画に基づく身体的リハビリテーションや日常生活に係る訓練等の支援を一定期間行います。

第5期障がい福祉計画期間中、利用が大幅に減りましたが、第6期障がい福祉計画の計画値は、平成31（2019）年度の実績をもとに多少の増加を見込んでいます。（表4-74）

表4-74 自立訓練(機能訓練)の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
自立訓練 (機能訓練)	延利用量 (日/年)	282	66	0	67	68	69
	平均利用量 (日/月)	24	6	0	6	6	6
	実利用者数 (人/年)	2	1	0	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1	0	0	1	1	1

※令和2（2020）年度は見込値

(3) 自立訓練(生活訓練)

知的・精神障がい者が地域生活を営むことができるように、支援計画に基づく日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を一定期間行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、第5期障がい福祉計画期間中の実績をもとに、目標を設定しました。（表4-75）

表4-75 自立訓練(生活訓練)の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
自立訓練 (生活訓練)	延利用量 (日/年)	3,318	2,557	1,898	2,093	2,302	2,532
	平均利用量 (日/月)	277	213	158	174	192	211
	実利用者数 (人/年)	36	34	24	35	35	35
	平均利用者数 (人/月)	26	22	14	22	23	23

※令和2（2020）年度は見込値

第2節 障がい福祉サービス等の見込量

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

第5期障がい福祉計画期間中、利用の減少が見られましたが、第6期障がい福祉計画の計画値は、平成31（2019）年度の実績をもとに目標を設定しました。（表4-76）

表4-76 就労移行支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
就労移行支援	延利用量 (日/年)	3,377	2,617	2,420	2,598	2,677	2,718
	平均利用量 (日/月)	281	218	202	217	223	227
	実利用者数 (人/年)	36	25	23	26	26	26
	平均利用者数 (人/月)	19	13	13	14	14	15

※令和2（2020）年度は見込値

(5) 就労継続支援(A型)

一般企業での就労が困難な人に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上を図る等の支援を行います。

第5期障がい福祉計画期間中、利用の減少が見られましたが、第6期障がい福祉計画の計画値は、平成31（2019）年度の実績をもとに目標を設定しました。（表4-77）

表4-77 就労継続支援(A型)の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
就労継続支援 (A型)	延利用量 (日/年)	2,606	2,317	2,223	2,355	2,499	2,634
	平均利用量 (日/月)	217	193	185	196	208	220
	実利用者数 (人/年)	15	12	12	12	12	13
	平均利用者数 (人/月)	12	10	10	10	10	10

※令和2（2020）年度は見込値

(6) 就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

第5期障がい福祉計画の増加を踏まえて、第6期障がい福祉計画の計画値を設定しています。(表4-78)

表4-78 就労継続支援(B型)の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
就労継続支援 (B型)	延利用量 (日/年)	22,962	23,592	23,487	23,468	23,660	23,823
	平均利用量 (日/月)	1,914	1,966	1,957	1,956	1,972	1,985
	実利用者数 (人/年)	163	169	163	183	190	198
	平均利用者数 (人/月)	139	149	147	164	171	176

※令和2(2020)年度は見込値

(7) 就労定着支援

就労支援等のサービスを受けていた障がい者等に、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を行います。

平成30(2018)年度からの新しいサービスであり、第6期障がい福祉計画の計画値は、平成31(2019)年度の実績を参考に増加を見込んでいます。(表4-79)

表4-79 就労定着支援の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
就労定着支援	延利用量 (日/年)	75	2,778	2,472	3,063	3,216	3,377
	平均利用量 (日/月)	6	232	206	255	268	281
	実利用者数 (人/年)	5	12	11	13	14	15
	平均利用者数 (人/月)	1	9	7	10	10	11

※令和2(2020)年度は見込値

第2節 障がい福祉サービス等の見込量

(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助等を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、現在の利用者分に若干の増加を見込んでいます。(表4-80)

表4-80 療養介護の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
療養介護	実利用者数 (人/年)	8	8	8	8	9	10
	平均利用者数 (人/月)	8	8	8	8	9	10

※令和2 (2020) 年度は見込値

(9) 短期入所(福祉型)

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、福祉施設での宿泊を伴った預かりを行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、第5期障がい福祉計画の実績の伸びを見込んでいます。(表4-81)

表4-81 短期入所(福祉型)の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
短期入所 (福祉型)	延利用量 (日/年)	2,566	2,813	2,292	2,870	2,898	2,927
	平均利用量 (日/月)	214	234	191	239	241	244
	実利用者数 (人/年)	64	74	62	75	76	77
	平均利用者数 (人/月)	48	51	42	52	53	53

※令和2 (2020) 年度は見込値

(10) 短期入所(医療型)

介護者の疾病等により一時的に介護ができない場合に、病院での宿泊を伴った預かりを行います。第6期障がい福祉計画の計画値は、市外に所在する事業所等と連携を図りながら、サービス提供を行うために必要なサービス量を見込んでいます。(表4-82)

表4-82 短期入所(医療型)の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
短期入所 (医療型)	延利用量 (日/年)	33	48	0	49	49	50
	平均利用量 (日/月)	3	4	0	4	4	4
	実利用者数 (人/年)	6	5	0	5	5	5
	平均利用者数 (人/月)	1	1	0	1	1	1

※令和2(2020)年度は見込値

3 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援の3つのサービスがあります。

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設、グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、助言等を行います。

平成30(2018)年度からの新しいサービスであり、第6期障がい福祉計画の計画値は、地域移行支援の対象者及び通過型グループホーム³³の退去者のニーズを考慮して、利用者数を見込んでいます。(表4-83)

表4-83 自立生活援助の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
自立生活援助	実利用者数 (人/年)	0	2	3	4	4	4
	平均利用者数 (人/月)	0	1	1	2	2	3

※令和2(2020)年度は見込値

³³ 東京都福祉保健局長の指定を受け、入居者に概ね3年間で単身生活へ移行できるよう必要な支援を行うグループホームをいう。

第2節 障がい福祉サービス等の見込量

(2) 共同生活援助(グループホーム)

夜間又は休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、民間事業者での整備の増加を見込んでいます。(表4-84)

表4-84 共同生活援助(グループホーム)の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/年)	68	68	69	79	86	93
	平均利用者数 (人/月)	58	60	60	70	76	82

※令和2 (2020) 年度は見込値

(3) 施設入所支援

夜間に介護が必要な人及び自立訓練又は就労移行支援を利用してながら、通所が困難な人に対して、居住の場を提供するとともに、安心した日常生活が営めるよう支援を行います。

第1節1 (2) の施設入所者の地域生活への移行に関する目標(P228)を踏まえて、利用者が減少すると見込んでいます。(表4-85)

表4-85 施設入所支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
施設入所支援	実利用者数 (人/年)	48	48	46	44	44	44
	平均利用者数 (人/月)	46	45	44	44	44	44

※令和2 (2020) 年度は見込値

4 相談支援

相談支援には、計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の3つのサービスがあります。

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する全ての人を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、利用者数の増加を見込んでいます。(表4-86)

表4-86 計画相談支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	416	438	433	530	583	641
	平均利用者数 (人/月)	97	106	114	128	139	151

※令和2（2020）年度は見込値

(2) 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人又は入院している精神障がいのある人に対して、地域生活に移行するための相談、住居の確保、サービス事業所への同行支援等を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、第1節1（1）施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数（P228）及び第1節2（2）1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数（P229）を踏まえた地域移行を推進するため、利用者が増加すると見込んでいます。(表4-87)

表4-87 地域移行支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
地域移行支援	実利用者数 (人/年)	5	9	6	10	10	11
	平均利用者数 (人/月)	3	3	1	3	3	3

※令和2（2020）年度は見込値

《《第3章 関連項目》
・基本目標2(2)①b
(P222)}

(3) 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人等の、障がいの特性から生じる緊急の事態等に対して、常時相談及び対応を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、成果目標に沿って地域移行を推進するため、利用者が増加すると見込んでいます。(表4-88)

表4-88 地域定着支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
地域定着支援	実利用者数 (人/年)	28	24	23	25	28	31
	平均利用者数 (人/月)	24	21	20	25	25	25

※令和2（2020）年度は見込値

《第3章 関連項目》

- ・基本目標2(2)①b
(P222)

5 発達障がい者に対する支援

発達障がい者に対する支援として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等を行います。(表4-89)

表4-89 発達障がい者に対する支援の見込量

	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者※1	実利用者数(人/年)	80	80	80
ペアレントメンターの人数※2	実利用者数(人/年)	0	20	20
ピアサポートの活動への参加人数※3	実利用者数(人/年)	0	3	3

※1 子ども発達支援課が実施する発達支援サポート養成講座（初級）及び児童発達支援センターが実施する地域支援事業事業者の見込値をいう。

※2 子ども発達支援課が実施する発達サポート養成講座（中級）の修了者の見込値をいう。

※3 子ども発達支援課が実施する発達サポート養成講座（中級）の修了者のうち、ピアサポート活動の参加者見込値をいう。

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催、精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助及び自立生活援助を見込んでいます。（表4-90）

表4-90 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量

	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	実利用者数(回/年)	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	実利用者数(人/年)	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実利用者数(回/年)	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	実利用者数(人/年)	3	3	3
精神障がい者の地域定着支援	実利用者数(人/年)	25	28	31
精神障がい者の共同生活援助	実利用者数(人/年)	20	24	28
精神障がい者の自立生活援助	実利用者数(人/年)	2	2	2

«第3章 関連項目»
・基本目標2(2)①b
(P222)

7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組みとして、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行います。（表4-91）

表4-91 地域定着支援の見込量

	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	実利用者数(人/年)	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実利用者数(回/年)	0	1	1

第3節 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に事業の詳細を決めることができる事業です。全ての市町村が原則実施するとされている「必須事業」と、市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。現在の利用実績等に関する分析を勘案した上で、見込量を設定しています。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人もない人も参加でき、障がい者と一緒に触れ合うことができるイベントを障がい者週間等に開催し、市民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の場を提供します。(表4-92)

表4-92 理解促進研修・啓発事業の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和2（2020）年度は見込値

(2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立生活をする上で必要となる、心構えや生活技術（ヘルパーとの対人関係の作り方、住宅の探し方、生活管理、金銭管理等）、社会資源の使い方等について、実際に自立生活を送っている障がい者から学ぶ自立生活プログラムを実施します。

また、対人関係学習会、障がい者料理教室、障がい者社会復帰ミーティング等社会生活を行う上で必要な、対人関係及び生活技術の向上を目的とした自立生活向上プログラムを、障がい当事者、家族及び支援者を対象に実施します。(表4-93)

表4-93 自発的活動支援事業の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和2（2020）年度は見込値

(3) 相談支援事業

精神障がい当事者、家族、支援者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

第6期障がい福祉計画も「地域生活支援センターリヒト」で相談支援事業を実施します。

(表4-94)

表4-94 相談支援事業の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1

※令和2(2020)年度は見込値

(4) 成年後見制度利用支援事業

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方に対して、後見等開始審判に係る申立費用及び成年後見人等の報酬の一部を助成します。

第6期障がい福祉計画の計画値は、障がい者及びその介助者が高齢化しているため、制度の周知を図ることで利用者が増加すると見込んでいます。(表4-95)

表4-95 成年後見制度利用支援事業の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	2	3	4	6	7	8

※令和2(2020)年度は見込値

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

市民後見人の活用を含めた法人後見の業務を適正に行うために、必要な知識等が修得できる内容の研修等を行う成年後見制度法人後見支援事業を毎年度実施します。(表4-96)

表4-96 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
成年後見制度法人 後見支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和2(2020)年度は見込値

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある人に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の社会活動への参加又は自立を支援します。ニーズの増加に対応するため、第6期障がい福祉計画の計画値は増加を見込んでいます。

また、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動等日常会話程度の手話表現技術等を習得する手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。手話通訳者については、初級・中級・上級・養成の4コースで研修を行います。(表4-97)

表4-97 意思疎通支援事業の見込量

		計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
			平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業		派遣回数 (回)	496	563	443	580	620	640
手話通 訳者設 置事業	手話	設置人数 (人)	31	28	28	28	29	30
	要約 筆記	設置人数 (人)	23	31	31	31	32	33

※令和2（2020）年度は見込値

(7) 日常生活用具給付等事業

第6期障がい福祉計画の計画値は、^{せつ}排泄管理支援用具を除き、毎年必ず申請があるものではないため、第5期障がい福祉計画をもとに多少の増加を見込んでいます。なお、^{せつ}排泄管理支援用具についても、過去の実績より増え続けてはいないため、第4期障害福祉計画の実績の平均値を計画値としています。(表4-98) (表4-99)

表4-98 日常生活用具の種類

日常生活用具介護・訓練 支援用具	特殊寝台や特殊マット等障がいのある人の身体介護を支援する用具、また訓練に用いるいす等のことです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のことです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のことです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のことです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品のことです。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもののことです。

表4-99 日常生活用具給付等事業の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
日常生活用具 介護・訓練支援 用具	延給付件数 (件)	2	4	5	4	4	4
自立生活支援 用具	延給付件数 (件)	8	9	8	12	14	16
在宅療養等支援 用具	延給付件数 (件)	16	6	7	7	7	8
情報・意思疎通 支援用具	延給付件数 (件)	26	27	12	46	59	77
排泄管理支援 用具	延給付件数 (件)	788	851	797	912	912	912
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	延給付件数 (件)	2	4	2	6	8	10

※令和2（2020）年度は見込値

（8）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者をいいます。）の養成研修を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、平成31（2019）年度の実績をもとに、年間9人の養成研修修了者を見込んでいます。（表4-100）

表4-100 手話奉仕員養成研修事業の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数 (人)	9	9	0	9	9	9

※令和2（2020）年度は見込値

第3節 地域生活支援事業の見込量

(9) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人等の社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

移動支援事業は、平成27（2015）年度まで利用量等に大幅な増加がありましたが、平成28（2016）年度はやや減少しています。そのため、第6期障がい福祉計画の計画値は、若干の増加を見込んでいます。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、需要が大きく変化することも予測されます。（表4-101）

表4-101 移動支援事業の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
移動支援事業	延利用量 (時間/年)	10,724	9,820	7,706	10,017	10,118	10,219
	平均利用量 (時間/月)	894	818	642	834	843	851
	実利用者数 (人/年)	112	112	92	114	115	117
	平均利用者数 (人/月)	87	85	69	87	88	88

※令和2（2020）年度は見込値

(10) 地域活動支援センター事業

通所による創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等に関する事業を実施し、障がいのある人等の地域生活を支援します。

第6期障がい福祉計画の計画値について、実施箇所数に変更はありません。実利用者数は2箇所の施設の定員の合計である105人としています。（表4-102）

表4-102 地域活動支援センター事業の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
地域活動支援センター事業	実施箇所数 (箇所)	2	2	2	2	2	2
	実利用者数 (人/年)	105	95	105	105	105	105

※令和2（2020）年度は見込値

2 任意事業

市町村選択事業として、以下の事業を継続的に実施します。（表4-103）（表4-104）

表4-103 任意事業の種類

更生訓練費給付事業	就労支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人に社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
自動車運転教習料助成事業	障がいのある人の就労、行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等 (あいとぴあプール)	障がい者(児)の体力増強や交流、日中活動の場の提供を目的に、あいとぴあプールで水泳教室等を開催します。
奉仕員養成研修 (要約筆記)	意思疎通支援事業(通訳者派遣事業等)を円滑に実施するため、要約筆記奉仕員の養成を目的とした講習会を開催します。また、養成講習会修了後の奉仕員の技術の向上を目的とした研修会も開催します。
障害者虐待防止対策支援(保護室確保)	養護者による虐待を受けた障がい者を一時的に保護するために必要な居室を障がい者支援施設との委託契約により確保します。

第3節 地域生活支援事業の見込量

表4-104 任意事業の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
更生訓練費給付事業	実利用者数 (人/年)	0	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	31	32	32	33	33	33
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	4	4	4	7	9	11
自動車運転教習料助成事業	実利用者数 (人/年)	1	2	1	2	2	2
自動車改造助成事業	実利用者数 (人/年)	2	1	2	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室開催等(あいとぴあプール)	登録者数 (人)	553	690	487	835	918	1,010
奉仕員養成研修(要約筆記)	実施回数 (回/年)	18	18	0	18	19	19
障害者虐待防止対策支援(保護室確保)	確保数 (室)	1	1	1	1	1	1

※令和2(2020)年度は見込値

第4節 障がい児福祉サービス等の見込量

児童福祉法に基づく障がい児を対象とするサービスに関する事業について、現在の利用実績等に関する分析、障がい児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案した上で、見込量を設定しています。

1 障がい児通所支援等

障がい児通所支援等には、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の5つのサービスがあります。

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、第5期障がい福祉計画の実績の伸びが継続すると見込んでいます。(表4-105)

表4-105 児童発達支援の見込量

	計画期間	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
児童発達支援	延利用量 (日/年)	7,064	9,086	9,281	11,602	13,110	14,814
	平均利用量 (日/月)	589	757	773	967	1,092	1,234
	実利用者数 (人/年)	159	165	164	185	197	208
	平均利用者数 (人/月)	109	114	112	135	148	161

※令和2（2020）年度は見込値

第4節 障がい児福祉サービス等の見込量

(2) 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校休業日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、第5期障がい福祉計画の実績の伸びが継続すると見込んでいます。(表4-106)

表4-106 放課後等デイサービスの見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
放課後等 デイサービス	延利用量 (日/年)	12,255	12,692	14,489	15,079	16,437	17,916
	平均利用量 (日/月)	1,021	1,058	1,207	1,257	1,370	1,493
	実利用者数 (人/年)	119	134	156	162	204	234
	平均利用者数 (人/月)	101	113	124	149	172	198

※令和2（2020）年度は見込値

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、令和2（2020）年度に児童発達支援センターが開設したため、利用者の増加を見込んでいます。(表4-107)

表4-107 保育所等訪問支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
保育所等 訪問支援	延利用量 (日/年)	0	0	19	48	48	48
	平均利用量 (日/月)	0	0	2	4	4	4
	実利用者数 (人/年)	0	0	4	4	4	4
	平均利用者数 (人/月)	0	0	1	4	4	4

※令和2（2020）年度は見込値

(4) 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。第6期障がい福祉計画の計画値は、実利用者2人を見込んでいます。(表4-108)

表4-108 医療型児童発達支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
医療型児童 発達支援	延利用量 (日/年)	0	0	0	24	24	24
	平均利用量 (日/月)	0	0	0	2	2	2
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	2	2	2
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	2	2	2

※令和2（2020）年度は見込値

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し発達支援を提供します。

平成30（2018）年度からの新しいサービスであり、第6期障がい福祉計画の計画値は、実利用者1人を見込んでいます。(表4-109)

表4-109 居宅訪問型児童発達支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
居宅訪問型 児童発達支援	延利用量 (日/年)	0	0	0	12	12	12
	平均利用量 (日/月)	0	0	0	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

※令和2（2020）年度は見込値

2 障がい児入所支援

障がい児入所支援には、福祉型児童入所支援と医療型児童入所支援の2つのサービスがあります。

(1) 福祉型児童入所支援

児童入所施設に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、平成31（2019）年度の実績のまま継続すると見込んでいます。（表4-110）

表4-110 福祉型児童入所支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
福祉型児童入所 支援	実利用者数 (人/年)	3	3	3	3	3	3
	平均利用者数 (人/月)	3	3	3	3	3	3

※令和2（2020）年度は見込値

(2) 医療型児童入所支援

障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

第6期障がい福祉計画の計画値は、第5期障がい福祉計画の実績のまま継続すると見込んでいます。（表4-111）

表4-111 医療型児童入所支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
医療型児童入所 支援	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

※令和2（2020）年度は見込値

3 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用するため、利用計画の作成や一定期間ごとのモニタリング等の支援を行います。(表4-112)

表4-112 障がい児相談支援の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障がい児 相談支援	実利用者数 (人/年)	146	138	152	191	221	243
	平均利用者数 (人/月)	37	37	44	47	59	70

※令和2（2020）年度は見込値

4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケアの必要な障がい児が安心して地域で生活できるよう、医療を含めた様々な分野について調整できる人材として、コーディネーターを配置します。第6期障がい福祉計画の計画値は、1人（維持）を見込んでいます。(表4-113)

表4-113 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込量

	計画期間 年度	実績(第5期)			計画値(第6期)		
		平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
コーディネーター	配置人数 (人)	0	0	1	1	1	1

※令和2（2020）年度は見込値

《第3章 関連項目》

- ・基本目標1(2)①a (P219)
- ・基本目標2(3)④a (P223)

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1 狛江市市民福祉推進委員会・障がい小委員会

基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である狛江市福祉基本条例第32条第1項の規定により設置された市民福祉推進委員会及び同条第3項の規定により設置された障がい小委員会において、同条第32条第2項第4号の規定により、計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、計画の進捗状況については、広報こまえ及び市公式ホームページを活用して、市民に周知します。

2 狛江市地域自立支援協議会

狛江市地域自立支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3及び狛江市地域自立支援協議会設置要綱（平成22年要綱第19号）第1条の規定に基づき設置された協議体であり、障がい福祉の様々な分野の関係者が委員となっています。

狛江市地域自立支援協議会では、障がい者が地域の中で安心・安全に生活できるよう、相談支援事業をはじめ、地域の関係機関によるネットワークの構築等を図りながら、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行います。

障害者総合支援法第88条第8項では、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないと定められています。

また、本計画期間の最終年度である令和5（2023）年度には、次期計画である第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について意見具申します。

第2節 計画の評価方法

1 評価の手順

本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するためには、計画期間中、PDCAサイクルにより進行管理を行い、その結果を市民に対して公開することにより、より高い推進力を確保していくことが必要となります。

そこで、本計画においては、以下のサイクル（図4-23）とスケジュール（図4-24）に従って、毎年度計画の進行管理を実施します。

図4-23 PDCAサイクルによる進行管理

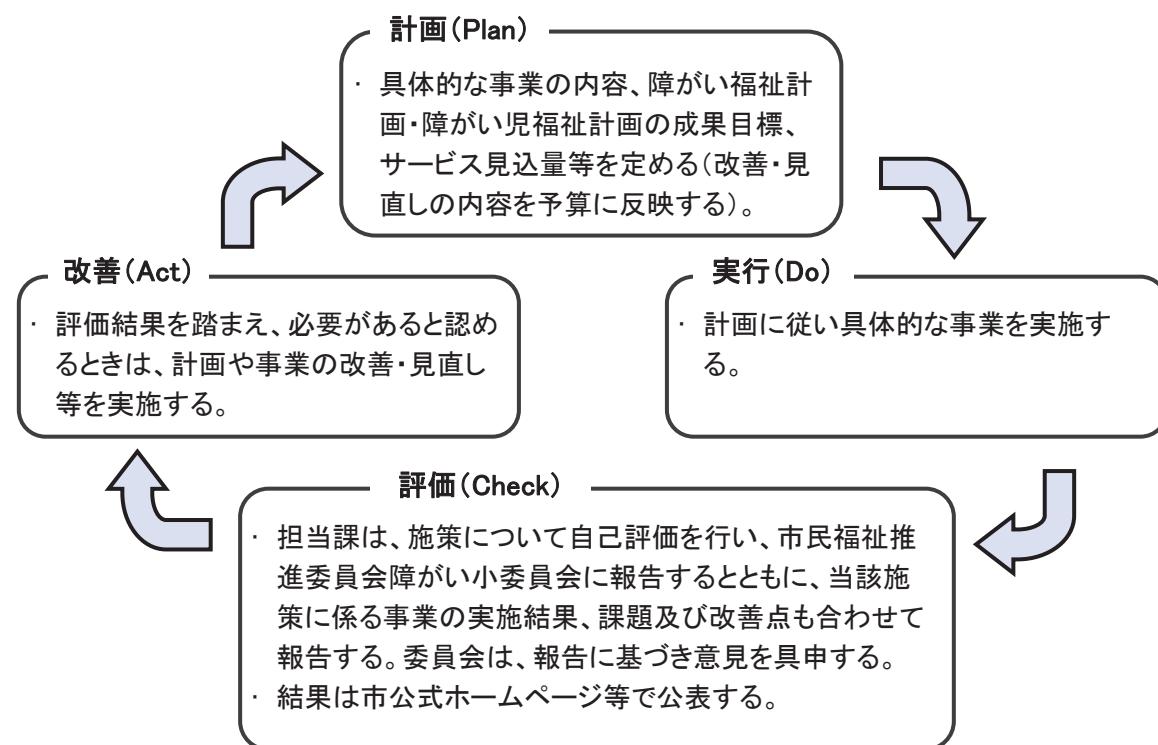
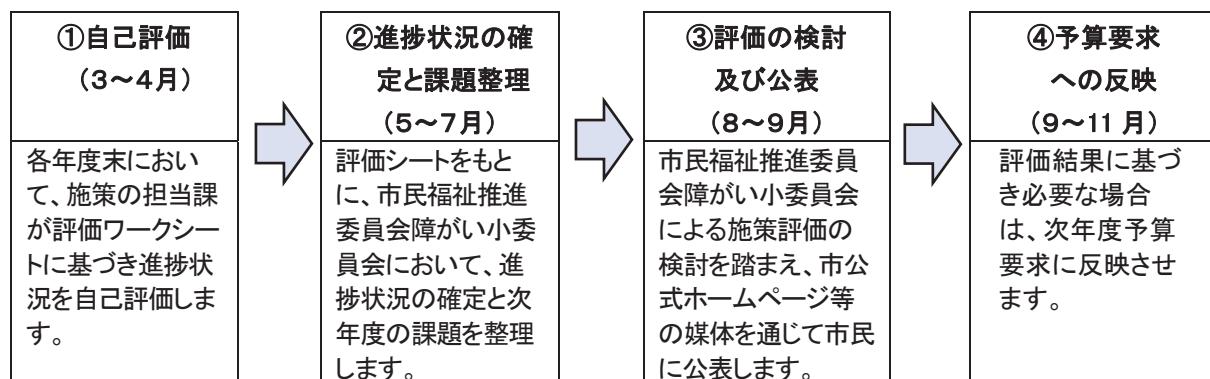


図4-24 評価(Check)から改善(Act)へのスケジュール



2 評価の基準

障がい者計画の各施策については、毎年度計画が実施されているか、施策ごとに以下のA～Dで評価します。（表4-114）

表4-114 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例①】施策1に係る4つの事業の令和3（2021）年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	-	-
	事業c	未達成	-	-
	事業d	達成	-	-

この場合、事業aについては、令和4（2022）年度まで年次目標までの前倒しで達成していますが、この点は評価に入れません。事業aから事業dまでの令和3（2021）年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとなります。

【例②】その後、施策1に係る4つの事業の令和4（2022）年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	達成	-
	事業c	未達成	未達成	-
	事業d	達成	達成	-

この場合、令和4（2022）年度までの年次目標を評価しますので、令和3（2021）年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及び事業dの年次目標が単年度の年次目標であり、次年度に繰り延べて実施できない年次目標の場合には、令和3（2021）年度の年次目標の達成状況は評価から外します。

その結果、事業aから事業dまでの令和4（2022）年度までの達成率は4/6で66.6%となりますので、評価はBとなります。

【例③】その後、施策1に係る4つの事業の令和5（2023）年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	達成
	事業b	未達成	達成	達成
	事業c	達成	達成	達成
	事業d	達成	達成	未達成

この場合、令和4（2022）年度までの年次目標を評価しますので、令和3（2021）年度及び令和4（2022）の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及びdの評価については、例②の場合と同様です。なお、事業cについては令和5（2023）年度に令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の年次目標も達成できましたので、その点も評価に加えます。

その結果、事業aから事業dまでの令和5（2023）年度までの達成率は7/8で87.5%となりますので、評価はAとなります。

第4編

第1期成年後見制度利用促進

事業計画

～本人の意思を尊重し、「その人らしい」
生活の実現を目指して～

第1章 権利擁護³⁴を取り巻く現状と課題

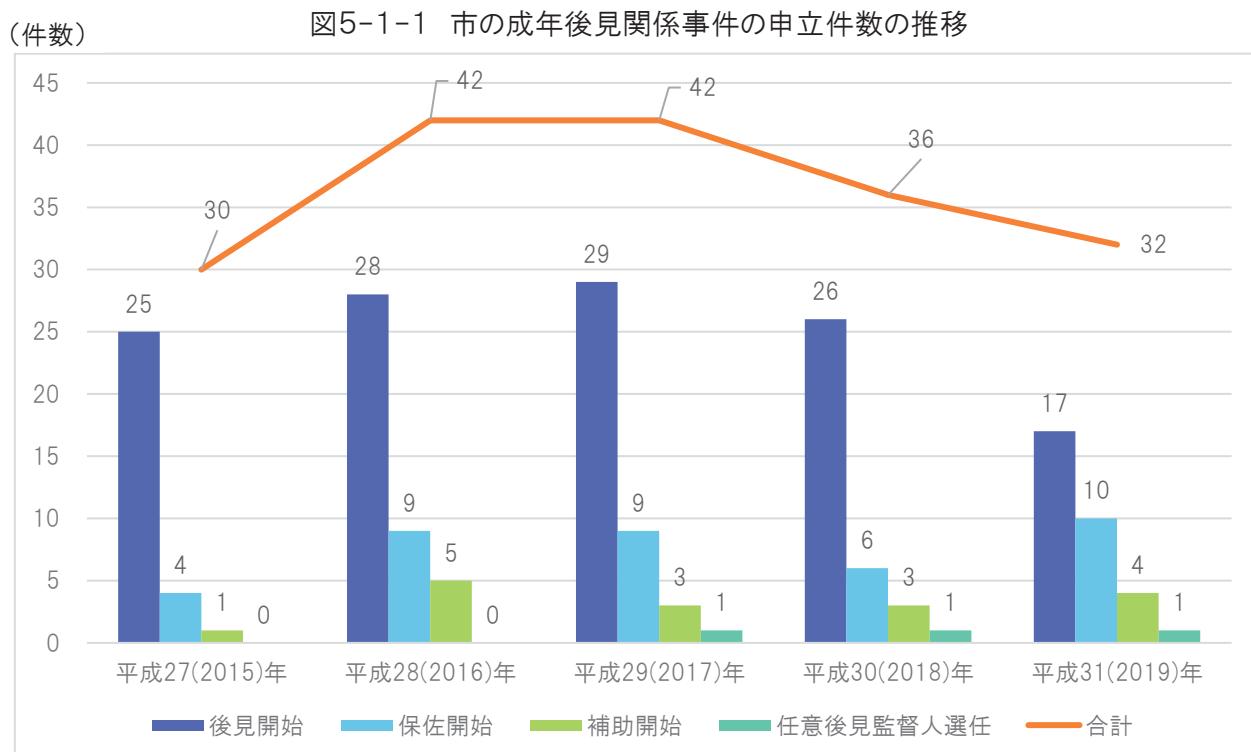
第1節 統計から見る現状

1 成年後見制度の利用状況

(1) 成年後見関係事件の申立件数

平成27（2015）年の成年後見関係事件の申立件数は30件でしたが、平成28（2016）年は42件に増加しております。後見開始が3件、保佐開始が5件、補助開始が4件増加したことによるものです。平成30（2018）年から減少傾向にあり、特に平成31（2019）年は後見開始の申立件数の減少が顕著です。（図5-1-1）

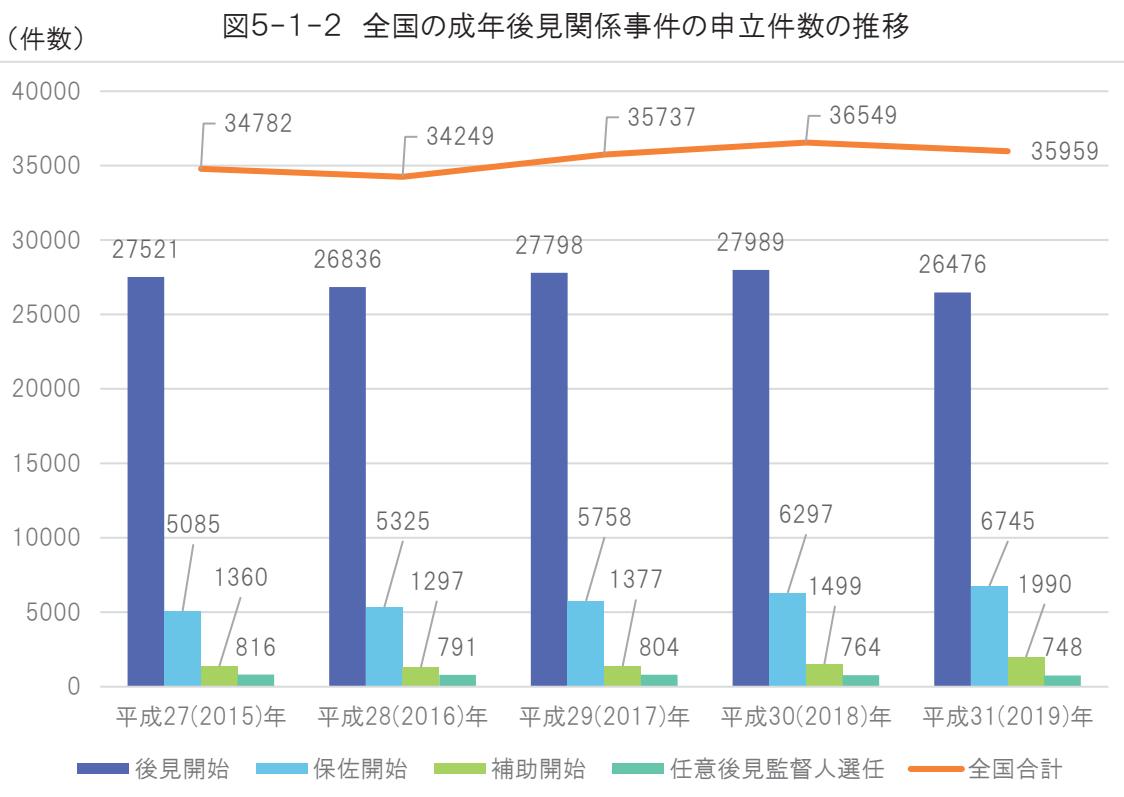
全国の成年後見関係事件の申立件数は平成29（2017）年及び平成30（2018）年は増加いたしましたが、平成31（2019）年は減少に転じております。東京都の申立件数は平成29（2017）年から毎年減少しており、市と同様に平成31（2019）年の後見開始の申立件数の減少は顕著です。もっとも、保佐開始及び補助開始は、国及び東京都でも申立件数が増加しております。（図5-1-2、図5-1-3）



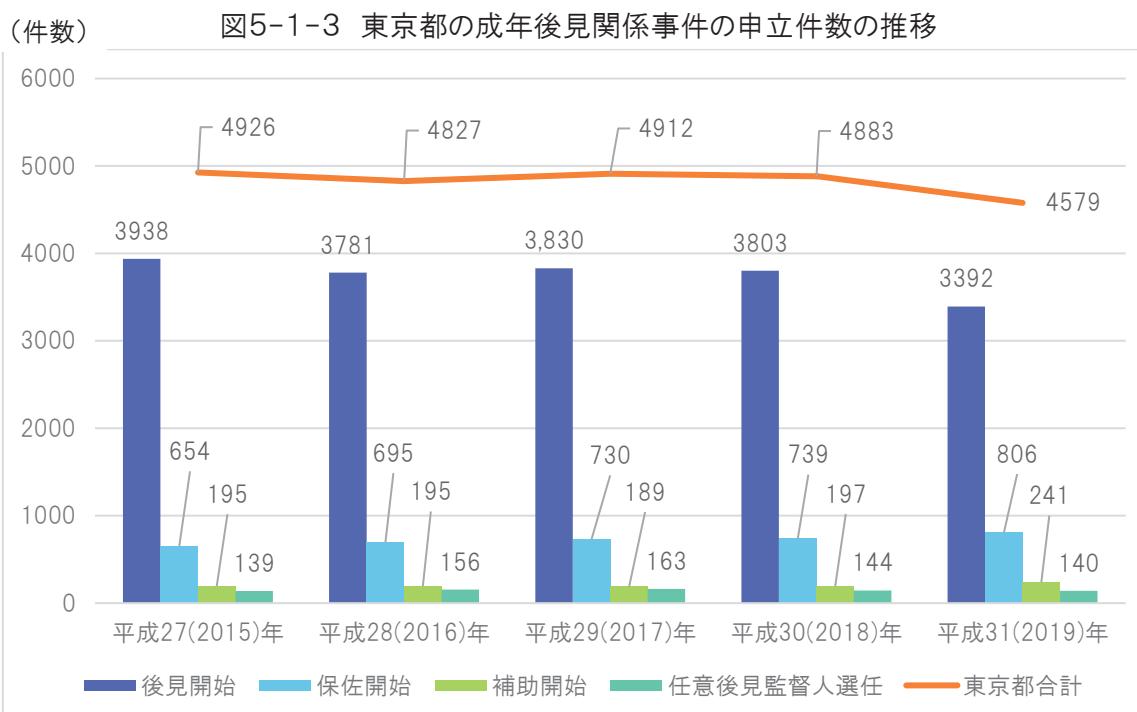
出典：区市町村別成年後見制度申立件数等について（平成27年～平成31年・区市町村別）（家庭裁判所提供）

³⁴ 高齢者、障がい者等何らかの支援を要する者が社会の一員として地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、個人の尊厳の確保や自己決定の尊重の観点から、必要な日常生活上及び社会生活上の様々な課題について、個別に、又は制度的に権利が保障されるようにするための支援や基盤整備のあり方をいう。

第1節 統計から見る現状



出典:成年後見事件の概況(H27-H31) 最高裁判所事務総局家庭局

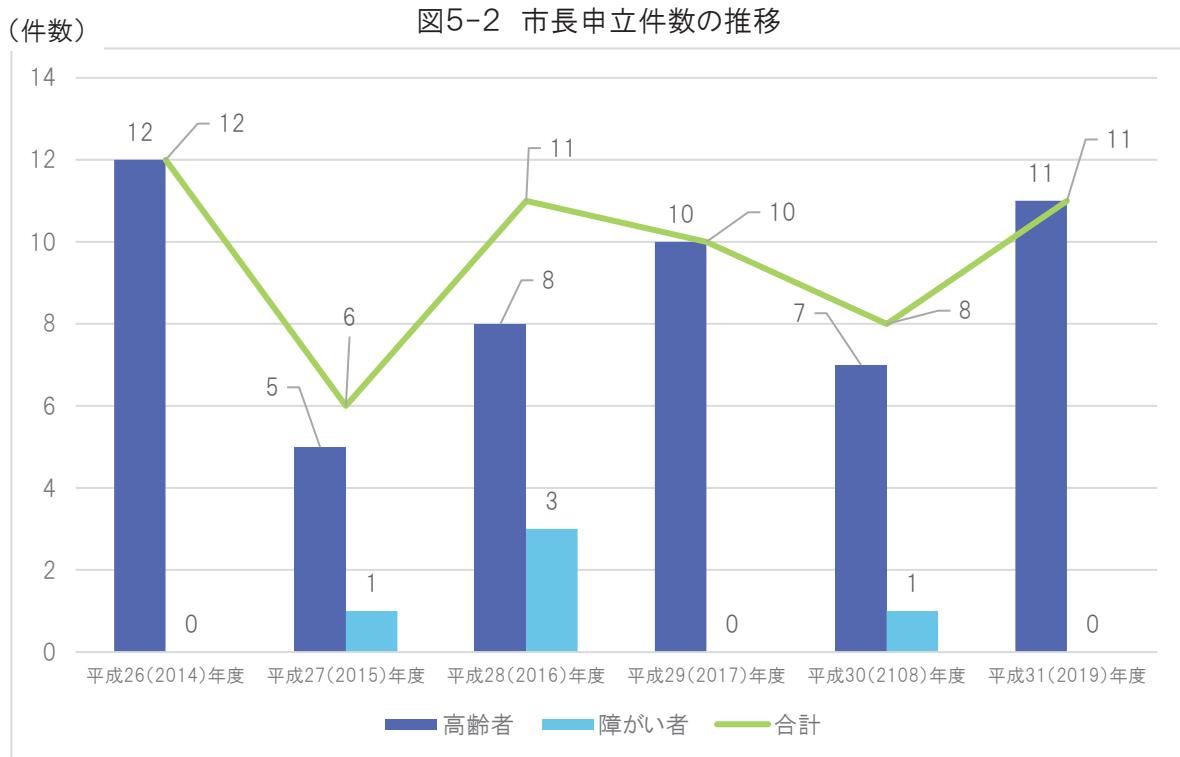


出典:区市町村別成年後見制度申立件数等について(平成27年～平成31年・区市町村別)(家庭裁判所提供)

(2) 市長申立件数

平成26（2014）年度の市長申立件数は6件から12件までの間で推移しています。

被成年後見人等（「被成年後見人、被保佐人及び被補助人」をいいます。以下同じです。）は高齢者の割合が多く、障がい者は各年度0人から3人までの間で推移しております。（図5-2）



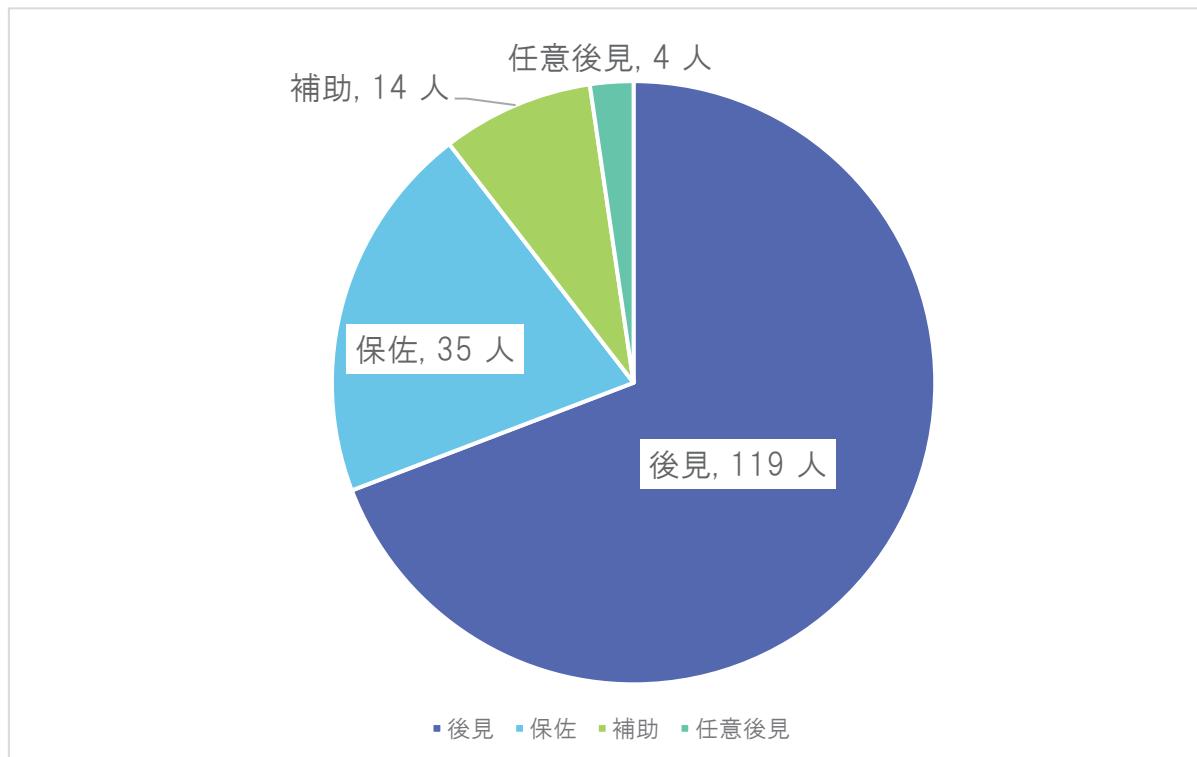
※各年度末現在

(3) 成年後見制度の利用者数

令和元（2019）年12月31日現在の成年後見制度の利用者の総数は172人で、そのうち、法定後見制度の利用者が168人で全体の97.7%、任意後見制度の利用者が4人で全体の2.3%となっております。法定後見制度の利用者168人のうち後見類型の利用者が119人で法定後見制度全体の70.8%、保佐類型の利用者が35人で法定後見制度全体の約20.8%、補助類型の利用者が14人で法定後見制度全体の8.4%となっております。（図5-3）

令和元（2019）年12月31日時点における狛江市の1万人当たりの利用者数は21.5人となっております。同時点における東京都全体の1万人当たりの利用者数は18.3人となっており、東京都全体より約3人多くなっております。

図5-3 成年後見制度の利用者数(令和元(2019)年12月31日現在)

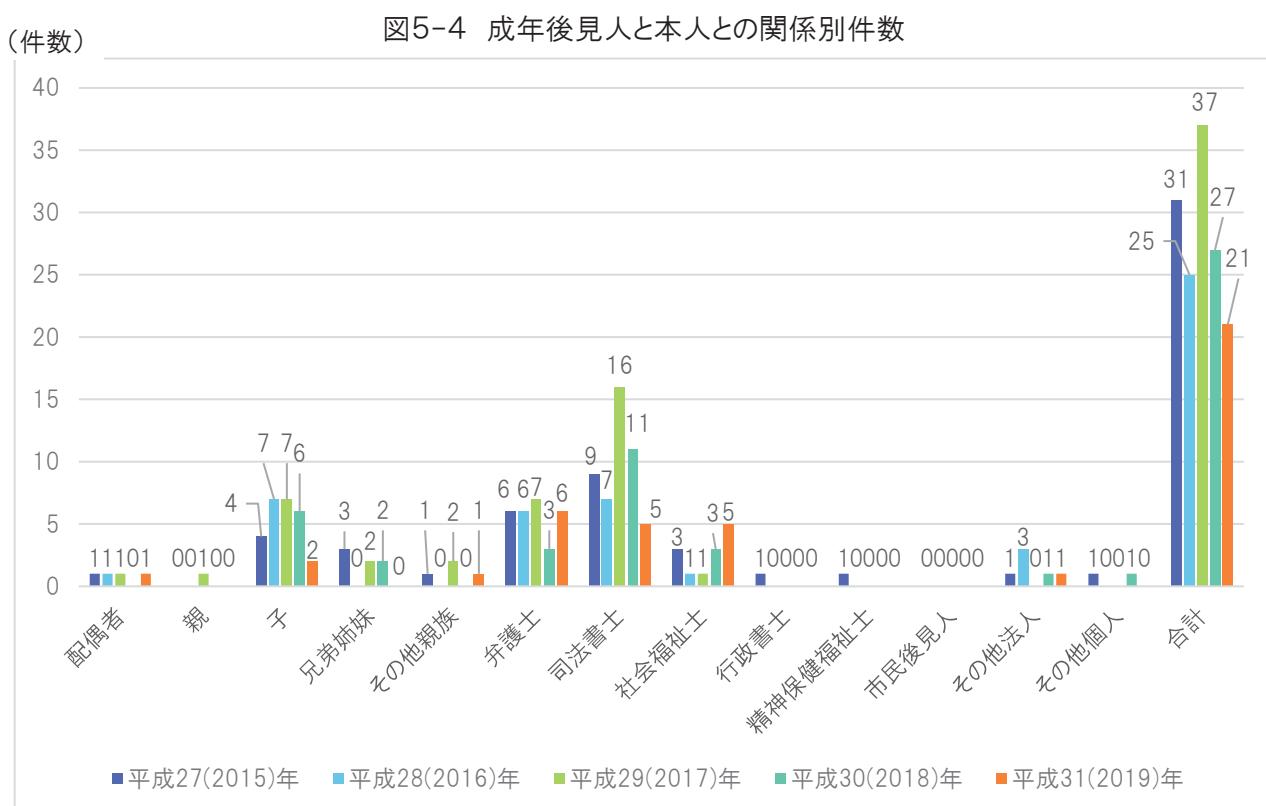


出典:区市町村別成年後見制度の利用者数(東京都)(家庭裁判所提供)

(4) 成年後見人等と本人との関係別件数

ア 成年後見人

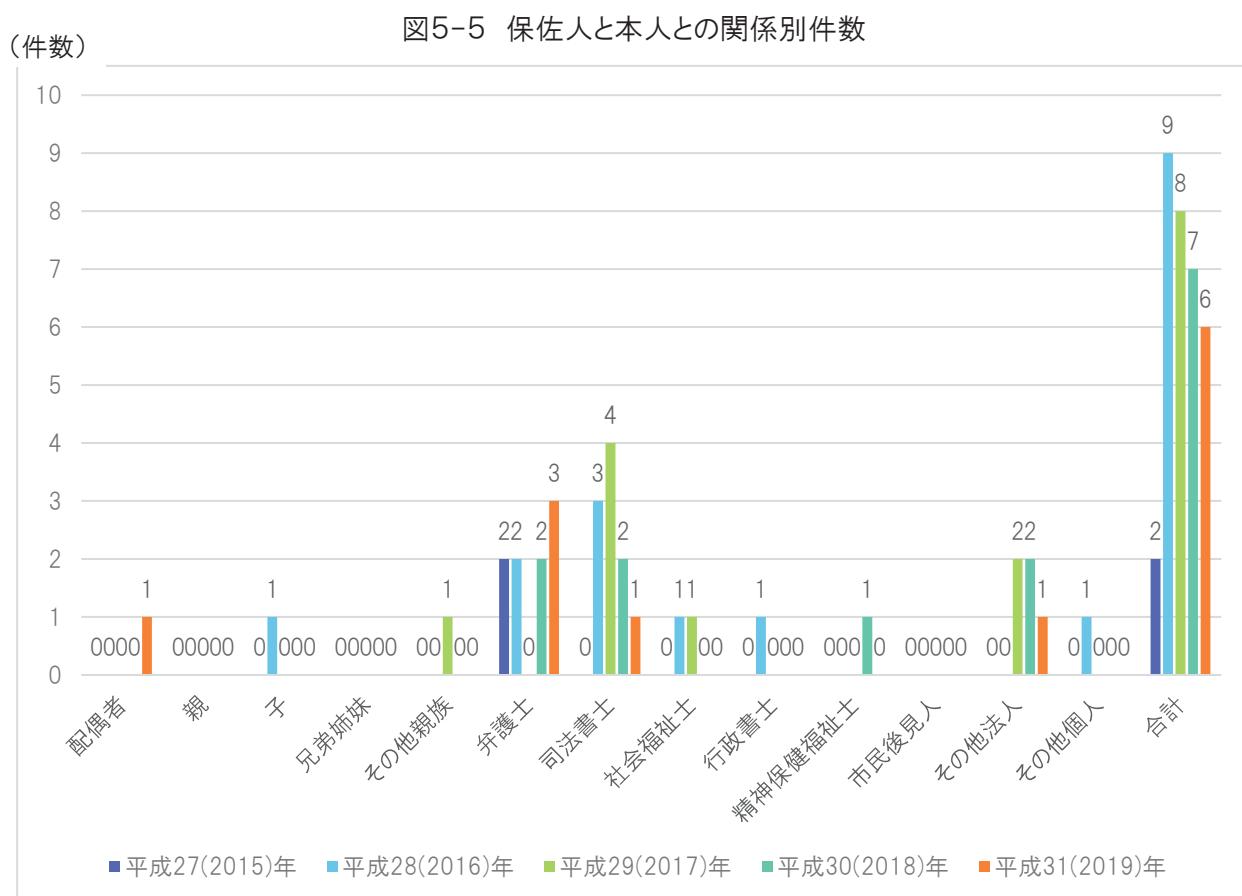
平成27（2015）年から平成31（2019）年までのいずれの年も専門職が成年後見人に就任する件数が最も多く、専門職の内訳としては平成30（2018）年までは司法書士、弁護士、社会福祉士の順となっておりましたが、平成31（2019）年は弁護士の就任件数が最も多くなっております。親族では子が成年後見人に就任する件数が最も多くなっております。法人が成年後見人に就任するケースが年〇件から3件まで、市民後見人は〇件となっております。（図5-4）



出典：成年後見人等と本人との関係別件数（平成27年～平成31年・区市町村別）（家庭裁判所提供）

イ 保佐人

平成27（2015）年から平成31（2019）年までのいずれの年も専門職が保佐人に就任する件数が最も多く、専門職の内訳としては平成30（2018）年度までは司法書士、弁護士、社会福祉士の順となっておりましたが、平成31（2019）年は弁護士の就任件数が最も多くなりました。法人が保佐人に就任するケースが年〇件から2件まで、親族後見人は〇件又は1件、市民後見人は〇件となっております。（図5-5）



出典：成年後見人等と本人との関係別件数（平成27年～平成31年・区市町村別）（家庭裁判所提供）

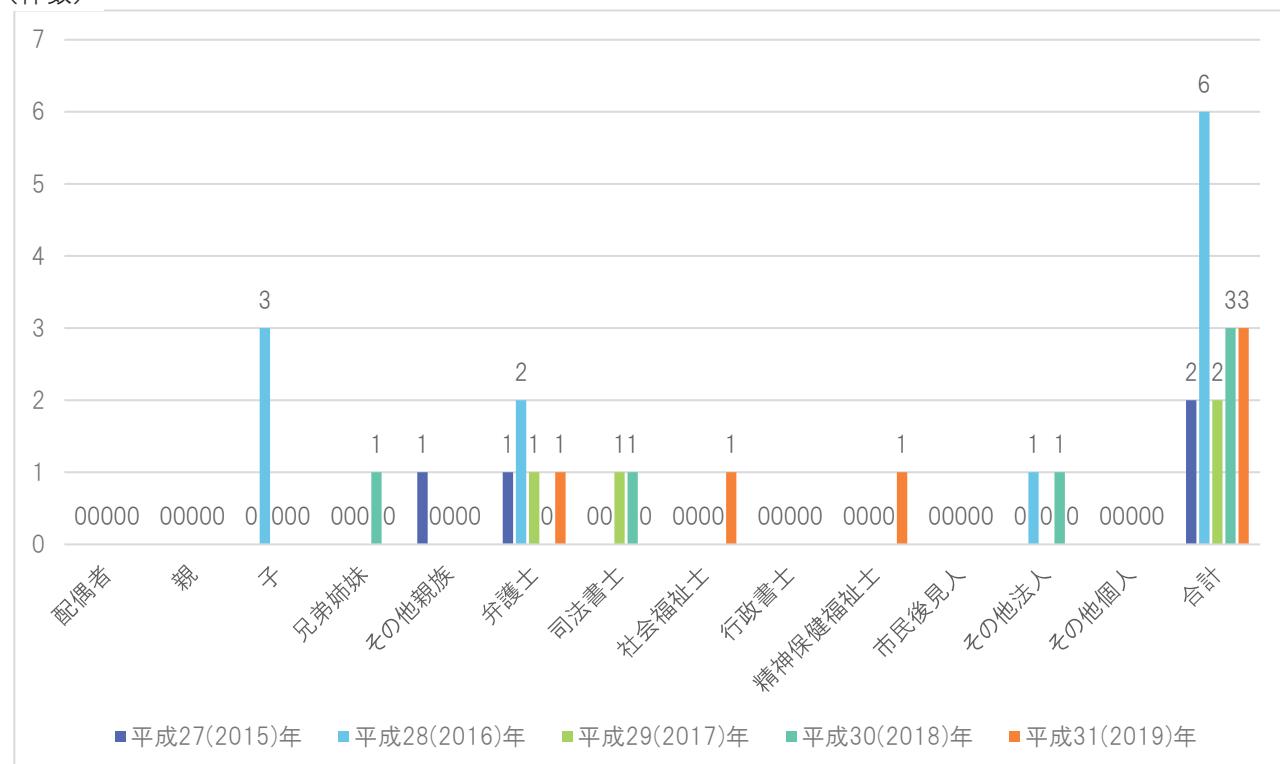
ウ 補助人

平成27（2015）年から平成30（2018）年まで専門職又は親族が補助人に就任する件数が多くなっております。平成27（2015）年はその他親族が1件、弁護士が1件、平成28（2016）年は子が3件、弁護士が2件、平成29（2017）年は弁護士及び司法書士が1件、平成30（2018）年は兄弟姉妹が1件、司法書士が1件、平成31

（2019）年は弁護士、社会福祉士及び精神保健福祉士が1件となっております。法人が補助人に就任するケースが年0件又は1件、市民後見人は0件となっております。（図5-6）

(件数)

図5-6 補助人と本人との関係別件数



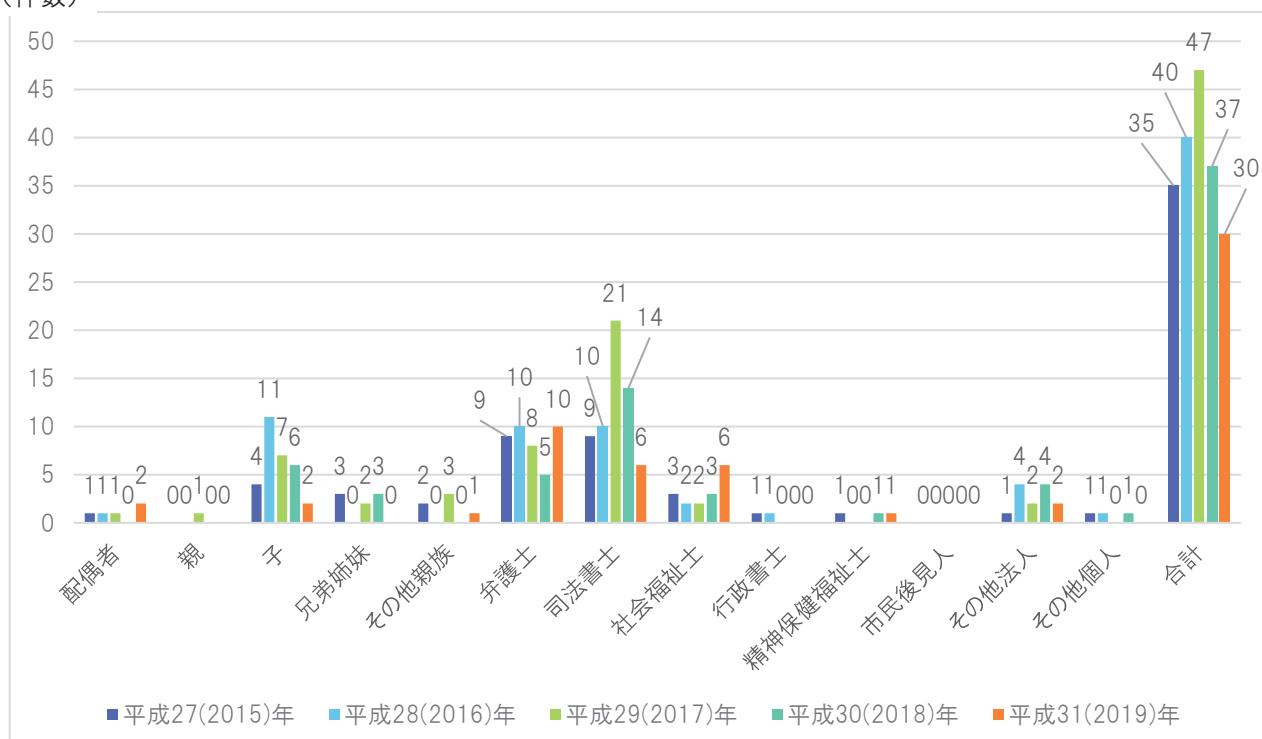
出典：成年後見人等と本人との関係別件数（平成27年～平成31年・区市町村別）（家庭裁判所提供）

第1節 統計から見る現状

工 総数

成年後見人、保佐人及び補助人を合わせた全ての後見類型では、平成27（2015）年から平成31（2019）年までのいずれの年も専門職が成年後見人等に就任する件数が最も多く、専門職の内訳としては司法書士と弁護士同数の年もありますが、平成29（2017）年及び平成30（2018）年は司法書士が成年後見人等に就任する件数が多くなっています。平成31（2019）年は弁護士の就任件数が最も多くなりました。続いて親族が成年後見人等に就任する件数が多く、その中でも子が成年後見人等に就任する件数が多くなっています。法人が成年後見人等に就任するケースが年1件から4件まで、市民後見人は0件となっております。（図5-7-1）

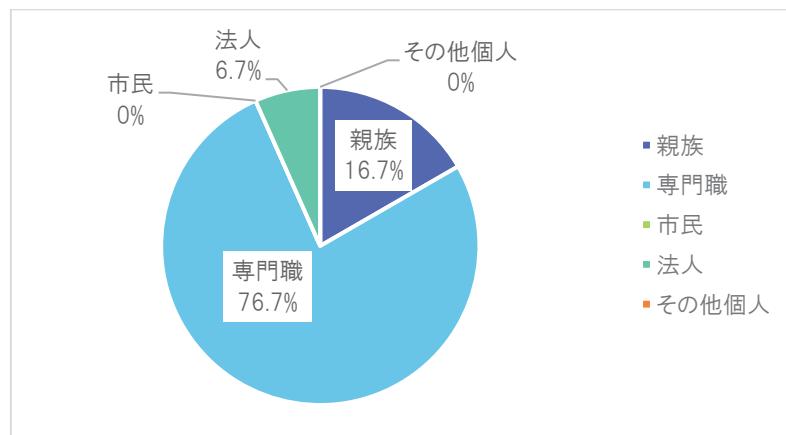
図5-7-1 成年後見人等と本人との関係別件数(総数)
(件数)



出典:成年後見人等と本人との関係別件数(平成27年～平成31年・区市町村別)(家庭裁判所提供)

平成31（2019）年の成年後見人等と本人との関係別割合については、親族の割合が16.7%となっており、東京都全体の23.8%と比べ7.1ポイント低くなっています。（図5-7-2）

図5-7-2 平成31(2019)年の成年後見人等と本人との関係別割合



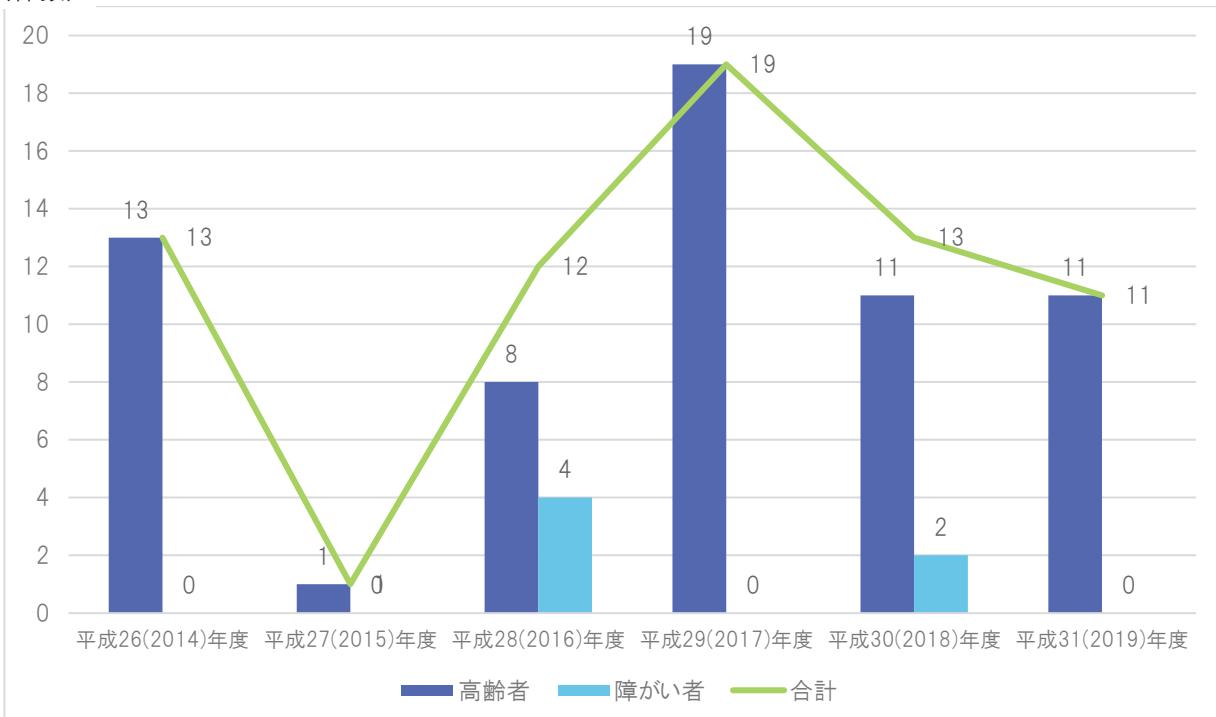
(5) 成年後見制度の利用促進に係る経費助成

ア 成年後見人等申立経費助成

平成26（2014）年度から平成31（2019）年度までの成年後見人等申立経費に係る助成件数は、平成27（2015）年度以外は11件から19件までの間で推移しております。いずれの年度も高齢者に対する助成件数が多くなっています。（図5-8）

(件数)

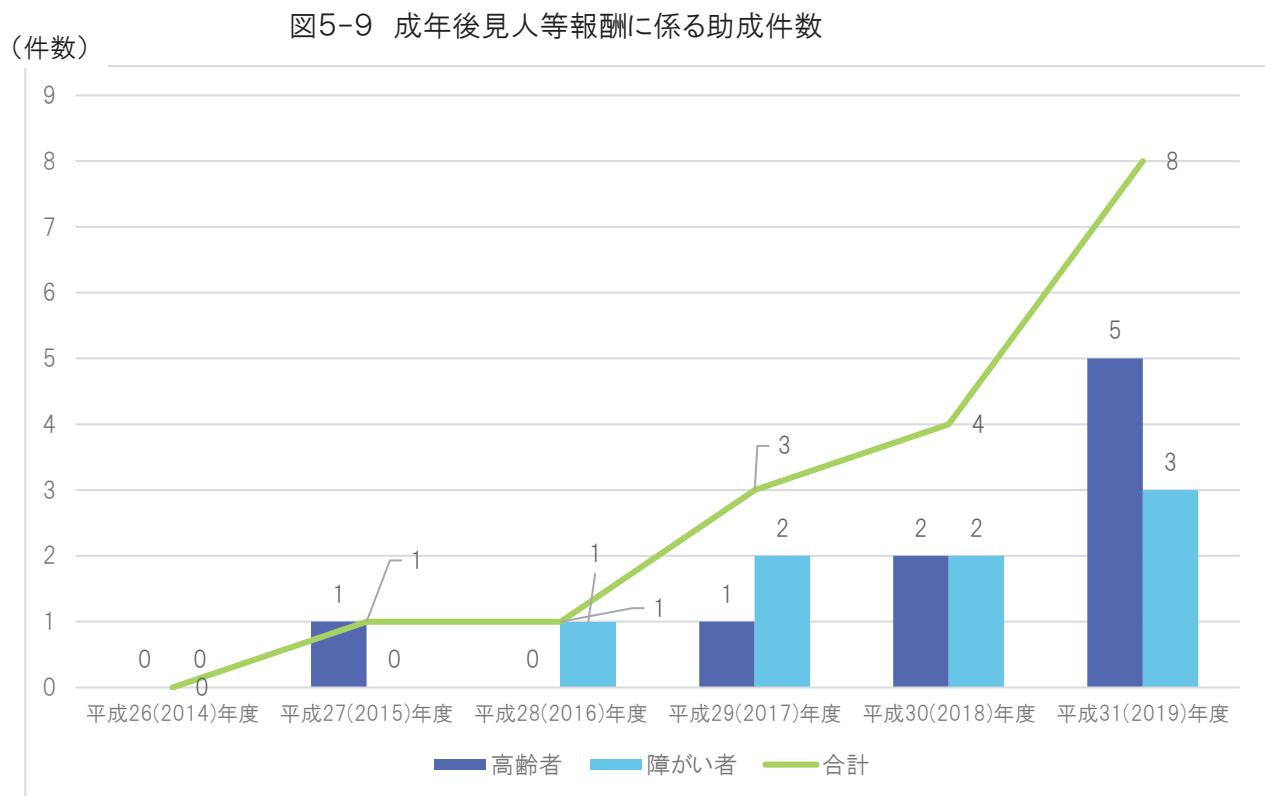
図5-8 申立経費に係る助成件数



※各年度末現在

イ 成年後見人等報酬助成

平成26（2014）年度から平成31（2019）年度までの成年後見人等報酬に係る助成件数は、増加傾向にあり、平成30（2018）年度は4件、平成31（2019）年度は8件となっております。（図5-9）

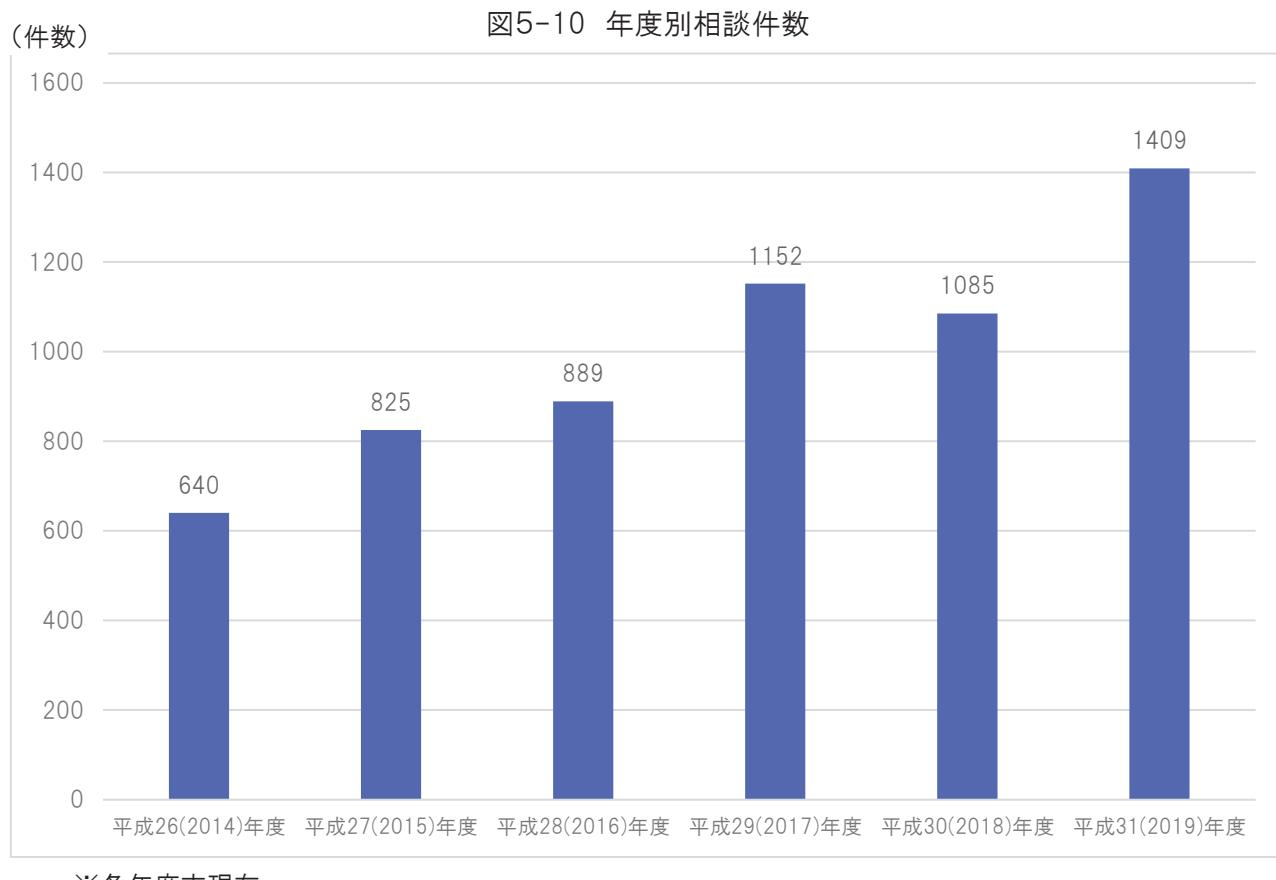


※各年度末現在

(6)社会福祉協議会 あんしん泊江³⁵の相談実績

ア 年度別相談件数

あんしん泊江における成年後見制度に係る相談件数は、増加傾向にあり、平成31(2019)年は1,409件となっております。今後も相談件数は増加することが予想されます。(図5-10)

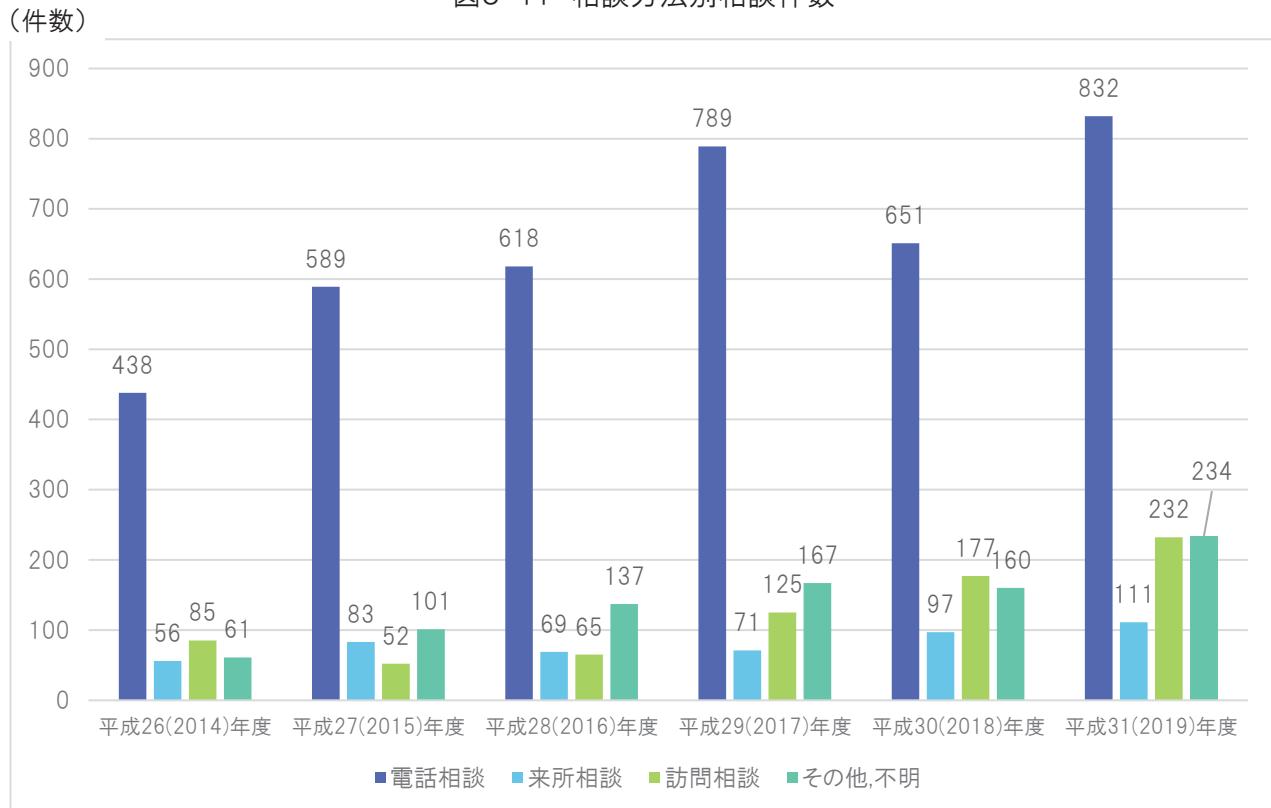


³⁵ 判断能力が不十分な高齢者・障がい者が、安心して生活できるように、福祉サービス利用支援及び成年後見等の利用支援を行う泊江市社会福祉協議会に設置された機関をいう。

イ 相談方法別相談件数

相談方法としては、電話による相談が最も多いですが、あんしん泊江に来所していたり相談を受けるケースや相談者のご自宅等に訪問して相談を受けるケースが増加傾向にあります。(図5-11)

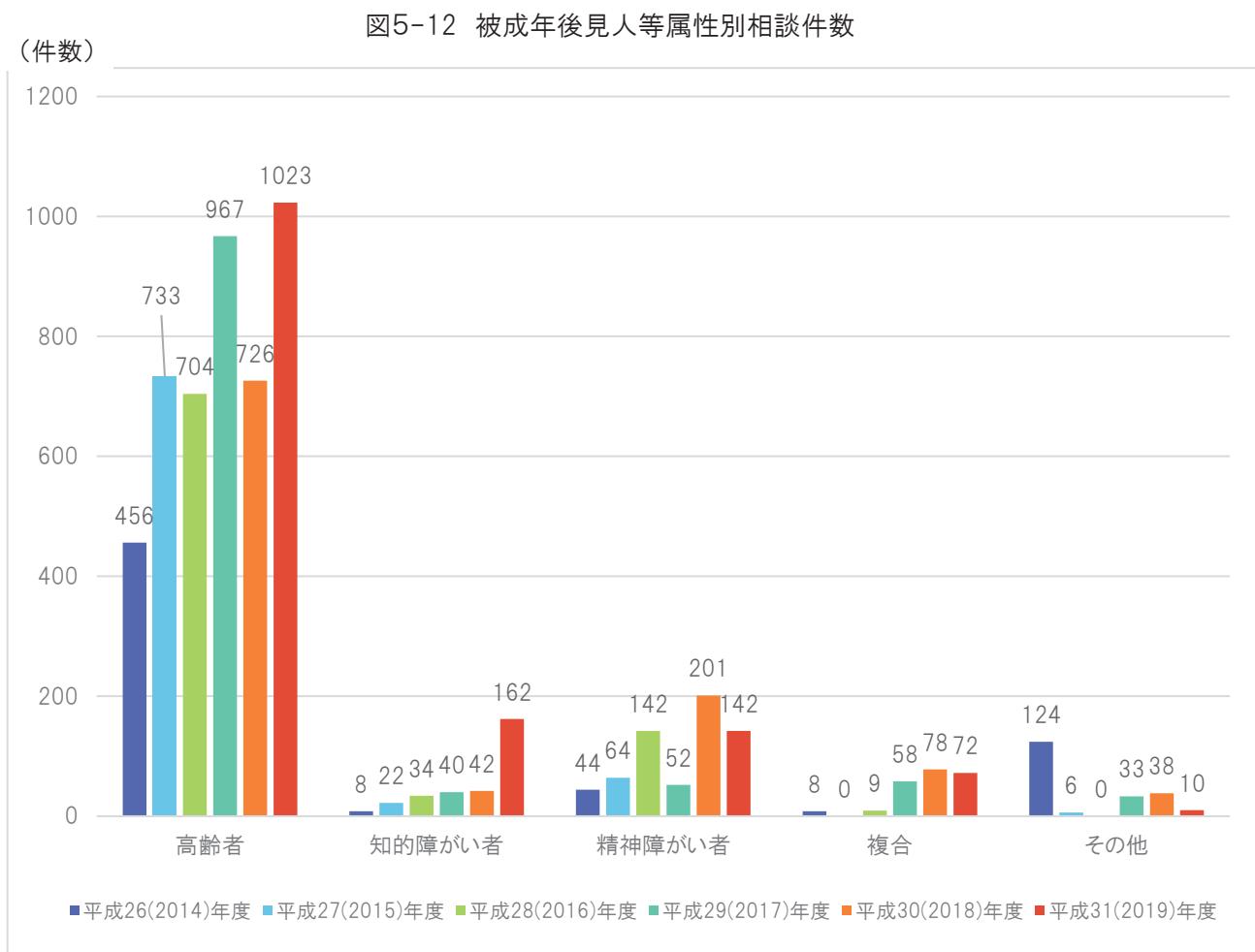
図5-11 相談方法別相談件数



※各年度末現在

ウ 被成年後見人等属性別相談件数

被成年後見人等の属性別の相談件数としては、高齢者の相談が最も多いですが、近年は精神障がい者や複合の方の相談が増加しております。(図5-12)



※複合とは、高齢者、知的障がい者及び精神障がい者のいずれか複数に該当する方をいいます。

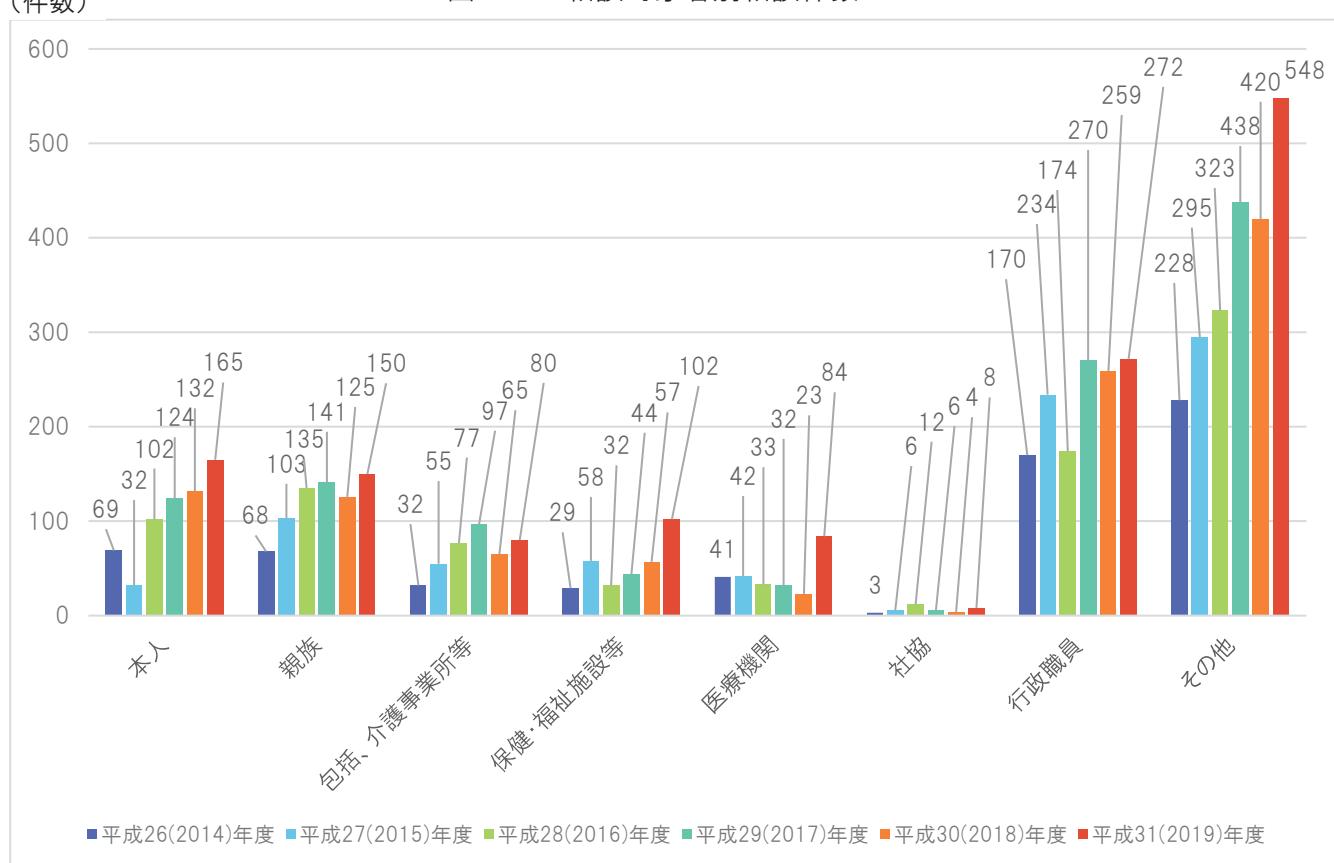
※各年度末現在

第1節 統計から見る現状

工 相談対象者別相談件数

相談対象者別の相談件数としては、その他を除くと平成31（2019）年度は行政職員、本人、親族の順となっております。（図5-13）

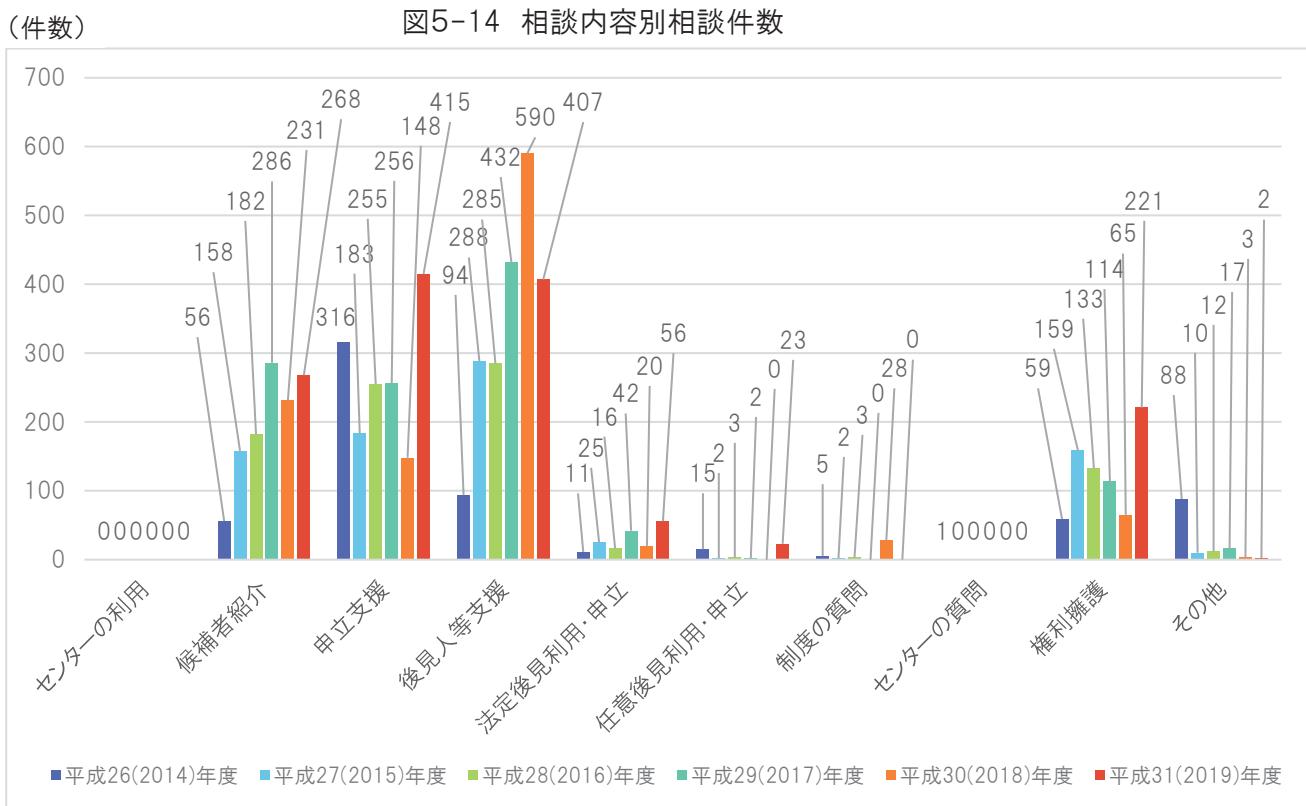
図5-13 相談対象者別相談件数



※各年度末現在

才 相談内容別相談件数（※相談者によっては複数の相談内容あり）

相談内容別相談件数としては、平成26（2014）年度は申立支援に関する相談件数が最も多かったのですが、平成27（2015）年度からは後見人等支援に関する相談件数が最も多くなっており、増加傾向にあります。平成31（2019）年度は再び申立支援に関する相談が最も多くなっております。また、権利擁護に関する相談も増加しております。（図5-14）



■平成26(2014)年度 ■平成27(2015)年度 ■平成28(2016)年度 ■平成29(2017)年度 ■平成30(2018)年度 ■平成31(2019)年度

センターの利用	…多摩南部後見センターのサービス利用を希望した相談
候補者紹介	…成年後見人等候補者を紹介して欲しい旨の相談（弁護士等紹介の際の同席含む。）
申立支援	…申立手続に関する相談（書類の書き方、チェック等）
後見人等支援	…成年後見人等及び任意後見人が後見事務を執行するに当たっての相談
法定後見利用・申立	…法定後見制度の利用を想定しての一般的な相談（申立の流れ、費用等）
任意後見利用・申立	…任意後見制度の利用を想定しての一般的な相談（申立の流れ、費用等）
制度の質問	…成年後見制度の内容を知りたいといった質問、相談（制度概要や相談窓口の紹介等）
センターの質問	…多摩南部後見センターの事業内容を知りたいといった質問、相談、視察の依頼（事業概要、利用要件等）
権利擁護	…成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） ³⁶ 等の指定のない権利擁護に関する相談
その他	…上記に分類できない相談

※各年度末現在

³⁶ 判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められること、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。

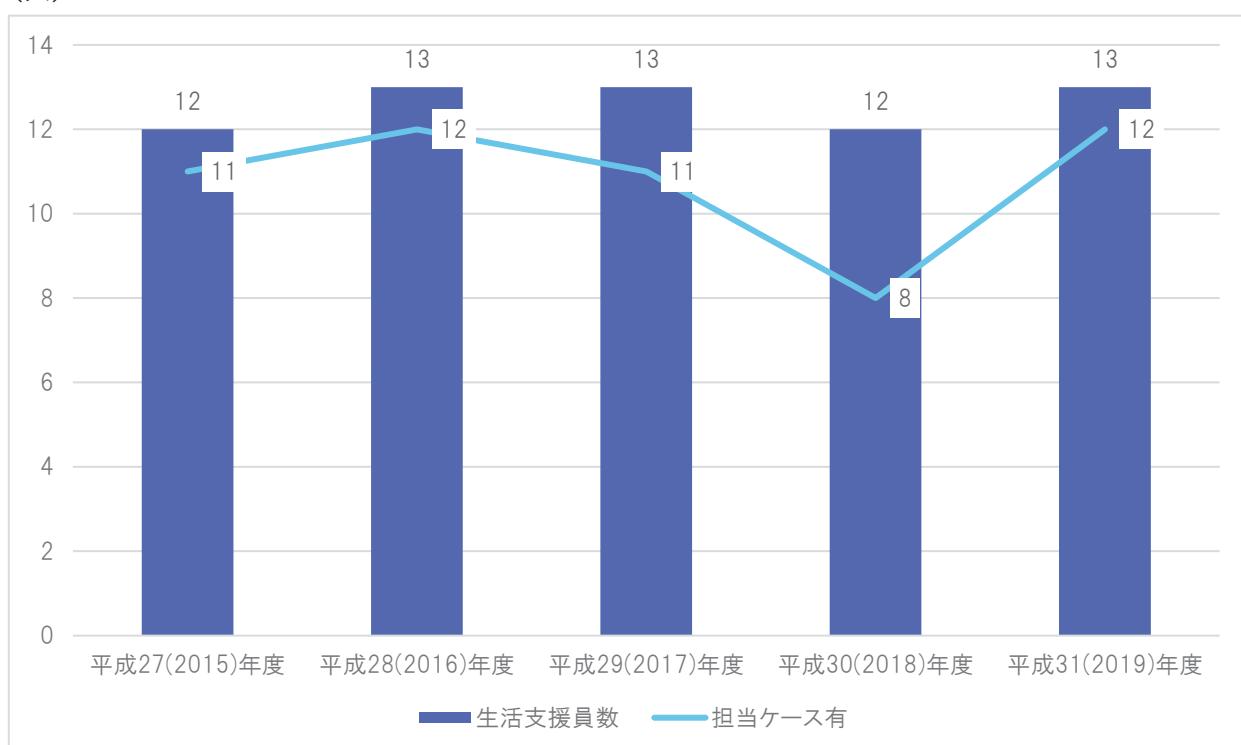
2 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用状況

(1) 生活支援員の確保状況

福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う生活支援員は12人又は13人配置されておりますが、担当ケースのある生活支援員数が平成30（2018）年度は8人に減少しております。（図5-15）

(人)

図5-15 生活支援員の確保状況



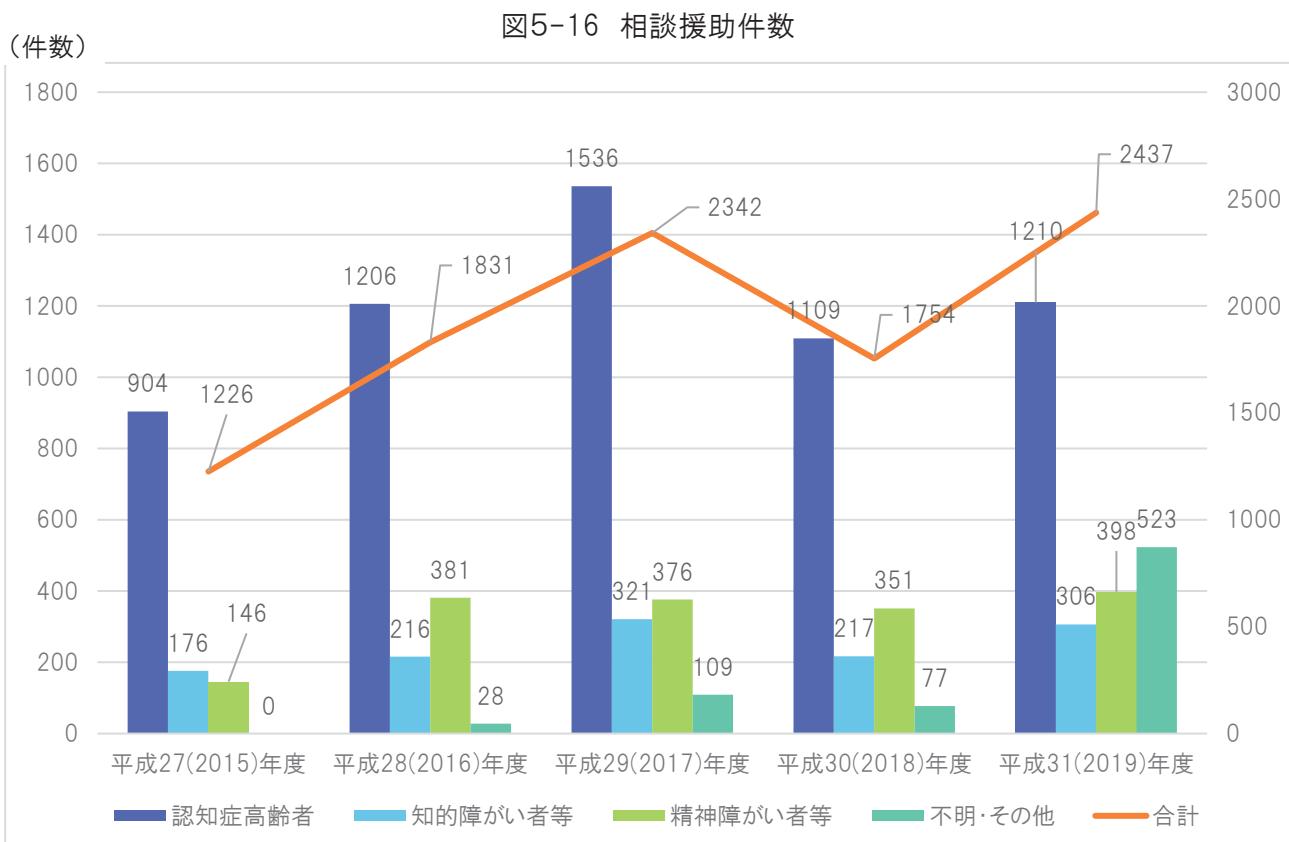
※生活支援員数は平成28(2016)年度までは登録されたボランティア数、平成29(2017)年度からは非常勤職員数

※各年度末現在

(2) 相談援助件数

地域福祉権利擁護事業の相談援助件数は、平成29（2017）年度までは増加傾向にありました。しかし、平成30（2018）年度は減少し、平成31（2019）年度は再び増加に転じております。

対象者別では各年度とも認知症高齢者に係る相談援助件数が最も多く、平成31（2019）年度は次いで不明・その他、精神障がい者等の順となっております。（図5-16）

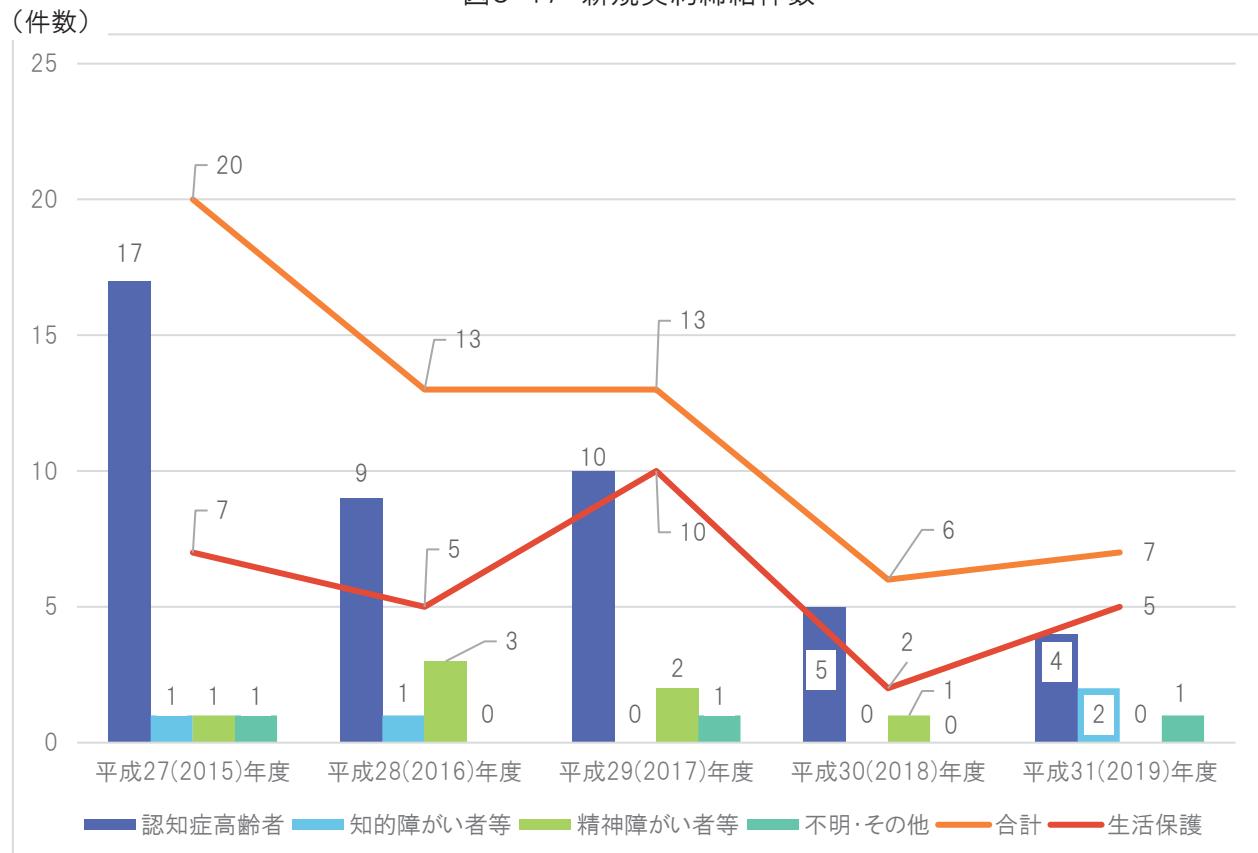


※各年度末現在

(3) 新規契約締結件数

平成27（2015）年度をピークに減少傾向にあります。対象者別では各年度とも認知症高齢者との契約件数が最も多くなっております。（図5-17）

図5-17 新規契約締結件数

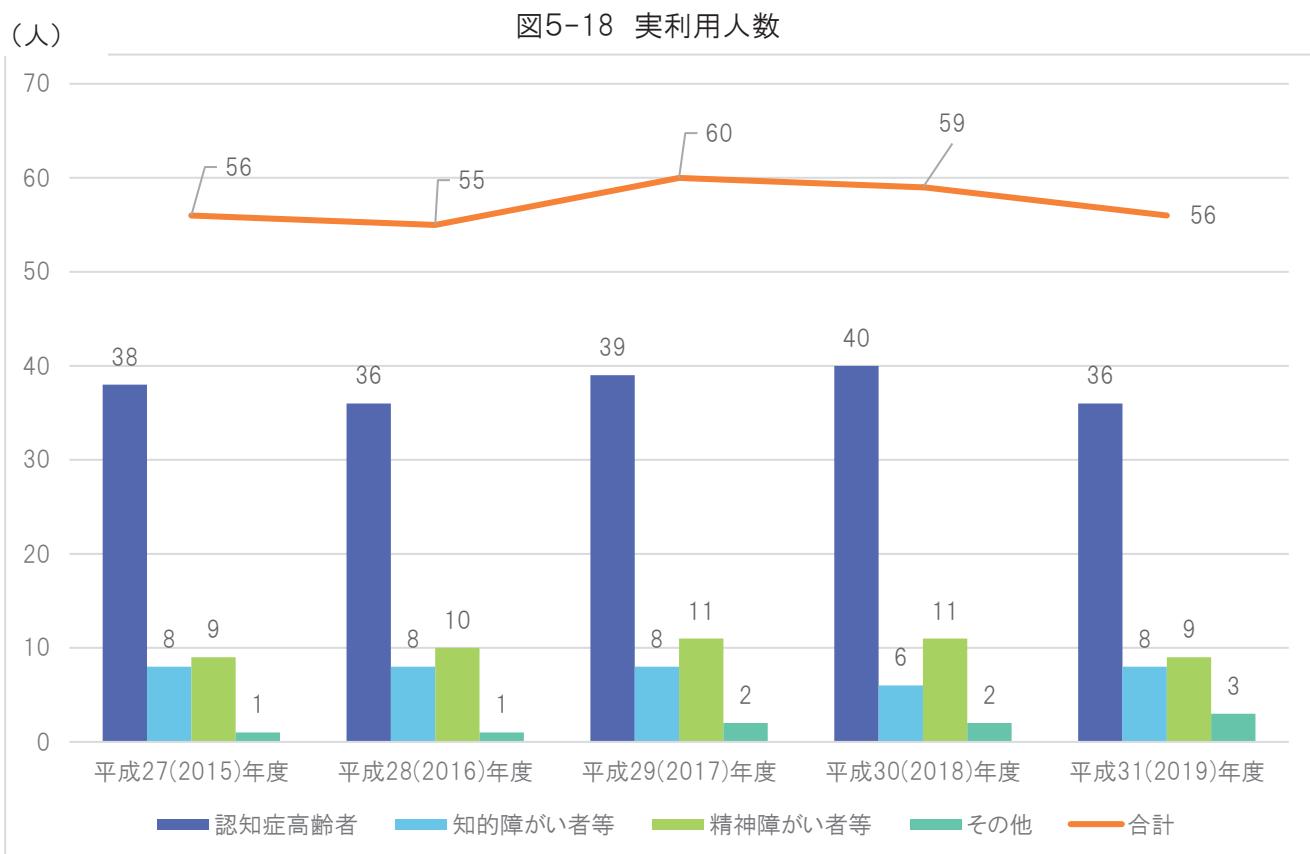


※各年度末現在

(4) 実利用人数

平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの実利用人数は、55人から60人までの間で増減しており、認知症高齢者の利用が最も多く、続いて精神障がい者等、知的障がい者等となっております。（図5-18）

令和2（2020）年3月31日時点における狛江市の1万人当たりの実利用者は6.7人となっております。同時点における東京都全体の1万人当たりの実利用者は2.7人となっており、東京都全体より4人多くなっております。

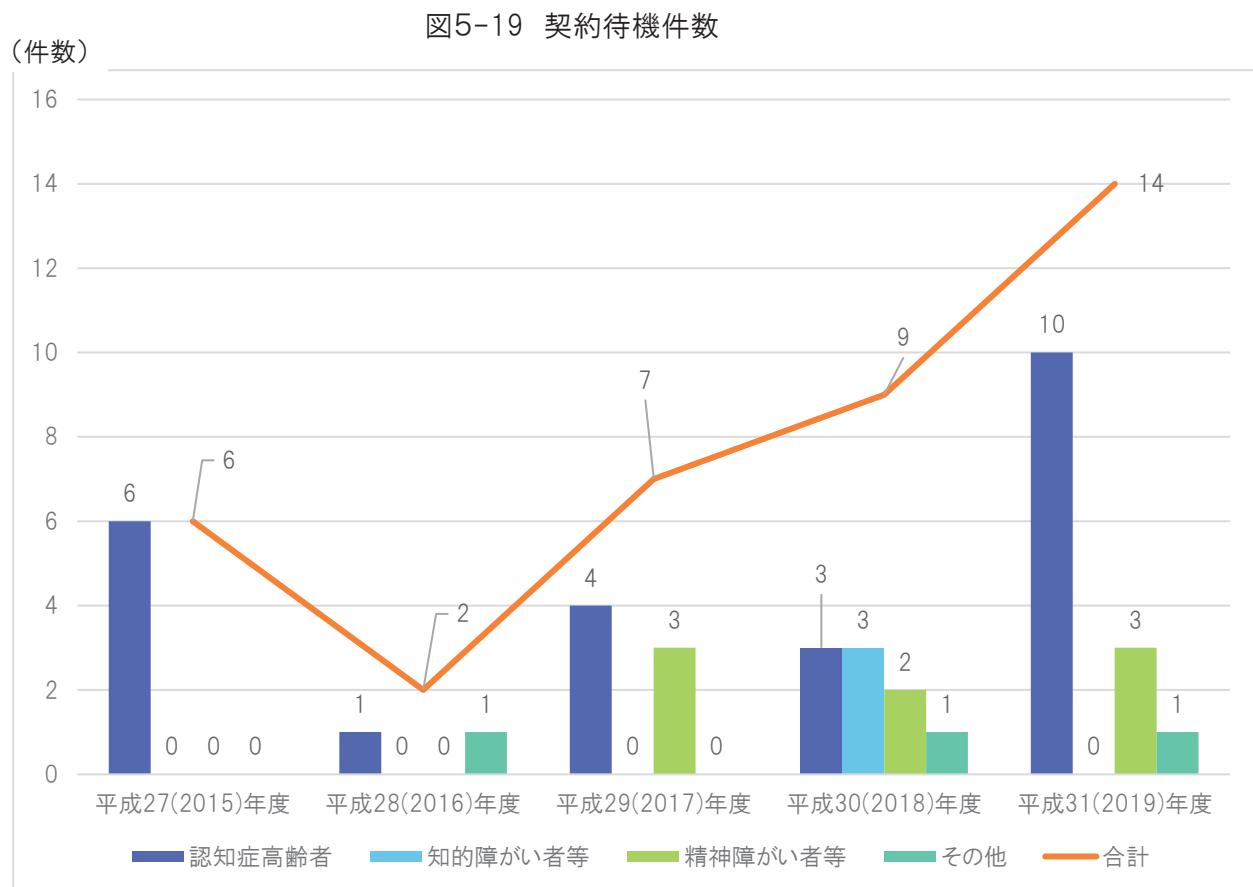


※各年度末現在

(5) 契約待機件数

契約待機件数は平成29（2017）年度から増加傾向にあり、平成31（2019）年度は14件となっております。

平成31（2019）年度の対象者ごとの契約待機件数は、認知症高齢者が最も多く、続いて精神障がい者等となっております。（図5-19）



※各年度末現在

第2節 市民意識調査結果に見る現状

市民意識調査では、調査1の「市民一般調査」、調査3の「日常生活圏域ニーズ調査（①自立者）」、調査4の「日常生活圏域ニーズ調査（②要支援・総合事業対象者）」、調査5の在宅介護実態調査（要介護以上）及び調査6「障がいのある人等（18歳以上）」において権利擁護関係の設問を5問設けて、調査を実施しました。また、調査8の「支援団体等調査」においても権利擁護関係のヒアリング項目を3問設けて、ヒアリングを実施しました。

1 入院・入所の際に頼れる人の有無

市民意識調査で入院や施設に入所しなくてはいけない場合に頼れる人がいるかどうか尋ねたところ、「いない」が全体で16.2%、高齢者全体で16.5%、高齢者（要支援者）で19.0%、障がい者（18歳以上）で17.0%となっております。（表5-1-1）

高齢者について、世帯類型別で見ると、「いない」の割合は、単身世帯が他世帯よりも約10ポイント高くなっています。（表5-1-2、表5-1-3）

障がい者について、手帳の種類・診断名別で見ると、「いない」の割合は、発達障がいの診断を受けている方や精神障害者福祉手帳を持っている方が他の手帳をお持ちの方や他の診断を受けている方より高くなっています。（表5-1-4）

表5-1-1 入院・入所の際に頼れる人の有無

		回答者数	いる	いない	わからな い	無回答
全体	人数	1,528	1,103	248	122	55
	構成比		72.2%	16.2%	8.0%	3.6%
市民	人数	240	165	34	39	2
	構成比		68.8%	14.2%	16.3%	0.8%
高齢者（計）	人数	924	699	152	38	35
	構成比		75.6%	16.5%	4.1%	3.8%
自立者	人数	291	234	52		5
	構成比		80.4%	17.9%		1.7%
総合事業対象者	人数	67	53	11		3
	構成比		79.1%	16.4%		4.5%
要支援者	人数	248	186	47		15
	構成比		75.0%	19.0%		6.0%
要介護者	人数	318	226	42	38	12
	構成比		71.1%	13.2%	11.9%	3.8%
障がい者（18歳以上）	人数	364	239	62	45	18
	構成比		65.7%	17.0%	12.4%	4.9%

1位：全体が黒で白文字、2位：全体が灰色で太文字

第2節 市民意識調査結果に見る現状

表5-1-2 入院・入所の際に頼れる人の有無

【日常生活圏域ニーズ調査 世帯類型別】

		回答者数	いる	いない	無回答
全体	人数	608	473	112	23
	構成比		77.8%	18.4%	3.8%
単身世帯	人数	183	130	46	7
	構成比		71.0%	25.1%	3.8%
夫婦のみ世帯	人数	220	178	31	11
	構成比		80.9%	14.1%	5.0%
息子・娘との2世帯	人数	81	67	13	1
	構成比		82.7%	16.0%	1.2%
その他	人数	111	91	18	2
	構成比		82.0%	16.2%	1.8%
無回答	人数	13	7	4	2
	構成比		53.8%	30.8%	15.4%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

表5-1-3 入院・入所の際に頼れる人の有無

【在宅介護実態調査 世帯類型別】

		回答者数	いる	いない	わからない	無回答
全体	人数	318	226	42	38	12
	構成比		71.1%	13.2%	11.9%	3.8%
単身世帯	人数	73	49	17	6	1
	構成比		67.1%	23.3%	8.2%	1.4%
夫婦のみ世帯	人数	108	77	14	11	6
	構成比		71.3%	13.0%	10.2%	5.6%
その他	人数	136	100	11	21	4
	構成比		73.5%	8.1%	15.4%	2.9%
無回答	人数	1	0	0	0	1
	構成比		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

表5-1-4 入院・入所の際に頼れる人の有無

【障がいのある方・難病のある方調査 手帳の種類・診断名別】

		回答者数	いる	いない	わからない	無回答
全体	人数	364	239	62	45	18
	構成比		65.7%	17.0%	12.4%	4.9%
身体障害者手帳を持つている	人数	101	69	17	7	8
	構成比		68.3%	16.8%	6.9%	7.9%
愛の手帳を持つている	人数	126	84	17	15	10
	構成比		66.7%	13.5%	11.9%	7.9%
精神障害者保健福祉手帳を持っている	人数	79	40	21	14	4
	構成比		50.6%	26.6%	17.7%	5.1%
自立支援医療を受給している	人数	88	54	21	10	3
	構成比		61.4%	23.9%	11.4%	3.4%
発達障がいの診断を受けている	人数	8	5	3	0	0
	構成比		62.5%	37.5%	0.0%	0.0%
高次脳機能障がいの診断を受けている	人数	1	0	0	1	0
	構成比		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
難病の診断を受けている	人数	64	50	7	5	2
	構成比		78.1%	10.9%	7.8%	3.1%
無回答	人数	11	6	2	2	1
	構成比		54.5%	18.2%	18.2%	9.1%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

2 お金のやりくりに対する不安

市民意識調査で介護や医療でお金が必要になった場合のお金のやりくりに対する不安があるかどうか尋ねたところ、全体では「ある程度ある」の割合が最も多くなっていますが、障がい者（18歳以上）では「とてもある」の割合が最も多くなっています。（表5-2-1）

年代別で見ると、市民一般では、20歳代及び50歳代は「とてもある」が最も多くなっています。（表5-2-2）高齢者（自立者・総合事業対象者・要支援者）では、いずれの年代でも「ある程度ある」が最も多くなっています。（表5-2-3）高齢者（要介護者）では、70～74歳は「とてもある」が最も多くなっています。（表5-2-4）障がい者では、10歳代で『ある』（「とてもある」と「ある程度ある」とを合わせた割合をいいます。）の割合が85.7%となっております。（表5-2-5）

手帳の種類・診断名別で見ると、発達障がいの診断を受けている方で『ある』の割合が100%、精神障害者保健福祉手帳を持っている方で84.8%となっております。（表5-2-6）

表5-2-1 お金のやりくりに対する不安

		回答者数	とてもある	ある程度ある	あまりない	まったくない	無回答
全体	人数	1,528	455	660	305	71	37
	構成比		29.8%	43.2%	20.0%	4.6%	2.4%
市民	人数	240	74	116	42	7	1
	構成比		30.8%	48.3%	17.5%	2.9%	0.4%
高齢者（計）	人数	924	232	419	208	43	22
	構成比		25.1%	45.3%	22.5%	4.7%	2.4%
自立者	人数	291	70	126	78	12	5
	構成比		24.1%	43.3%	26.8%	4.1%	1.7%
総合事業対象者	人数	67	16	32	14	2	3
	構成比		23.9%	47.8%	20.9%	3.0%	4.5%
要支援者	人数	248	51	126	48	15	8
	構成比		20.6%	50.8%	19.4%	6.0%	3.2%
要介護者	人数	318	95	135	68	14	6
	構成比		29.9%	42.5%	21.4%	4.4%	1.9%
障がい者（18歳以上）	人数	364	149	125	55	21	14
	構成比		40.9%	34.3%	15.1%	5.8%	3.8%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

第2節 市民意識調査結果に見る現状

表5-2-2 お金のやりくりに対する不安【市民一般調査 年代別】

		回答者数	とてもある	ある程度ある	あまりない	まったくない	無回答
全体	人数	240	74	116	42	7	1
	構成比		30.8%	48.3%	17.5%	2.9%	0.4%
20歳代	人数	19	10	7	2	0	0
	構成比		52.6%	36.8%	10.5%	0.0%	0.0%
30歳代	人数	28	12	13	3	0	0
	構成比		42.9%	46.4%	10.7%	0.0%	0.0%
40歳代	人数	46	15	22	8	1	0
	構成比		32.6%	47.8%	17.4%	2.2%	0.0%
50歳代	人数	40	18	15	6	1	0
	構成比		45.0%	37.5%	15.0%	2.5%	0.0%
60歳代	人数	28	6	18	3	1	0
	構成比		21.4%	64.3%	10.7%	3.6%	0.0%
70歳以上	人数	78	12	41	20	4	1
	構成比		15.4%	52.6%	25.6%	5.1%	1.3%
無回答	人数	1	1	0	0	0	0
	構成比		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

表5-2-3 お金のやりくりに対する不安【日常生活圏域ニーズ調査 年代別】

		回答者数	とてもある	ある程度ある	あまりない	まったくない	無回答
全体	人数	608	137	285	140	30	16
	構成比		22.5%	46.9%	23.0%	4.9%	2.6%
65～69歳	人数	86	25	39	20	1	1
	構成比		29.1%	45.3%	23.3%	1.2%	1.2%
70～74歳	人数	85	18	44	16	5	2
	構成比		21.2%	51.8%	18.8%	5.9%	2.4%
75～79歳	人数	128	37	58	24	7	2
	構成比		28.9%	45.3%	18.8%	5.5%	1.6%
80～84歳	人数	130	33	59	26	7	5
	構成比		25.4%	45.4%	20.0%	5.4%	3.8%
85～89歳	人数	115	18	58	30	5	4
	構成比		15.7%	50.4%	26.1%	4.3%	3.5%
90歳以上	人数	58	4	27	21	4	2
	構成比		6.9%	46.6%	36.2%	6.9%	3.4%
無回答	人数	6	2	0	3	1	0
	構成比		33.3%	0.0%	50.0%	16.7%	0.0%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

表5-2-4 お金のやりくりに対する不安【在宅介護実態調査 年代別】

		回答者数	とてもある	ある程度ある	あまりない	まったくない	無回答
全体	人数	318	95	135	68	14	6
	構成比		29.9%	42.5%	21.4%	4.4%	1.9%
65歳未満	人数	9	2	3	4	0	0
	構成比		22.2%	33.3%	44.4%	0.0%	0.0%
65～69歳	人数	11	2	6	2	1	0
	構成比		18.2%	54.5%	18.2%	9.1%	0.0%
70～74歳	人数	25	11	6	5	1	2
	構成比		44.0%	24.0%	20.0%	4.0%	8.0%
75～79歳	人数	106	37	47	17	3	2
	構成比		34.9%	44.3%	16.0%	2.8%	1.9%
80～84歳	人数	89	24	41	18	4	2
	構成比		27.0%	46.1%	20.2%	4.5%	2.2%
85～89歳	人数	67	16	28	19	4	0
	構成比		23.9%	41.8%	28.4%	6.0%	0.0%
90歳以上	人数	11	3	4	3	1	0
	構成比		27.3%	36.4%	27.3%	9.1%	0.0%
無回答	人数	0	0	0	0	0	0
	構成比		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

表5-2-5 お金のやりくりに対する不安
【障がいのある方・難病のある方(18歳以上)調査 年代別】

		回答者数	とてもある	ある程度ある	あまりない	まったくない	無回答
全体	人数	364	149	125	55	21	14
	構成比		40.9%	34.3%	15.1%	5.8%	3.8%
10歳代	人数	7	5	1	1	0	0
	構成比		71.4%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%
20歳代	人数	46	17	21	7	1	0
	構成比		37.0%	45.7%	15.2%	2.2%	0.0%
30歳代	人数	54	26	20	4	4	0
	構成比		48.1%	37.0%	7.4%	7.4%	0.0%
40歳代	人数	100	42	26	20	7	5
	構成比		42.0%	26.0%	20.0%	7.0%	5.0%
50歳代	人数	87	28	40	10	5	4
	構成比		32.2%	46.0%	11.5%	5.7%	4.6%
60歳代	人数	48	23	11	10	2	2
	構成比		47.9%	22.9%	20.8%	4.2%	4.2%
70歳代以上	人数	19	6	6	3	2	2
	構成比		31.6%	31.6%	15.8%	10.5%	10.5%
無回答	人数	3	2	0	0	0	1
	構成比		66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

第2節 市民意識調査結果に見る現状

表5-2-6 お金のやりくりに対する不安

【障がいのある方・難病のある方調査(18歳以上)調査 手帳の種類・診断名別】

		回答者数	とてもある	ある程度ある	あまりない	まったくない	無回答
全体	人数	364	149	125	55	21	14
	構成比		40.9%	34.3%	15.1%	5.8%	3.8%
身体障害者手帳を持っている	人数	101	31	44	19	2	5
	構成比		30.7%	43.6%	18.8%	2.0%	5.0%
愛の手帳を持っている	人数	126	42	40	25	10	9
	構成比		33.3%	31.7%	19.8%	7.9%	7.1%
精神障害者保健福祉手帳を持っている	人数	79	49	18	7	4	1
	構成比		62.0%	22.8%	8.9%	5.1%	1.3%
自立支援医療を受給している	人数	88	47	27	7	5	2
	構成比		53.4%	30.7%	8.0%	5.7%	2.3%
発達障がいの診断を受けている	人数	8	7	1	0	0	0
	構成比		87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
高次脳機能障がいの診断を受けている	人数	1	1	0	0	0	0
	構成比		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
難病の診断を受けている	人数	64	27	26	9	1	1
	構成比		42.2%	40.6%	14.1%	1.6%	1.6%
無回答	人数	11	4	3	2	1	1
	構成比		36.4%	27.3%	18.2%	9.1%	9.1%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

3 介護・介助が必要になった場合の生活場所

(1) 生活場所の希望の有無

市民意識調査で介護が必要になった場合に希望する生活場所があるか尋ねたところ、全体では「ある」と回答した方が39.5%と最も多く、特に高齢者（要介護者）では57.5%とその割合が高くなっています。高齢者のうち要介護認定を受けた方が生活場所の選択を迫られる際に希望されていることが推測されます。（表5-3）

表5-3 生活場所の希望の有無

		回答者数	ある	ない	考えたことがない	わからない	無回答
全体	人数	1,528	603	235	261	338	91
	構成比		39.5%	15.4%	17.1%	22.1%	6.0%
市民	人数	240	73	28	66	64	9
	構成比		30.4%	11.7%	27.5%	26.7%	3.8%
高齢者（計）	人数	924	397	162	125	180	60
	構成比		43.0%	17.5%	13.5%	19.5%	6.5%
自立者	人数	291	108	55	54	60	14
	構成比		37.1%	18.9%	18.6%	20.6%	4.8%
総合事業対象者	人数	67	20	17	5	18	7
	構成比		29.9%	25.4%	7.5%	26.9%	10.4%
要支援者	人数	248	86	59	33	54	16
	構成比		34.7%	23.8%	13.3%	21.8%	6.5%
要介護者	人数	318	183	31	33	48	23
	構成比		57.5%	9.7%	10.4%	15.1%	7.2%
障がい者（18歳以上）	人数	364	133	45	70	94	22
	構成比		36.5%	12.4%	19.2%	25.8%	6.0%

1位:全般が黒で白文字、2位:全般が灰色で太文字

(2) 希望する生活場所

市民意識調査で介護が必要になった場合に希望する生活場所が「ある」と回答された方に希望する生活場所を尋ねたところ、全体では「自宅」と回答した方の割合が最も高くなっています。特に高齢者（要介護者）では56.3%とその割合が高くなっています。なお、市民一般では「生活環境が整えば自宅」と回答した方の割合が最も高くなっています。（表5-4）

表5-4 希望する生活場所

		回答者数	自宅	生活環境 が整えば自 宅	特別養護 老人ホーム	有料老人 ホーム	グループ ホーム	その他	わからない	無回答
全体	人数	603	285	151	60	46	18	23	6	14
	構成比		47.3%	25.0%	10.0%	7.6%	3.0%	3.8%	1.0%	2.3%
市民	人数	73	21	27	12	11		1	0	1
	構成比		28.8%	37.0%	16.4%	15.1%		1.4%	0.0%	1.4%
高齢者(計)	人数	397	195	102	48	35		5	3	9
	構成比		49.1%	25.7%	12.1%	8.8%		1.3%	0.8%	2.3%
自立者	人数	108	44	32	13	14		3	0	2
	構成比		40.7%	29.6%	12.0%	13.0%		2.8%	0.0%	1.9%
総合事業対象者	人数	20	9	5	2	2		1	0	1
	構成比		45.0%	25.0%	10.0%	10.0%		5.0%	0.0%	5.0%
要支援者	人数	86	39	18	13	13		1	0	2
	構成比		45.3%	20.9%	15.1%	15.1%		1.2%	0.0%	2.3%
要介護者	人数	183	103	47	20	6		0	3	4
	構成比		56.3%	25.7%	10.9%	3.3%		0.0%	1.6%	2.2%
障がい者(18歳以上)	人数	133	69	22			18	17	3	4
	構成比		51.9%	16.5%			13.5%	12.8%	2.3%	3.0%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

4 意思を表明する方法

市民意識調査で認知症や病気になって自分の意思を表明することが困難になった場合に備えて、自分の意思を表明する方法を考えているか尋ねたところ、「考えていない」と回答した方の割合が63.3%となっておりますが、障がい者（18歳以上）ではその割合が73.4%と高くなっています。（表5-5）

表5-5 意思を表明する方法

		回答者数	考えている	考えていない	無回答
全体	人数	1,528	454	967	107
	構成比		29.7%	63.3%	7.0%
市民	人数	240	66	161	13
	構成比		27.5%	67.1%	5.4%
高齢者（計）	人数	924	317	539	68
	構成比		34.3%	58.3%	7.4%
自立者	人数	291	119	162	10
	構成比		40.9%	55.7%	3.4%
総合事業対象者	人数	67	25	32	10
	構成比		37.3%	47.8%	14.9%
要支援者	人数	248	102	127	19
	構成比		41.1%	51.2%	7.7%
要介護者	人数	318	71	218	29
	構成比		22.3%	68.6%	9.1%
障がい者（18歳以上）	人数	364	71	267	26
	構成比		19.5%	73.4%	7.1%

1位：全体が黒で白文字、2位：全体が灰色で太文字

5 支援団体等調査

(1) 障がい福祉サービス等事業所

ア 障がい者の地域生活における課題

- 買い物や行政手続の同行等を支援する必要がある。
- 障がいの有無に関係なく、交流できる場を整備する必要がある。
- 主たる介護者の高齢化により、介護ができなくなったときの対応方法を検討する必要がある。
- 24時間対応できるサービスが少ない。
- 地域住民の方に、障がいに関する啓発をする必要がある。
- 地域の中で、1人で生活を「試す」ことができる場所があると良い。
- グループホームや緊急時の受け入れ先を整備する必要がある。
- 障がいに対応するヘルパーが不足している。
- 災害時への対応を検討する必要がある。

イ 障がい者の契約や財産管理に関する課題

- 財産管理についての準備、意思決定をスムーズに行える体制づくりが必要である
- 親亡き後の成年後見人等と、生活支援にかかる役割分担を明確化する必要がある。
- 介護者の方が安心して「終活」できるような支援体制を確立する必要がある。

ウ 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用をためらう理由

(そもそもの周知がなされているか?)

- 成年後見制度は手續がハードル高く、費用がかかる。また、相続税の関係から市内に多くいる土地所有者は使いづらい。
- 地域福祉権利擁護事業等は時間がかかり、また、利用者数が飽和状態となっている。
- 本制度の周知が不十分である。

(2) 当事者団体

ア 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用をためらう理由

(そもそもの周知がなされているか?)

- 費用がかかる。
- 事業の周知が不足している。
- 成年後見制度は利用しづらく、本人の希望する生活が実現するために制度を利用することができない。
- 地域福祉権利擁護事業を重点的に利用したい。

第3節 権利擁護をめぐる主な課題

統計から見る現状、市民意識調査結果に見る現状及び共通計画においてあげられた課題を踏まえ、整理した本計画における課題は次のとおりです。

1 権利擁護支援及び成年後見制度の周知が不十分である。

(1) 主な課題の要因となる現状

- ア 市民意識調査で障がい福祉サービス等事業所及び障がい当事者団体に成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用をためらう理由を尋ねたところ、障がい福祉サービス等事業所、障がい当事者団体いずれでも制度の周知が不十分であることがあげられています。
- イ 市では成年後見制度について、主に家庭裁判所が作成したパンフレット等を使用した周知や、「成年後見制度について」というテーマで泊江市まなび講座を活用した周知を行っていますが、周知が十分とはいえない。
- ウ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下「国基本計画」といいます。）の策定後、本人情報シートの作成とその活用など成年後見制度の運用は改善に向けて大きく変更されております。

(2) 主な課題の具体的な内容

- ア 必要な対象者（本人、家族等）に権利擁護支援に関する必要な情報等が十分に届けられているか、そのための仕組みや体制が整っているか、一方的な広報になっていないか等についてこれまでの取組みを振り返る必要があります。
- イ 成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であること及び本人の生活を守り、権利を擁護する手段は成年後見制度以外にもあることを再確認する必要があります。
- ウ 本人情報シートの作成とその活用など成年後見制度の運用の改善点に関する周知を行う必要があります。

2 成年後見制度が本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活を実現するための手段となっていない場合がある。

(1) 主な課題の要因となる現状

- ア 成年後見人等が事務を行うに当たり、「生活」という視点、本人の「意思の尊重」「心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」という言葉が民法（明治29年法律第89号）第858条、第876条の5第1項及び第876条の10第1項の規定に書き込まれ、求められてきました。
- イ 国基本計画の「基本的な考え方」には、①ノーマライゼーション（個人としての尊厳にふさわしい生活を保障すること。）、②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）、③「財産管理のみならず身の保護も重視」がうたわれています。そして、今後の施策目標として、第1に「本人のメリットを実感できる制度・運用への改善を進める」ものとされております。
- ウ 全国的な成年後見制度の利用傾向としては、依然として本人のための支援というよりは、親族が定期預金の解約等財産管理をできなくなり「最後の手段」として「後見類型」で申し立てるようなケースが多くなっています（成年後見関係事件の概況-平成31年1月～令和元年12月-最高裁判所事務総局家庭局より）。

(1) 主な課題の要因となる現状(続き)

- エ 市、東京都及び全国の成年後見関係事件の類型別の申立件数の推移を見た場合、「保佐類型」、「補助類型」の利用は増加しており、制度運用の改善は進んでいるものの、依然として「後見類型」の件数が最も多く、任意後見制度の活用も進んでおりません(図5-1-1～図5-1-3)。
- オ 高齢化率と成年後見関係事件の申立件数の関係を見た場合、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの市の高齢化率は横ばいであるものの、国の高齢化率は1.8ポイント上昇し、東京都の高齢化率は0.5ポイント上昇しているにも関わらず、成年後見関係事件の申立件数については市及び国は微増に留まり、東京都は減少しており、制度運用の改善は十分とはいえません。
- カ 市民意識調査で入院や施設に入所しなくてはいけない場合に頼れる人がいるかどうか尋ねたところ、72.2%の方が頼れる人が「いる」という回答をされております。
- キ 狛江市における成年後見人等と本人との関係別件数を見ると、平成31(2019)年の親族後見は16.7%、東京都全体の23.8%と比べ7.1ポイントも低くなっています。
- ク 市民意識調査で障がい当事者団体に成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用をためらう理由を尋ねたところ、制度を利用した結果、本人が自由にお金を使えなくなるなど、日常生活の行動が管理され、本人の希望する生活が実現されにくいという点が理由としてあげられております。

この背景には、①制度を利用するに当たり、制度を利用することによるメリットとともにデメリットが十分説明されないまま制度を利用した結果、本人が希望した生活と実際の生活との乖離が発生するようなケースが多くあること、②本人と本人を支える家族等と成年後見人等又は任意後見人³⁷との間に信頼関係が形成されてない場合においても、成年後見人等又は任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所は成年後見人等又は任意後見人を解任できないことがあります。

(2) 主な課題の具体的な内容

- ア 本人の地域での生活に目を向け、「気付き」の段階から本人に権利擁護支援に関する十分な説明と支援を行う必要があります。
- イ 本人だけでは「その人らしい」生活をすることが困難な状況に陥った際は、本人の生活を補い支える「人」を付けるという発想で「保佐類型」、「補助類型」を利用する必要があります。
- ウ 将来に備えて任意後見制度の活用を勧めるなど早期の予防的視点を持つ必要があります。
- エ 「頼れる人」の中で後見等申立人、成年後見人等候補者又は任意後見受任者³⁸になつていただくことが可能で、かつ、適切な方がいれば、その方を適切に支援することにより、後見等申立人、成年後見人等候補者又は任意後見受任者になつていただくことも検討する必要があります。

³⁷ 任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

³⁸ 任意後見契約に関する法律第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。

(2) 主な課題の具体的な内容(続き)

オ 本人が成年後見制度を利用するに当たっては、制度を利用することによるメリットとともにデメリットを十分に説明するとともに、成年後見人等候補者を選任するに当たっては本人と本人を支える家族等と成年後見人等候補者との信頼関係の構築に努める必要があります。

3 権利擁護支援及び成年後見制度の担い手の育成及び支援が不十分である。

(1) 主な課題の要因となる現状

- ア 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要は更に増大することが見込まれます。
- イ 今後、成年後見制度において、成年後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心とした業務を行うことが多く想定されます。
- ウ 令和2（2020）年4月1日時点で一般社団法人多摩南部成年後見センター（以下「センター」という。）が育成した狛江市の市民後見人は2人が登録し、2人が受任しているものの、被成年後見人等が狛江市民の案件について、平成27（2015）年以降、市民後見人の就任件数は0件となっています。
- エ センターが実施している市民後見人養成講座の狛江市民の受講者が令和2（2020）年度は1人にとどまっています。
- オ 親族後見人には、専門職後見人と異なり、本人と深いつながりがあること、頻繁に本人に面会できること等のメリットがあります。また、本人にとっても、信頼の置ける親族だからこそ安心して後見業務を委ねられる安心感があり、ストレスが少ないことがメリットと考えられます。
- カ 親族後見人は、本人のお世話に加えて、初めて経験する「後見業務」を並行して行わなければならず、はじめは特に負担がかかります。後見活動にあたり専門的な知識が少ないといった不安要素や、その不安をどこに相談したら答えてもらえるのか分からぬといった課題があります。
- キ 本人（被成年後見人等）が市民の案件で平成27（2015）年から平成31（2019）年までの合計189件中50件（26.5%）については親族が成年後見人等に就任した件数（割合）とされておりますが、市で親族後見人に就任された市民を把握することができません。
- ク 親族後見人の支援については、申立時に関わったケースについてのみあんしん狛江で継続して相談支援を行っているものの、親族後見人懇談会等は開催していません。

(2) 主な課題の具体的な内容

- ア 弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人による支援体制を構築する必要があります。
- イ 市民後見人の育成については、市での取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させる必要があります。
- ウ 親族後見人への支援のニーズの把握や相談しやすい相談窓口の整備、対応強化に関する検討が必要です。
- エ 家庭裁判所や専門職団体と連携して親族後見人等の活動を支援する必要があります。

4 持続可能な権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する必要がある。

(1) 主な課題の要因となる現状

- ア 狛江市では、平成29（2017）年度から市職員、市社会福祉協議会（あんしん狛江）職員、地域包括支援センター職員、狛江市に関わっていただいている弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、センター職員等を中心に、市内権利擁護関係者において顔と顔が見える関係を築くこと、市内権利擁護関係者がそれぞれどのような業務を行っているのかを理解すること、権利擁護支援及び成年後見制度の理解促進等を目的に年4回程度勉強会を開催しています。
- イ 勉強会開催以前から、市内権利擁護関係者が連携して、成年後見制度の利用を含め本人の相談支援、生活支援を行い、これらの支援の中で成年後見制度を利用する必要があると認められた場合には、改めて、申立の必要性、適正な申立者の確定、候補者の決定（専門職後見人を候補者とする場合には専門職団体からの推薦を受けます。）、審判後の支援方針の決定等について市職員、市社会福祉協議会（あんしん狛江）職員、地域包括支援センター職員等が協議した上で、後見等の申立を行っています。
- ウ 申立に当たっては、申立書の作成支援を市職員、あんしん狛江職員等が行うとともに、あんしん狛江職員が本人に対して必要な代理権・同意権が付与されるよう同行支援その他必要な支援・調整を、親族に対しては、上申書の調整、面接同行、鑑定受診支援等も行っています。家庭裁判所の審判確定後も、担当者会議、本人面談を行い、財産引継等の調整や家庭裁判所への初回報告前の確認等の支援を行っています。
- エ イ及びウは現在の市内権利擁護関係者が実務上実施されているものであり、これらの関係者が異動等により代わった場合には必ずしも持続的に実施できるものではありません。
- オ 市では、調布市、日野市、多摩市及び稲城市とともに平成15（2003）年度から福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主たる業務とする法人としてセンターを設置し、共同運営を行っています。

(2) 主な課題の具体的な内容

- ア これまでの取組みを通じて構築された権利擁護関係者のネットワークを見る化し、持続的に運営できる体制を整備する必要があります。
- イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するに当たっては、市域におけるネットワークの整備の中でセンターをどのように活用していくのか検討する必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

**本人の意思を尊重し、「その人らしい」
生活の実現を目指します。**

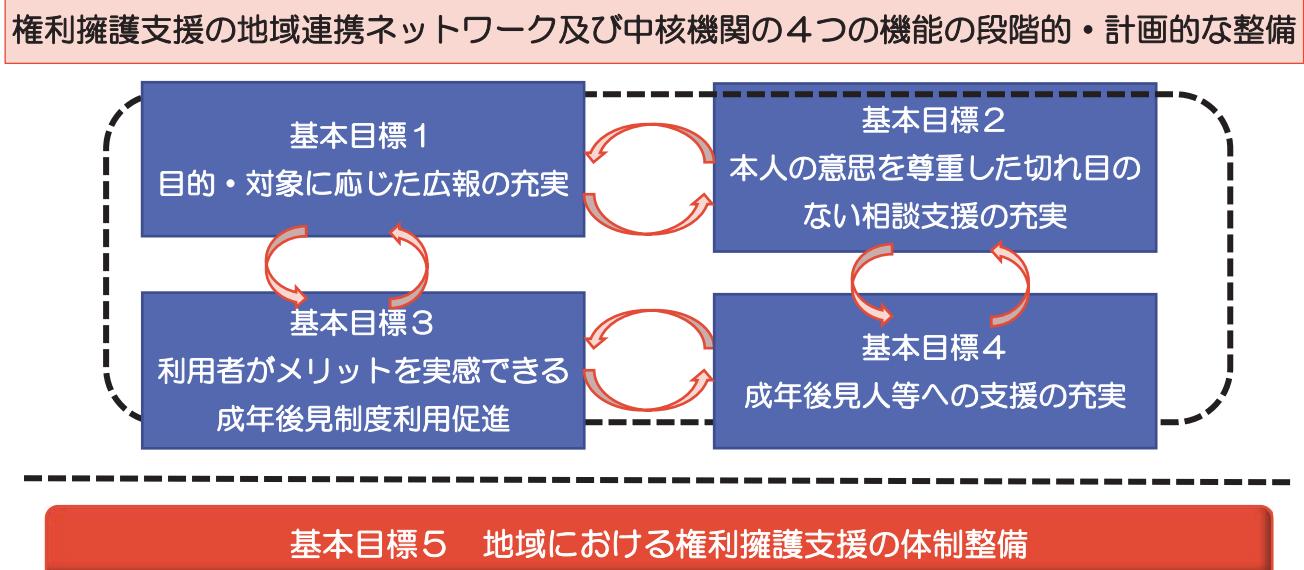
【共通計画】

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりを目指します。そのための取組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。

第2節 基本目標

「本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活の実現を目指します。」という基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を設定し、計画を推進します。この5つの基本目標は、共通計画を同様の内容であり、それぞれ連動するものであるため、一体的に取り組んでまいります。(図5-20)

図5-20 基本目標の関係性



基本目標1：目的・対象に応じた広報の充実

成年後見制度は、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段ですが、同様の手段は成年後見制度以外にもあるという視点が重要です。

また、本人の生活を守り、権利を擁護するためには、声をあげることができない市民を発見し、支援につなげるという視点も重要です。

前者では、成年後見制度の内容を分かりやすく広報するとともに、それ以外の権利擁護支援のための手段を広報することを検討する必要があります。

後者では、声をあげることのできない市民を発見し、支援につなげるためには、窓口に来られた市民を対象にパンフレットやチラシを使用して広報を行うだけでなく、市の公式ホームページ、SNS等様々な媒体を使用して広報を行うことを検討するとともに、アウトリーチによる相談支援の中で成年後見制度を含めて権利擁護支援に関する広報を行うことを検討する必要があります。

基本目標2：本人の意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実

柏江市では、第4次地域福祉計画から地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるため、地域を基盤とした包括的な支援体制の構築を進め、その体制を構築する中で複雑化・複合化した課題を抱える世帯、生活困窮者、貧困状況にある子ども等新たな地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止めることのできる相談支援を充実させております。

このような包括的な相談支援体制を構築するにあたり、権利擁護支援の必要性を検討する仕組み及び成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを構築するとともに、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できる支援を行っていく必要があります。

また、「本人の意思を尊重した」相談支援については、障がい者については障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに従った相談支援を、認知症の方（認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な方を含む。）については認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドラインに従った相談支援を行っております。

もっとも、成年後見制度については、市民意識調査結果でも見られるとおり、一部の成年後見人等により意思決定支援の視点を欠いた制度運用がなされているため、そのことが制度の利用をためらうことにつながっています。

そこで、成年後見人等及びその支援に携わる市権利擁護関係機関職員が意思決定支援を踏まえた後見等事務を適切に行うことができるよう「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（2020年（令和2年）10月30日意思決定支援ワーキング・グループ）に従った相談支援の在り方を検討する必要があります。

また、市民意識調査で本人が認知症や病気になった自分の意思を表明することが困難になった場合に備えて、自分の意思を表明する方法を考えているか尋ねたところ、60%以上の市民は「考えていない」と回答されており、意思決定支援を行うに当たっての環境整備も併せて検討する必要があります。

基本目標3：利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用となるためには、本人の特性に応じた意思決定支援を行うとともに、本人の自己決定権を尊重することが重要です。

そのためには、本人の地域での生活に目を向け、「気付き」の段階から本人への説明や支援を十分に意識し、本人だけでは困難な状況でも支援に確実につながっていくために補い支える「人」を付けるという発想で、「保佐類型」、「補助類型」の利用や、将来に備えての任意後見制度の活用を勧めるなど早期の予防的視点に立った相談支援や事前の相談から候補者の推薦、選任、そして選任後へと、一貫して本人（や本人が頼りにする親族等）の希望を尊重し、実現するための支援やサポートを充実させることが最も重要です。

また、市民意識調査で成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用をためらう理由として手続の煩雑さが理由としてあげられていることからも、特に本人、親族等による申立て支援に関わ

る相談支援を強化するとともに、任意後見制度の利用等についても相談対応力を高め、制度利用の支援を検討する必要があります。

さらに、身上に配慮して後見等事務を行うべき義務を負う成年後見人等を家庭裁判所が適切に選任できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関において成年後見制度の利用が必要な人に適切な成年後見人等候補者を推薦する仕組みを整備することにより、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に伝えることができるようにするための検討を進める必要があるとともに、適切な成年後見人等候補者を推薦できるようにするために、その前提として今後の成年後見制度の利用促進の取組みも踏まえた需要に対応していくため、市民後見人を育成し、その支援を図ることも重要です。

そして、後見等が開始される、又は任意後見監督人が選任されると、本人と本人を支える家族等と成年後見人等又は任意後見人との間に信頼関係が形成されてない場合においても、成年後見人等又は任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所は成年後見人等又は任意後見人を解任できることになっております。そのため、相談支援機関は、成年後見制度を利用するに当たっては、制度を利用することによるメリットとともにデメリットについても十分に説明するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関は、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して成年後見人等の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と成年後見人等とが円滑な人間関係を構築できるよう支援する必要があります。

基本目標4：成年後見人等への支援の充実

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前又は任意後見監督人選任前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後又は任意後見監督人選任後はこれに成年後見人等又は任意後見人及び成年後見監督人等（「成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人」をいいます。以下同じです。）又は任意後見監督人が加わる形で「チーム」として関わる体制を構築し、成年後見人等又は任意後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みづくりを進める必要があります。

特に親族後見人については、親族後見人になられている市民を把握できない中で家庭裁判所や専門職団体と連携して親族後見人の活動を支援する方法を検討する必要があります。

また、このような仕組みづくりは、任意後見契約が締結されている場合には、任意後見監督人選任の申立を促すタイミングに関する判断においても重要となります。

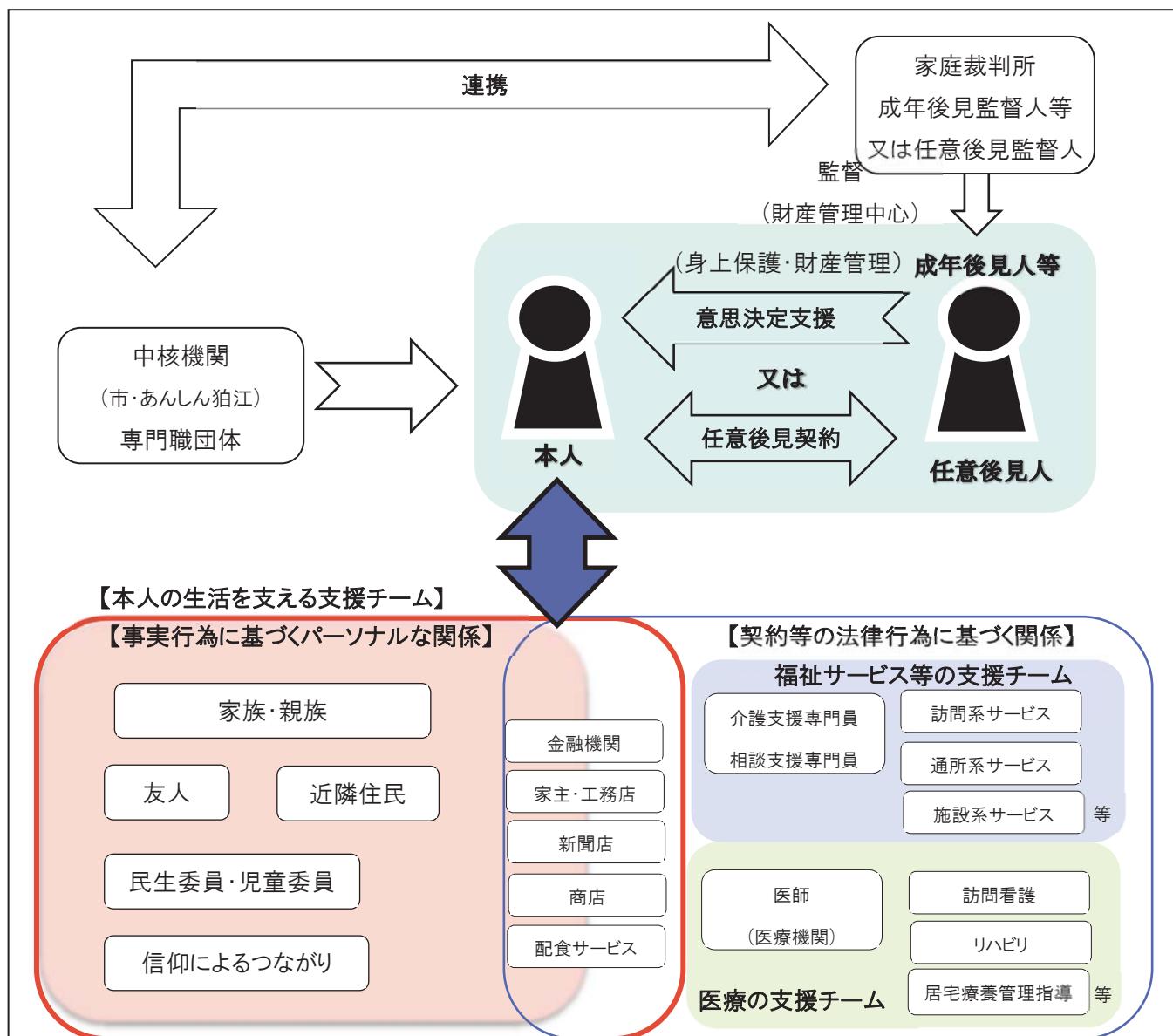
基本目標5：地域における権利擁護支援の体制整備

基本目標1から4までの目標を達成するためには、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する必要があります。権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るために制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、適切な支援につなげる地域連携の仕組みをいいます。

権利擁護支援の地域連携ネットワークは「チーム」、「協議会」及び「中核機関」を構成要素とします。

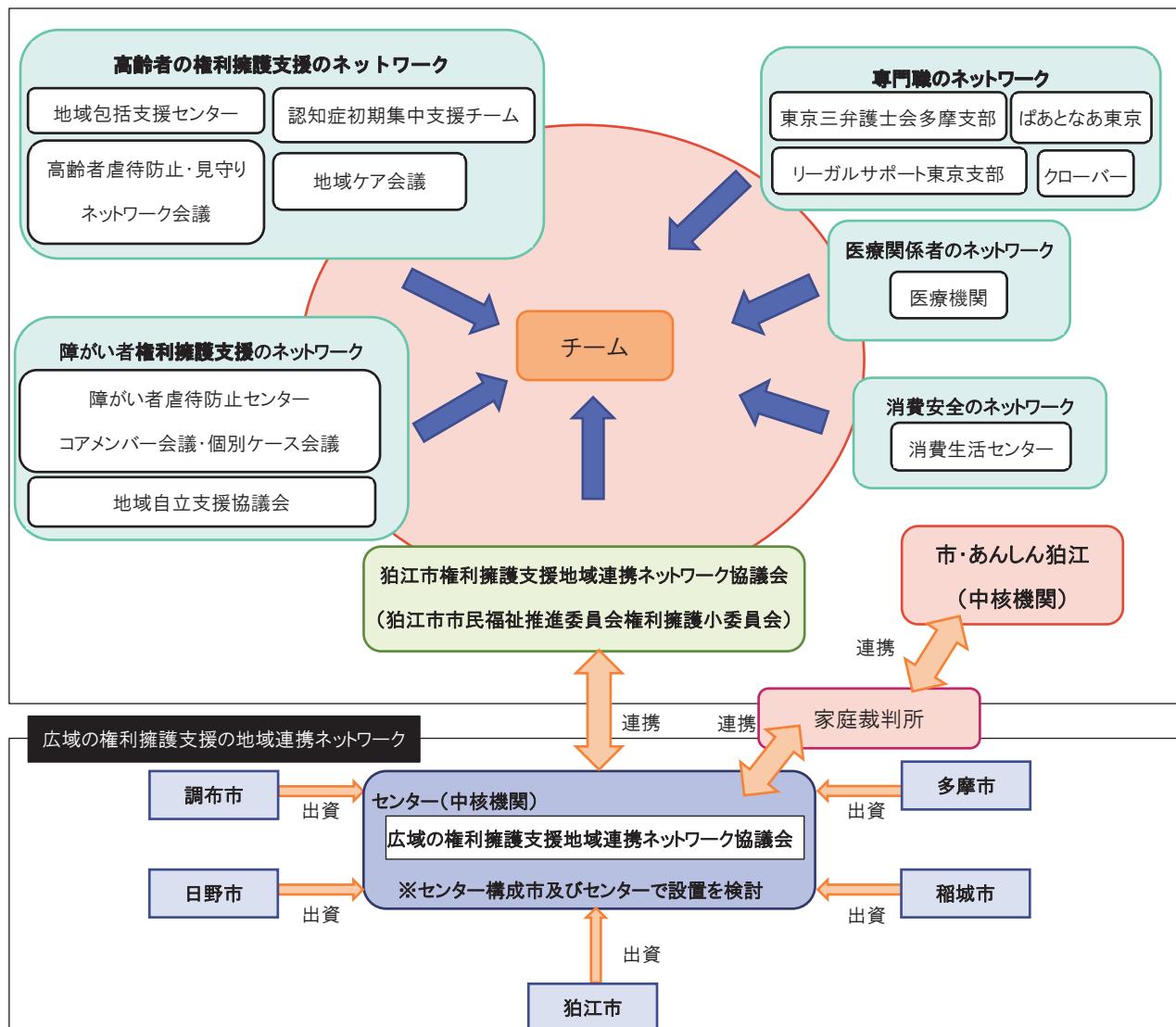
(1)「チーム」とは、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みをいいます。(図5-21)

図5-21 市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」のイメージ(概要)



(2)「協議会」とは、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体をいいます。

図5-22 市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「協議会」のイメージ(概要)



市では、権利擁護支援のネットワークとして、対象者ごとの権利擁護支援のネットワークとともに、専門職のネットワーク、医療関係者のネットワーク及び消費安全のネットワークなどが構築され、連携して支援しています。もっとも、既存のネットワークにおける連携関係は、市ケースワーカーやあんしん狛江職員が構築したものであり、体制として整備されたものではありません。

そこで、チームへの適切なバックアップ体制、困難ケースに対処するためのケース会議等を適切に開催する体制等を整備し、多職種間での更なる連携強化を進めるため、狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置いたします。

本協議会は、成年後見制度利用促進法第14条第2項の規定に基づき市の実情に応じた成年後見制度利用促進の市計画の策定及び改定に関すること等を調査審議する、狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会を兼ねるものといたします。

第2節 基本目標

また、市では、調布市、日野市、多摩市及び稲城市とともに平成15（2003）年度にセンターを設置し、共同運営を行っています。したがって、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するに当たっては、市域における協議会とともに、広域における協議会についても検討する必要があります。今後センター構成5市及びセンターで広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討してまいります。また、家庭裁判所との連携の在り方についても検討してまいります。（図5-22）

（3）「中核機関」とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関をいいます。

国基本計画によれば、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として、次の4つの機能が示されています。（図5-23）

図5-23 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

（国基本計画11頁～15頁）

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任調整(マッチング)等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の支援(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c) 地域福祉権利擁護事業からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能

市では、これまでの権利擁護支援の実情を踏まえるとともに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、市、あんしん泊江及びセンターを中核機関とし、中核機関が担うべき具体的機能を次のとおり分散いたします。

ア ①広報機能

広報機能については、次表のとおり役割分担いたします。（表5-6-1）

表5-6-1 広報機能についての役割分担

中核機関	主な役割
市	市域における効果的な広報活動の推進 具体的には、広報を行う各団体、機関(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等)と連携しながら、パンフレット、チラシ等の作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮すること。
センター	広域における効果的な広報活動の推進

イ ②相談機能

相談機能については、次表のとおり役割分担いたします。（表5-6-2）

表5-6-2 相談機能についての役割分担

中核機関	主な役割
市	①成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制の構築 ②市長申立の相談支援

中核機関	主な役割
市	③関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて専門職団体の支援を得て、後見等のニーズの精査と、必要な見守り体制(必要な権利擁護支援に関する支援が図られる体制)に係る調整をすること。 ④③の際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センター等とも連携し、後見類型だけでなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮すること。
あんしん泊江	①関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて専門職団体の支援を得て、後見等のニーズの精査と、必要な見守り体制(必要な権利擁護支援に関する支援が図られる体制)に係る調整をすること。 ②①の際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センター等とも連携し、後見類型だけでなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮すること。
センター	市、あんしん泊江及び地域の関係機関からの相談先となること。

ウ ③成年後見制度利用促進機能

成年後見制度利用促進機能については、次表のとおり役割分担いたします。(表5-6-3)

表5-6-3 成年後見制度利用促進機能についての役割分担

中核機関	主な役割
市	成年後見人等の的確な推薦や成年後見人等及び任意後見人への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所との連携体制を整えること。
あんしん泊江	①親族後見人候補者の支援 成年後見人等になるにふさわしい親族がいる場合、専門職との協働により、家庭裁判所と情報を共有の上連携し、(親族)後見人の選任と選任後の適切な後見等事務の遂行を支援、実現すること。 ②受任者調整(マッチング)等 ・専門職団体及び法人後見を行える法人との連携を図ること。 ・成年後見人等候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な成年後見人等候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討すること。 ※センターで育成された市民後見人候補者からの人選については、今後、市、あんしん泊江及びセンターで検討が必要である。 ③地域福祉権利擁護事業からのスムーズな移行 自ら実施している地域福祉権利擁護事業の利用者が必要に応じて成年後見制度に移行ができるよう検討すること。
センター	①市民後見人候補者等の支援 市民後見人が後見等を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、成年後見人等になった後の継続的な支援体制の調整等を行うこと。

第2節 基本目標

中核機関	主な役割
センター	<p>②担い手の育成・活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の育成、活動支援の充実を図ること。 ・法人後見の担い手の育成・活動支援についてセンター構成5市と協働して検討すること。

工 ④後見人支援機能

後見人支援機能については、次表のとおりあんしん泊江が担います。(表5-6-4)

表5-6-4 後見人支援機能についての役割分担

中核機関	主な役割
あんしん泊江	<p>①意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、次のような支援をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人等の日常的な相談に応じること。 ・必要なケースについては、成年後見人等又は任意後見人及び成年後見監督人等又は任意後見監督人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を市と連携して作ること。 ・専門的な知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを市と連携して作ること(ケース会議開催等)。 <p>②必要に応じて家庭裁判所及び成年後見監督人等と情報を共有し、成年後見人等による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、成年後見人等を支援すること。</p> <p>③必要に応じて家庭裁判所及び任意後見監督人と情報を共有し、任意後見人の事務が任意後見契約に基づき行われるよう、任意後見人を支援すること。</p>

第3章 施策・事業の体系・取組み内容

第1節 施策・事業の体系化

5つの基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

施策体系で設定された施策のうち新規施策については、第3節の基本目標に向けた取組みにおいて、当該施策に係る新たな事業、事業計画等を記載いたします。

拡充施策については、第3節の基本目標に向けた取組みにおいて、拡充する事業、事業計画等を記載いたします。既存事業については必要に応じて記載します。

継続施策については、施策の体系の中で施策とともに当該施策に係る主な事業を記載します。

基本目標1：目的・対象に応じた広報の充実

(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。

共通計画 P38・39

- ①【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。★
【主な既存事業】
○家庭裁判所等が作成したパンフレットを使用した広報活動
- ②【継続】チームに加わることが想定される関係者向けの広報活動を行います。
【主な事業】
○泊江市内権利擁護関係機関勉強会の実施
- ③【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。★

(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。

共通計画 P40・41

- ①【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。
②【継続】相談者の特性や状況に応じた相談支援を引き続き実施します。
【主な事業】
○福祉総合相談窓口の設置
○福祉相談課による包括的な相談支援
- ③【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。
【主な既存事業】
○市内の各相談窓口設置機関のホームページ等による周知

基本目標2：本人の意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実

(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。

共通計画 P42・43

- ①【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。
②【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。★
③【継続】権利侵害への早期発見、早期対応を行います。
【主な事業】虐待対応に当たる市ケースワーカー、地域包括支援センター職員、消費生活センター職員等による虐待、消費者被害等の早期発見、早期対応
- ④【継続】職員、関係機関等を対象とした虐待防止等権利擁護支援に関する研修を実施します。
【主な事業】
○泊江市内権利擁護関係機関勉強会における権利擁護支援に関する研修の定期的な実施
- ⑤【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。

基本目標2：本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実（続き）

(2) 意思決定支援の在り方を検討します。

共通計画 P44・45

①【継続】職員、関係機関等を対象とした意思決定支援の在り方に関する研修を実施します。

【主な事業】

○狛江市内権利擁護関係機関勉強会における「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏まえた意思決定支援の在り方に関する研修の定期的な実施

②【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。★

(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。

共通計画 P45

①【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立てに当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。★

(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。

共通計画 P46・47

①【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。

【主な既存事業】

○明らかに移行する必要性がある場合における関係機関との検討

②【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。

【主な既存事業】

○本人への事前説明及び判断困難ケースについてのあんしん狛江運営委員会における検討

基本目標3：利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。

共通計画 P48

①【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。
②【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。

(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。

共通計画 P49・50

①【新規】適切な成年後見人等候補者（親族、市民後見人、専門職、法人等）を推薦できるような仕組みづくりを進めます。★

基本目標3：利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進（続き）

(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。

共通計画 P51

- ①【新規】市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。
- ②【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。
- ③【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。

(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。

共通計画 P52・53

- ①【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。
- ②【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。★

(5) 任意後見制度の利用等の相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。

共通計画 P54

- ①【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。

基本目標4：成年後見人等への支援の充実

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。

共通計画 P55・56

- ①【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。★
- ②【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。
【主な既存事業】
○福祉総合相談窓口を中心とした包括的な相談支援体制の整備
- ③【拡充】成年後見人等及び任意後見人に對し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。★
【主な既存事業】
○本人の求めに応じたあんしん泊江による審判確定後のフォローアップ

④【継続】「チーム」に関わる関係者への研修の機会を設けます。

【主な事業】

○泊江市内権利擁護関係機関勉強会の実施

⑤【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。

【主な既存事業】

○福祉サービス制度を利用されている方へのモニタリングの実施

(2) 親族後見人等への支援を充実させます。

共通計画 P57

- ①【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。
- ②【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。

【主な既存事業】

○本人の求めに応じたあんしん泊江による審判確定後のフォローアップ

③【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。

基本目標5：地域における権利擁護支援の体制整備

(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。

共通計画 P58

①【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。★

(2) 成年後見制度利用支援事業を効果的に運用します。

共通計画 P59

①【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。

【主な既存事業】

○泊江市成年後見制度利用支援に係る費用助成要綱に基づく申立費用・報酬の助成

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

共通計画 P60・61

①【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。★

②【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。

【主な既存事業】

○泊江市内権利擁護関係機関勉強会を通じた専門職団体との連携

第2節 重点施策

施策体系のうち、★印の付いたものは、重点施策として設定します。実施に当たっては、対象者別の個別計画でも重点施策として取組みを強化するとともに、関連計画との連携を図り、幅広い視点から総合的な取組みを進めます。

第3節 基本目標に向けた取組み

基本目標1：目的・対象に応じた広報の充実

(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。共通計画 P38・39

現状

【権利擁護支援の必要性について】

○市のいすれの窓口でも権利擁護支援の必要性について広報活動を行っていません。

【成年後見制度について】

○市：家庭裁判所が作成したパンフレットを利用して成年後見制度の説明を行っています。

○あんしん泊江：家庭裁判所が作成したパンフレットを利用して成年後見制度の説明を行っています。

○地域包括支援センター：成年後見制度に関するパンフレットを配布しています。

【市民後見人の活動の意義について】

○市：

- ・市の窓口でセンターによる市民後見人養成講座のチラシを配布しています。

- ・平成31（2019）年度は福祉カレッジの参加者に対して講座の案内と市民後見人が体験談を話し、PRを行っています。

【対象別の広報について】

○市のいすれの窓口でもチラシやパンフレットの配布以外市民向けの広報活動を行っていません。

○市：権利擁護業務の関係機関や専門職等を対象に、勉強会を開催しています。

○あんしん泊江：ケアマネジャーには、虐待の研修に合わせて成年後見制度についても説明を行っています。

○地域包括支援センター：民生委員向けの懇談会における情報提供や、認知症カフェ内のミニ講話にて権利擁護支援や成年後見制度をテーマとしています。

【分かりやすい広報活動について】

○市：成年後見制度を説明するに当たっては、制度を利用することによるメリットとともに、デメリットも説明するようにしています。

○あんしん泊江：1度に全てを説明するのではなく、場合によっては説明を継続的に行い、理解を深められるよう支援をしています。

○地域包括支援センター：

- ・高齢者本人、家族それぞれに合わせて資料を用いて説明を行っています。

- ・地域包括支援センターから地域向けにコンパクトに内容をまとめてお伝えするために、内容を絞ってパワーポイントにて資料を作成し、短時間でお伝えしています。

【多様な媒体を活用した広報について】

○市のいすれの窓口でも紙媒体以外の媒体を活用した広報活動をあまり行っていません。

課題

【権利擁護支援の必要性について】

- ・市民のライフステージに応じた支援の中に権利擁護支援・成年後見制度を位置付け、広報する必要があります。

- ・おひとり様の老後や親亡き後の障がい者の支援について、どのように準備すべきか広報する必要があります。

- ・任意後見制度や成年後見制度だけでなく、入院の際の手続支援などについても広報する必要があります。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標1

課題（続き）

【成年後見制度について】

- ・成年後見制度の仕組みや必要な手続等は複雑であるため、パンフレットを見ても内容がよく分からぬという意見を市民から聞くことがあります。

【市民後見人の活動の意義について】

- ・市民後見人の業務は、一般的なボランティア活動と比較して、責任と負担が大きいため、担い手になるにはハードルが高いです。

【分かりやすい広報活動について】

- ・成年後見制度の説明をすると、制度の煩雑さにより申立を躊躇する方が多いように感じられます。
- ・高齢者、知的障がい者等に説明する際、難しい制度を分かりやすく説明する工夫が必要です。
- ・対応する職員のスキルによって、説明する内容に差異が生じる可能性があります。
- ・定期的な広報活動ではなく、対象者も限定的であるため、必要な方に適切に伝わっているのか不明瞭です。

【多様な媒体を活用した広報について】

- ・市公式ホームページ、SNS等を活用した広報活動を検討する必要があります。

重点施策

① 【拡充】 権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。

事業	a 市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。		
将来像 ³⁹	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
市民向けのリーフレット、チラシ等の検討、作成	市民向けのリーフレット、チラシ等配布		継続

○リーフレット、チラシ等を作成するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・市民に対して、自らや大切な家族の権利を守るために現実的な選択肢としてどのような制度やサービスがあって、それにどのようなメリット、デメリットがあるのかを分かりやすく伝えること。
- ・「分かりやすいニュース⁴⁰」等を参考に知的障がい者や精神障がい者に配慮した分かりやすい言葉で書くこと。
- ・視覚障がい者向けにリーフレット、チラシ等を音訳したCD等の媒体を作成すること。

事業	b 市民向けの分かりやすいコンテンツを市公式ホームページに掲載し、周知します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
市民向けのコンテンツの検討、掲載	市民向けのコンテンツの掲載、周知		継続

○コンテンツを掲載するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・市民に対して、自らや大切な家族の権利を守るために現実的な選択肢としてどのような制度やサービスがあって、それにどのようなメリット、デメリットがあるのかを分かりやすく伝えること。
- ・「分かりやすいニュース」等を参考に知的障がい者や精神障がい者に配慮した分かりやすい言葉で書くこと。
- ・視覚障がい者にも利用しやすいコンテンツの構成にすること。

³⁹ 将来像は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を想定している。

⁴⁰ 一般社団法人スローコミュニケーションがインターネット上で配信しているニュースのこと。URLは

<https://slow-communication.jp/>。令和2（2020）年7月からアプリケーション上の配信も開始されている。

事業	c 狛江市まなび講座 ⁴¹ で実施している講座内容を充実させます。	
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
狛江市まなび講座の講座内容の見直しの検討	新たな講座内容による狛江市まなび講座の実施	継続

○狛江市まなび講座では、「成年後見制度について」という講座内容で、成年後見制度の概要と市の施策についてお話ししていますが、権利擁護支援の必要性や任意後見制度、市民後見人の意義等についても分かりやすく説明するよう、講座内容を充実させます。

②【継続】チームに加わることが想定される関係者向けの広報活動を行います。

重点施策

③【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。

事業	a チームに加わることが想定される関係者向けにSNS ⁴² 等を活用した広報活動を検討します。	
将来像	チーム関係者がその状況に応じて、多様な媒体から権利擁護支援に係る情報を得ることができます。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
SNS等を活用した広報活動の検討	SNS等を活用した広報活動の試行実施	SNS等を活用した広報活動の実施

事業	b 介護予防の取組み、障がい者週間のイベント等地域で開催される多様な機会に成年後見制度のみならず権利擁護支援に関する狛江市まなび講座を市民団体に周知します。	
将来像	市民が様々な機会に権利擁護支援に係る情報を得ることができます。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
狛江市まなび講座の市民団体向け周知	継続	継続

⁴¹ 狛江市まなび講座とは、市民が主催する学習会などに市の職員等が講師として出向き、市民の要請に応えて、行政の制度や市政の取組み等を分かりやすく説明を行う制度をいいます。

⁴² SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(social networking service)の略称

(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。共通計画 P40・41

現状

○支援団体等調査で、障がい福祉サービス等事業所及び当事者団体に成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用をためらう理由を尋ねたところ、いずれでも制度の周知が不十分であるという理由をあげています。

【本人からの相談対応の充実】

○市：成年後見制度自体の相談対応と成年後見制度を利用する際の申請手続等への相談対応を別々の部署が担当しているため、連携して対応しています。

○あんしん泊江：

- ・月～金9：00～17：00で電話、来所、訪問による相談を実施しています。
- ・休日は年1回リーガルサポート東京の無料相談会にて相談を実施しています。
- ・専門的な助言が必要なものは月1回の弁護士相談を活用しています。

○地域包括支援センター：

- ・日頃受ける新規の相談の中で、権利擁護支援や成年後見制度の制度説明が必要な場合、地域包括支援センター内の社会福祉士が対応しています。
- ・他の地域包括支援センターやあんしん泊江と連携し、相談対応を充実させています。

【相談者の特性や状況に応じた相談体制の整備】

○市：

- ・本人やその他の相談者からの相談に応じ、高齢者・障がい者それぞれのケースワーカーが来所や訪問等を通じて対応しています。
- ・地域包括支援センターや医療機関等から自ら窓口に来ることができない人の相談支援のニーズを受け、必要に応じて訪問での相談を行っています。

○あんしん泊江：

- ・自ら相談窓口に来ることができない人について基本的に訪問による面談を実施しています。訪問の際は本人が話をしやすいように本人と関係性のできている支援者の同席を依頼しています。
- ・高齢者は支援者や親族からの相談が多いです。
- ・障がいのある人は本人からの相談が多いです。

○地域包括支援センター：

- ・積極的に対象者への訪問も行い、状況把握や必要な相談対応ができます。
- ・来所相談、訪問相談を実施するとともに、あんしん泊江や市と連携し相談対応を実施しています。
- ・総合相談の中から権利擁護支援の必要性について検討し、必要な方へは訪問し相談を実施しています。
- ・電話や来所による相談開始が多く、本人の状態に応じて自宅を訪問し、家族等に改めて来所いただく等、状況に応じて相談体制を変えています。
- ・自ら相談窓口に来ることができない人の“発掘”は行えていませんが、本人以外の家族、地域住民、関係機関等からあげられた相談に対しては早急に対応し、まずは“顔を合わせる”ことを大切にしています。

【多様な媒体を活用した市内相談窓口の周知】

○市のいずれの窓口でも紙媒体以外の媒体を活用した広報活動をあまり行っていません。

課題

【本人からの相談対応の充実】

○市：市内で相談対応を行っている関係機関による情報共有ができる仕組みを検討する必要があります。

○あんしん泊江：

- ・本人に分かりやすく説明をすることが難しいです。
- ・個別の相談ごとの相談支援ニーズの確認を行っていますが、現在、相談支援ニーズを持つ人がどの程度いるのか未知数で、発掘までは行えていません。

課題（続き）

【本人からの相談対応の充実（続き）】

○地域包括支援センター：

- ・職員の経験値によって、具体的に説明できる範囲が違ってくる可能性があるため、経験の少ない職員のスキルアップを図る必要があります。
- ・申請支援に関わった経験のある職員を増やしていくことで、適切な相談対応を行える人材を育成していく必要があります。
- ・身寄りがなく、自らSOSを出さないという方については、何かしらのきっかけがないと、相談支援ニーズの発見が遅れてしまいます。

【相談者の特性や状況に応じた相談体制の整備】

○市：

- ・親族がいない、又は親族がいても疎遠となっている方について、医療機関等からの相談を受け、相談支援を行っていく中で、成年後見制度のニーズが出てくることが多いです。
- ・制度自体が十分に周知されていないと、ニーズが顕在化しにくく、そもそも相談につながりにくいです。
- ・あんしん泊江の負担が大きいため、あんしん泊江の体制を強化する必要があります。

○あんしん泊江：就労をしている人への相談は夜間、土日の相談を実施する必要があります。

○地域包括支援センター：相談者の特性や状況に応じた相談体制を整備するためには、経験の少ない職員のスキルアップを図る必要があります。

【多様な媒体を活用した広報について】

- ・市公式ホームページ、SNS等を活用した広報活動を検討する必要があります。

① 【新規】 支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。

事業	a 【再掲】チームに加わることが想定される関係者向けにSNS等を活用した情報共有の仕組みを検討します。		
将来像	個人情報の保護について適切に配慮された本人を支援するために必要な情報がチーム関係者間で共有され、切れ目のない支援が行われています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
SNS等を活用した情報共有の仕組みの検討	SNS等を活用した情報共有の試行実施	SNS等を活用した情報共有の実施	

② 【継続】 相談者の特性や状況に応じた相談支援を引き続き実施します。

③ 【拡充】 市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。

事業	a 【再掲】市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
市民向けのリーフレット、チラシ等の検討、作成	市民向けのリーフレット、チラシ等配布		継続

○リーフレット、チラシ等を作成するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・市内の権利擁護支援に係る相談窓口を紹介すること。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標1

事業	b 【再掲】市民向けの分かりやすいコンテンツを市公式ホームページに掲載し、周知します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	市民向けのコンテンツの検討、掲載	市民向けのコンテンツの掲載、周知	継続

○コンテンツを掲載するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・市内の権利擁護支援に係る相談窓口を記載する。

基本目標2：本人の意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実

(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。共通計画P42・43

現状

【権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場】

○市：市の福祉相談課、あんしん泊江及び地域包括支援センター等が連携して、個々のケースについて権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討しています。

【家族や関係機関からの情報収集】

○市：市のいずれの窓口でも、必要に応じて相談者以外の家族、関係機関からの情報収集を行っています。

○地域包括支援センター：本人の同意を得て、家族や関係事業所からも聞き取りを行うことで、本人の権利擁護の必要性や判断力等の見立てを実施しています。

【虐待や権利侵害に対応するための検討の場】

○市：

- ・毎月、高齢者支援事例進捗管理会議を開催しています。
- ・随時、個別ケース会議も開催しています。
- ・検討の場及び仕組みの整備は行っていません。

【職員、関係機関の研修】

○市：高齢者虐待については高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議専門機関代表者会議にて現状や課題について共有しています。

【権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング】

○市：介護保険サービス等で地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員を中心にモニタリングしていますが、福祉サービスを利用していない方のモニタリングは行っていません。

○あんしん泊江：直接本人のモニタリングは行わず、本人を支援する人のモニタリングを実施し、必要に応じて連携し対応しています。

○地域包括支援センター：

- ・独居場合、ケアマネジャーが付いているようであればモニタリングや変化の気付きは可能ですが、そうでない場合のモニタリングの手段や見守りの社会資源については、充足することができません。
- ・権利擁護にかかわらず、支援の必要な人については直接・間接的に継続した状況確認を実施します。
- ・権利擁護や成年後見制度の利用に至らなかったとしても、ほとんどが生活上の支援が必要な方なので、介護保険サービス等定期的に人と関わるような支援を提案し、提供する体制を作るようにしています。

課題

【権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場】

○市：

- ・市と関係機関が連携して、個々のケースについて権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討しているが、このような検討の場を仕組みとして整備する必要があります。
- ・仕組みとして整備する場合には、必要に応じて専門職が検討の場に参加できるようにすること、現状の検討の場のメリットを活かすこと、専門職への報償費の支払等について検討する必要があります。

【家族や関係機関からの情報収集】

○市：経済的虐待に該当するケース等情報収集が難しい場合もあります。

○あんしん泊江：

- ・情報収集の権限がありません。
- ・基本は家族や本人の同意のもと行っていますが、今後書面等で同意を取る必要があるか検討が必要です。

課題（続き）

【家族や関係機関からの情報収集（続き）】

○地域包括支援センター：

- ・医療機関につながっていない方に対して、つなぐまでの支援に時間を要することが多いです。
- ・認知症支援を担っている市担当課と連携する必要があります。
- ・家族間等で意向のずれがあった場合に、十分な聞き取りが行えない場合があります。
- ・権利擁護支援や成年後見制度について、ケアマネジャーによっては知識や理解度が低い方もあり、近い目線で相談者を見ることができないことがあります。

【虐待や権利侵害に対応するための検討の場】

○市：既存の会議体等を活用した仕組みを検討していく必要があります。

【職員、関係機関の研修】

○市：支援の現状等を踏まえて、研修内容を検討する必要があります。

【権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング】

○市：現状のモニタリング体制等を活用した仕組みを検討していく必要があります。

○あんしん泊江：関係機関からあんしん泊江に制度利用を進めてつなげてもらうことが多いですが、関係機関の専門職の理解や力量で制度の利用に至っていない人が相当数いると想定されます。

○地域包括支援センター：

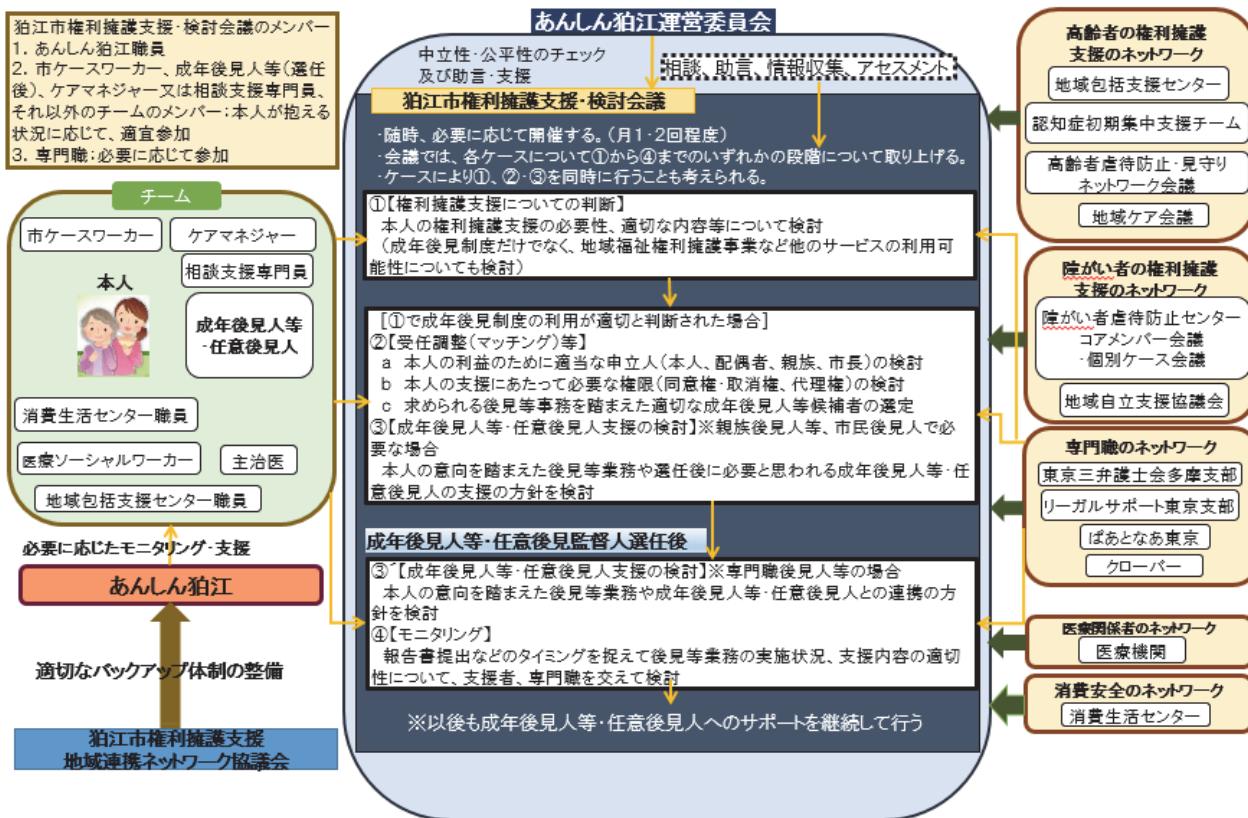
- ・介護保険サービスにつながっていない場合の見守り手段が少ないです。
- ・介護サービス等にもつながらないケースで、自立できていれば、都営泊江団地についてはこまほっとシルバー相談室泊江団地が、多摩川住宅についてはこまほっとシルバー相談室多摩川住宅が見守り訪問をしていますが、それ以外の地域については再度相談があるまで特に地域包括支援センターからアプローチしていません。
- ・医療機関、銀行、商店等からの情報提供ルートを確立させる必要があります。
- ・制度利用に至らない要因によっては、モニタリング期間が長くなり、その結果として見守り対象者の増加につながるおそれがあります。

① 【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。

事業	a 県立柏原病院・検討会議を設置し、権利擁護支援についての判断を行います。	
将来像	県立柏原病院・検討会議（以下「支援・検討会議」といいます。）において、市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、本人の権利擁護支援についての判断が適切に行われています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議の設置に向けた検討	支援・検討会議の設置 支援・検討会議による権利擁護支援についての判断	一 繼続

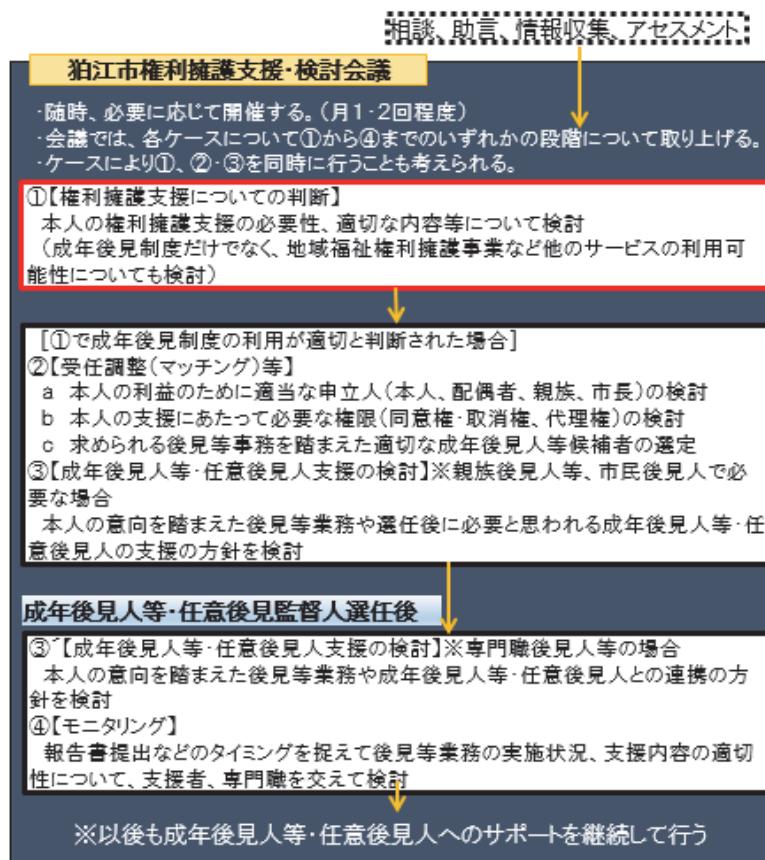
○支援・検討会議を設置します。(図5-23)

図5-23 狛江市権利擁護支援・検討会議



○支援・検討会議では、本人の権利擁護支援の必要性、適切な内容等について検討します。(図5-24)

図5-24 狛江市権利擁護支援・検討会議【権利擁護支援についての判断】



第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標2

○検討に当たっては、成年後見制度だけでなく、地域福祉権利擁護事業など他のサービスの利用可能性についても検討します。(表5-7)

表5-7 権利擁護支援に関する諸制度の具体例

	事業及びサービス	対象者	支援内容
1	生活困窮者自立支援制度 (家計改善支援事業)	生活困窮者	家計の状況を把握することや利用者の家計改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む。)
2	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方	利用者との契約に基づき行う福祉サービス利用援助を中心とした日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援
3	特定援助対象者法律相談扶助	特定援助対象者(認知機能が十分でないため自己の権利の実現が妨げられるおそれがある国民等をいう。)であって、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門識者のサービスの提供を自発的に求めることができないもの	自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施
4	消費生活センターへの相談	消費者	消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。

重点施策

②【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。

事業	a 虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携の在り方を検討・調整します。		
将来像	支援・検討会議と既存会議とが連携して、虐待や権利侵害に適切に対応しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
既存会議との連携の在り方の検討・調整	既存会議との連携		継続

○次のような会議との連携の在り方を検討・調整します。

- ・泊江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議
- ・泊江市消費生活相談員と関係機関との情報交換会

③【継続】権利侵害への早期発見、早期対応を行います。

④【継続】職員、関係機関等を対象とした虐待防止等権利擁護支援に関する研修を実施します。

⑤【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。

事業	a 相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。	
将来像	相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人についても相談後の本人の状況に応じて必要な支援が行われています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング実施に向けた調整	権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリングの実施	継続

○次のようなモニタリングの実施に向けて調整を行います。

- ・福祉サービスを利用されている方：ケアマネジャー又は相談支援専門員と連携した継続した見守り
- ・福祉サービスを利用されていない方：コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員と連携して継続した見守り

(2) 意思決定支援の在り方を検討します。共通計画 P44・45

現状

○市民意識調査で認知症や病気になって自分の意思を表明することが困難になった場合に備えて、自分の意思を表明する方法を考えているか尋ねたところ、「考えていない」と回答した方の割合が63.3%となっておりますが、障がい者（18歳以上）ではその割合が73.4%と高くなっています。

【意思決定支援の在り方】

○市：意思決定支援の在り方について検討したことはありません。

○あんしん泊江：意思決定支援会議等を開催していません。

【意思決定支援の在り方に関する研修】

○市：

- 平成29（2017）年度泊江市内権利擁護関係機関勉強会において「自己決定支援について」をテーマに研修を実施しました。
- その他意思決定支援の在り方に関する研修については都主催の研修に参加しており、市では開催していません。

【「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援】

○市：市で受けた相談については、関係機関とともに本人との面談等を重ね意思決定支援を行っています。

○あんしん泊江：配慮はしているが、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づいたものではありません。

○地域包括支援センター：

- 家族や関係者だけで物事を判断せず、本人との面談を行い、その意向や考え方を確認することができます。
- 職員が介入する場面においては、本人の意思を重視した支援の在り方を重視しています。
- 相談時に、高齢者の特性や認知症の症状の理解をお互いできるよう、介護保険サービス等情報提供と同時並行で説明をし、その中で“本人の意思決定”をサポートする方向へ導いています。

課題

○支援団体等調査で、障がい福祉サービス等事業所に障がい者の契約や財産管理に関する課題を尋ねたところ、財産管理について準備、意思決定をスムーズに行える体制づくりが必要であるという課題をあげています。

【意思決定支援の在り方の検討】

○市：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に従った意思決定支援の在り方について検討する必要があります。

○あんしん泊江：意思決定支援会議等を必要に応じて仕組みに取り込めるよう工夫が必要です。

【意思決定支援の在り方に関する研修】

○市：支援の現状等を踏まえて、研修内容を検討する必要があります。

【「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援】

○市：

- 経済的虐待に該当するケース等では、親族間で意識のズレがある場合があります。
- 高齢者本人の理解力が低下している場合があります。

○あんしん泊江：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づいて行う方策の検討が必要です。

○地域包括支援センター：

- 「意思決定支援」について、支援者の中で考え方や認識にズレがあることもあり、改めて「意思決定支援」について考える機会が必要です。
- 本人の理解と適切な支援に乖離がある場合、家族や専門職と認識の共有が必要です。また、チーム内での認識の共有等をマネジメントする力が必要です。
- 本人以外の家族の意思が先行してしまうケースもあり、その都度ブレーキをかけながら本人のペースを守らないとけませんが、関係者でそれを合わせるのに苦慮することもあります。

①【継続】職員、関係機関等を対象とした意思決定支援の在り方に関する研修を実施します。

重点施策

②【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。

事業	a チームで支援方針を検討する際、必要に応じて本人の意思決定支援についての検討を行います。本人の意思決定支援を踏まえた個別ケース会議を開催します。		
将来像	本人の意思決定支援を踏まえて、チームによる本人への支援が行われています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
チームで支援方針を検討する際、必要に応じて本人の意思決定支援を検討	継続	継続	

(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。共通計画 P44・45

現状

【仕組みの整備】

○市：

- ・支援方針については、本人含む関係者での会議を複数回実施し、検討を重ねながら決定しています。
- ・市長申立ての要否は、泊江市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱（平成13年要綱第16号）を基準に、担当課で協議検討をしています。
- ・候補者は本人の意向や支援方針会議での検討事項や課題を踏まえながら、あんしん泊江と協議して、選定しています。

○あんしん泊江：

- ・現在担当者間で個別ケース会議にて検討し、その後行政における意思決定の中で検討しています。

【組織的に検討する場の設置】

○複数課で検討する場は現状としてはありません。

課題

【仕組みの整備】

○市：緊急性があり、時間的に余裕のない場合も多いです。支援方針を検討した後も、適宜連携をして支援していく必要があります。

○あんしん泊江：会議体として位置付けをするか検討が必要です。

【組織的に検討する場の設置】

○市：

- ・複数の課で組織的に検討する場を設けることについては、緊急の案件が多いため、柔軟に対応できるようにする必要があります。
- ・市長申し立てを検討するケースでは、緊急性があり、時間的に余裕のない場合も多いです。

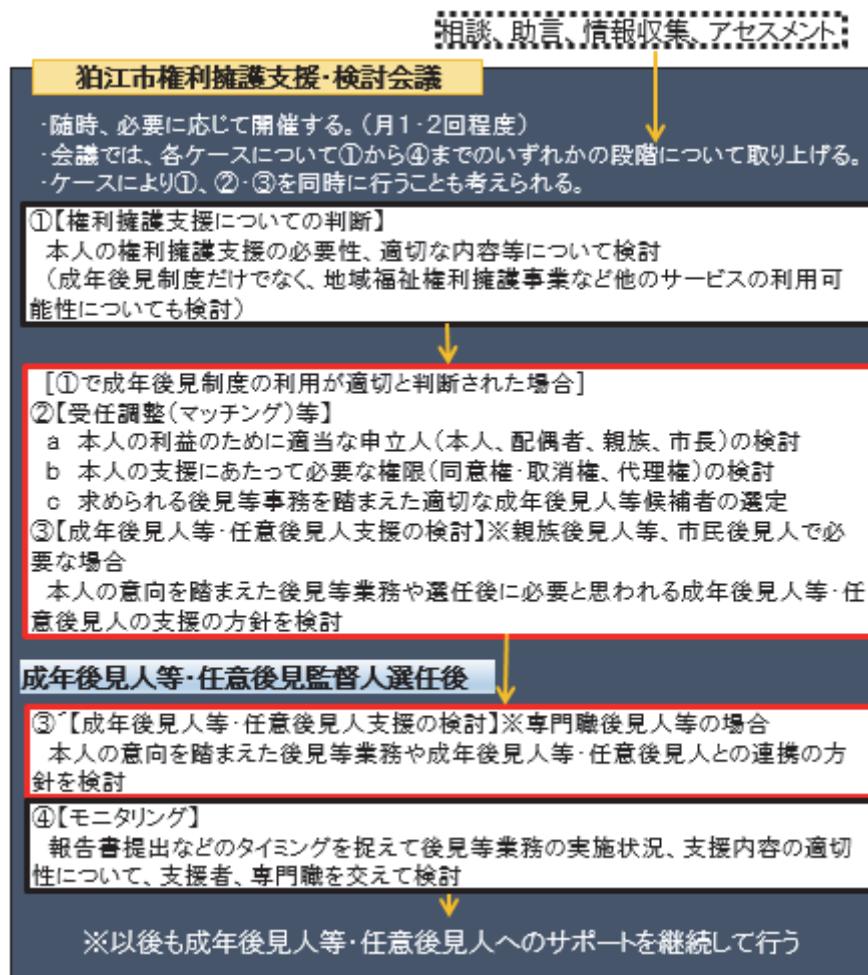
重点施策

①【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。

事業	a 支援・検討会議で成年後見制度の利用が適切であると判断された場合には、受任調整（マッチング）等、候補者選任後のチームによる支援方針及び申立に当たっての準備・役割分担の検討を行います。	
将来像	支援・検討会議で受任調整（マッチング）等、候補者選任後のチームの支援方針及び申立に当たっての準備・役割分担の検討が適切に行われています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議による受任調整（マッチング）に向けた検討	支援・検討会議による受任調整（マッチング）の試行実施	支援・検討会議による受任調整（マッチング）の実施
支援・検討会議による成年後見人等支援に向けた検討	支援・検討会議による成年後見人等支援の検討（試行）	支援・検討会議による成年後見人等支援の検討

○支援・検討会議では、受任調整（マッチング等）、成年後見人等・任意後見人支援の検討を行います。

図5-25 狛江市権利擁護支援・検討会議
【受任調整(マッチング)等】・【成年後見人等支援】



第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標2

事業	b 狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議等既存の会議を活用して、受任調整（マッチング）等や後見人支援を行う事例検討を定期的に行います。		
将来像	チーム関係者が事例検討を通じて、受任調整（マッチング）等や後見人支援について理解し、調整・支援を行っています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議における事例検討の試行実施	高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議における事例検討の実施		継続
障がい者の事例を検討する場の調整	事例検討の試行実施	事例検討の実施	

(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。共通計画 P46・47

現状
<p>【関係機関との連携強化】</p> <p>○あんしん泊江</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の支援に関わるチームで成年後見制度への意向について話し合いが行われ、制度利用につながっています。 ・担当者が判断に迷う場合等は、あんしん泊江運営委員会にて検討していただき、助言をいただいている。 <p>【本人への事前説明と意思決定支援の在り方等の検討】</p> <p>○あんしん泊江：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に明らかに移行する必要性がある場合は関係機関内で検討し、本人に説明しています。 ・関係者が判断に迷う場合はあんしん泊江運営委員会にて検討しています。
課題
<p>【関係機関との連携強化】</p> <p>○あんしん泊江：あんしん泊江運営委員会の在り方について検討が必要です。</p> <p>【本人への事前説明と意思決定支援の在り方等の検討】</p> <p>○あんしん泊江：利用移行について本人の意思決定支援が十分とはいえません。外的環境（施設入所や本人の判断能力）によりやむを得ない場合もあります。</p>

① 【拡充】 地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。

事業	a 地域福祉権利擁護事業の利用者が本人の意思に基づき、必要な支援が受けられるよう、既存の会議に積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めます。	
将来像	地域福祉権利擁護事業の利用者が本人の意思に基づき必要な支援を受けています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
あんしん泊江職員の既存の会議への参加に向けた検討	あんしん泊江職員が個別ケース会議やサービス担当者会議、事例検討会に参加	継続

②【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。

事業	a モニタリングや個別ケース会議等を通じて本人に必要な意思決定支援の在り方を検討するとともに、必要に応じてあんしん泊江運営委員会による専門的助言を活かした意思決定支援を実施します。		
将来像	本人の意思決定が尊重された地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行がなされています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
あんしん泊江運営委員会において、モニタリングや支援者間の会議を踏まえ、一人ひとりの意思決定支援の在り方を検討する。		継続	継続

基本目標3：利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

(1) 本人、親族等による申立て支援に関する相談支援を強化します。

共通計画 P48

現状

【申立て支援についての体制整備】

○市：

- ・本人や親族等による申立て支援の相談件数は少数ですが、相談があった場合は制度の説明を行った上で、あんしん泊江の紹介を行っています。
- ・本人が申し立てを行うことが難しい場合は市長申立てや、あんしん泊江等の関係機関の紹介等を行っています。

○あんしん泊江：

- ・本人や親族等についての支援はあんしん泊江で実施しています。地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所で概要を説明した後、相談が入ることが多いです。

【相談支援の周知】

○市：市で受けた相談については、関係機関とともに本人との面談等を重ね、情報提供を行っています。

○あんしん泊江：相談があった人については説明をしていますが、広く市民向けの周知は行っていません。

○地域包括支援センター：

- ・相談の際、介護等の支援に限らず成年後見制度等の説明を行い、必要に応じて支援をしていくことを伝えています。専門相談機関の紹介も併せて行っています。
- ・家庭裁判所のパンフレットをダウンロードして印刷し、必要時にはそれを用いて、成年後見制度の制度説明を行っています。

【相談の対応力の強化】

○市：成年後見制度に関する十分な知識と理解を深め、説明できるようそれぞれの職員が自己研鑽しています。

○あんしん泊江：

- ・地域包括支援センターや相談支援事業所で大まかな説明を受けた後、あんしん泊江に相談される方が多いです。
- ・あんしん泊江で具体的な相談を受け、必要な制度に結び付ける支援を本人の支援をするチームと協働して行っています。
- ・繰り返しの制度説明や書類作成などの支援及び候補者の調整その後のフォローアップを行っています。
- ・申立て支援や相談支援の業務に携わる職員の位置付けがされておらず、職員が兼務しています。

○地域包括支援センター：

- ・一次相談窓口としてだけでなく、他機関との連携やつなぎを行うことで、より対応力を強化することができます。
- ・職員個人の知識や経験の向上を図るとともに、カンファレンスを通して様々なケースの情報を共有しています。
- ・社会福祉士として研修等で学んだ知識を自身の相談に活用しつつ、地域包括支援センター内での研修時に周知することにより、他のスタッフも対応できるようにしています。

課題

【申立て支援についての体制整備】

○市：既存の仕組みを活用しつつ、有効な体制を検討していく必要があります。

【相談支援の周知】

○市：制度自体が十分に周知されていないと、ニーズが顕在化しにくく、そもそも相談につながりにくいです。

○あんしん泊江：今の人員体制では周知して相談が増加した場合の対応が難しいです。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

課題（続き）

【相談支援の周知（続き）】

○地域包括支援センター

- ・必要に迫られた方が相談に来ますが、制度の中身を全く知らない方も多いです。地域の住民に向けた周知活動が必要です。
- ・本人や親族等が理解できればよいですが、理解が難しいが必要性はある方に対し、更にサポート体制を強化(行政だけでなく医療との連携)する必要があり、そのためには時間を要します。

【相談の対応力の強化】

○市：

- ・制度を利用する高齢者等にも分かりやすい説明を行う必要があります。
- ・対応する職員のスキルによって、説明する内容に差異が生じる可能性があります。

○あんしん泊江：

- ・一時相談窓口の具体的な業務を明確化し、そこに専門的に相談にのれる人材を配置することが必要です。
- ・配置されている職員の力量に頼ると、人事異動などに対応できません。
- ・1名配置であるとチェック機能が働かないため複数の有資格職員の配置が必要です。

○地域包括支援センター：

- ・対応する職員のスキルによって、対応力に差異が生じる可能性があります。
- ・職員間で経験値の違いがあることや、あんしん泊江等の専門機関との連携が強い反面、依存的になっている面もあります。
- ・他のスタッフがどこまで地域包括支援センター内で周知した情報を活用できているか、ケースを追うことのみでしか確認できません。

① 【新規】 本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。

事業	a 狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」といいます。）において本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備について協議し、協議結果を踏まえて体制を整備します。		
将来像	本人や親族等による申立ての支援に係る体制が整備され、本人や親族等が安心して成年後見制度を利用できています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
協議会による本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備についての協議及び協議結果を踏まえた体制の検討	検討結果を踏まえた体制整備及び体制整備を踏まえた申立て支援	体制整備を踏まえた申立て支援	

② 【新規】 本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。

事業	a 【再掲】市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
市民向けのリーフレット、チラシ等の検討、作成	市民向けのリーフレット、チラシ等配布	継続	

○リーフレット、チラシ等を作成するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・相談窓口では、本人や親族等に対して申立て段階から相談支援を行っていることを紹介すること。

事業	b 【再掲】市民向けの分かりやすいコンテンツを市公式ホームページに掲載し、周知します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
市民向けのコンテンツの検討、掲載	市民向けのコンテンツの掲載、周知	継続	

○コンテンツを掲載するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・相談窓口では、本人や親族等に対して申立段階から相談支援を行っていることを紹介すること。

(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。共通計画 P49・50

現状

【適切な成年後見人等候補者を推薦できる仕組み】

○市：市ケースワーカー、あんしん泊江職員により、適切な成年後見人等候補者を検討し、専門職団体等へ候補者の推薦を依頼しています。

○あんしん泊江：

- ・地域包括支援センターや相談支援事業所でご本人に大まかな説明をした後、あんしん泊江に相談されることが多いです。
- ・具体的な相談対応をし、必要な制度に結び付ける支援を本人の支援をするチームと協働して行っています。
- ・繰り返しの制度説明や書類作成などの支援及び候補者の調整その後のフォローアップを行っています。
- ・あんしん泊江で適切な成年後見人等候補者を推薦する業務に携わる職員の位置付けがされておらず、1名兼務の状況です。

【組織的に検討する場】

○市：成年後見人等候補者の検討・推薦を組織的に検討する場で行っていません。

○あんしん泊江：市内の権利擁護関係者でどのような人がふさわしいかを検討し、専門職については専門職団体を通じて推薦をいただいている。

課題

【適切な成年後見人等候補者を推薦できる仕組み】

○市：現状の検討・推薦状況を踏まえて、適切な成年後見人等候補者を推薦できる仕組みづくりを進める必要があります。

【組織的に検討する場】

○市：現状の検討・推薦状況を踏まえて、組織的に検討する場を設置する必要があります。

重点施策

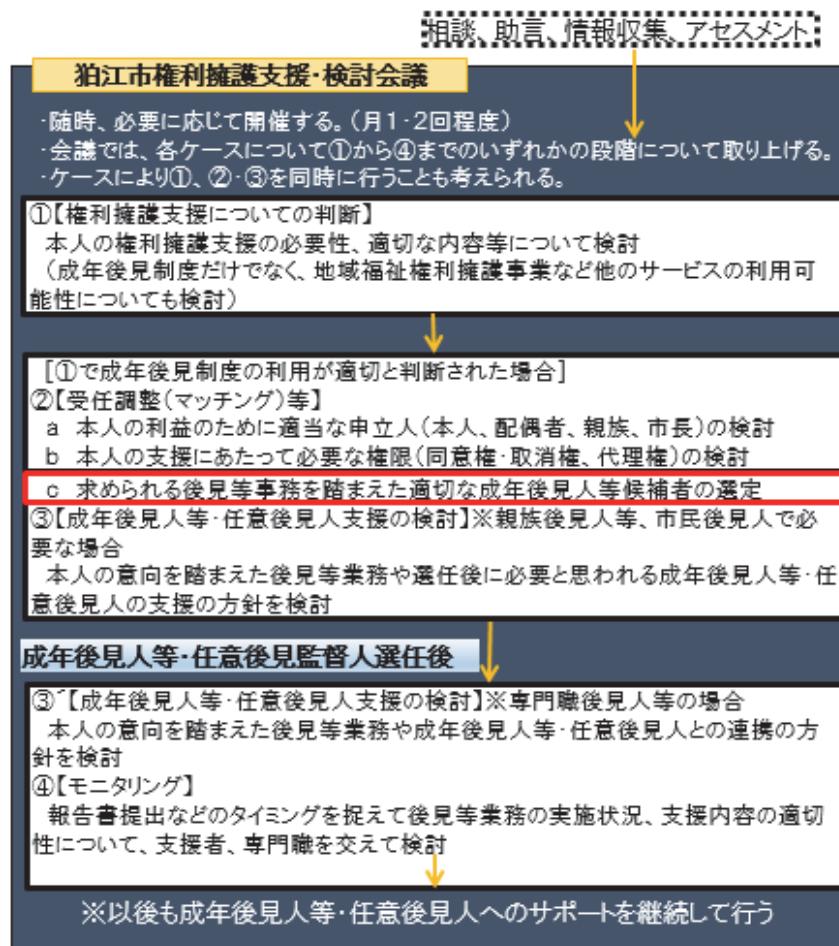
①【新規】適切な成年後見人等候補者（親族、市民後見人、専門職、法人等）を推薦できるような仕組みづくりを進めます。

事業	a 支援・検討会議で成年後見人等に求められる後見等事務を踏まえた適切な成年後見人等候補者の選定を行い、家庭裁判所に推薦します。		
将来像	家庭裁判所に適切な成年後見人等候補者を推薦できています。		
令和3（2021）年度	支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の在り方を検討	令和4（2022）年度	支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の試行実施
令和5（2023）年度	支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の実施		

○支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。（図5-26）

図5-26 狛江市権利擁護支援・検討会議

【成年後見人候補者等の選定】



○選定に当たっては、次の点に配慮します。

- ・「最高裁判所と専門職団体との間で共有した成年後見人等候補者選任の基本的な考え方」を参考にします。（図5-27）
- ・市民後見人の選定に当たっては、支援・検討会議で次の点について検討を行った上でセンターに市民後見人の選定を依頼します。（多摩南部成年後見センター利用のしかた 2020年6月版より）
 - ①収支のバランスが整っているか。
 - ②安定した居所に居住しているか。
 - ③親族にトラブルがないか。
 - ④対応困難なトラブル（紛争・負債等）がないか。
 - ⑤預貯金が1,000万円を超えていないか

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

※【特徴】後見業務が主に「身上保護」が中心となるようなケース

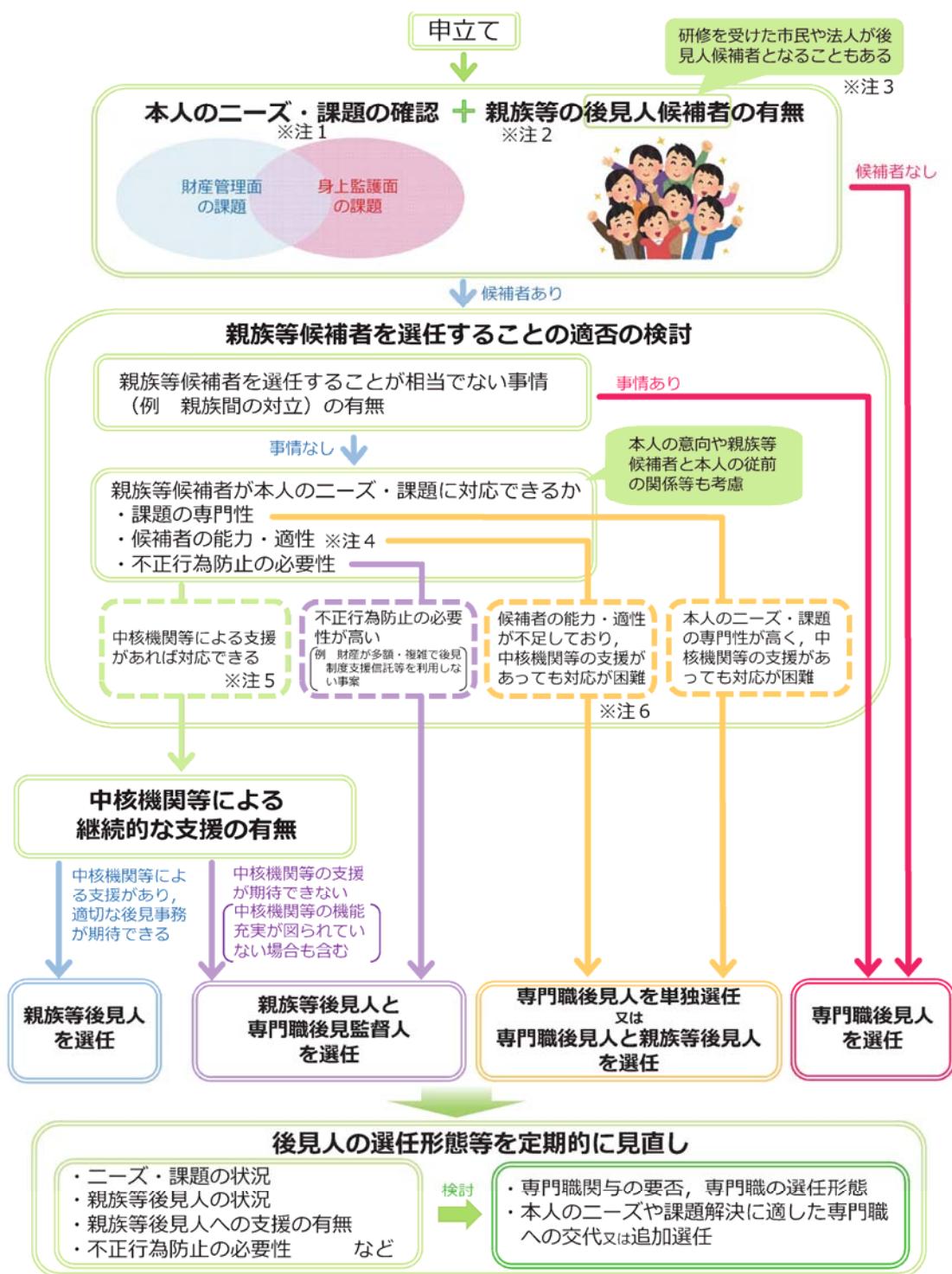
・法人後見人の選定に当たっては、法人後見人が受任することが相応しい案件かどうか、どの法人が受任することがふさわしいか、その受任要件について検討を行い、法人後見人候補者を選定します。

センターに依頼する案件については、次の点について検討を行います。（多摩南部成年後見センター利用のしかた 2020年6月版より）

①調布市、日野市、狛江市、稲城市又は多摩市に住民票があること。（5市外の入所施設等に入所している場合においては、5市が法令上の義務（介護保険住所地特例、生活保護等）を負っていること。）

②財産調査により後見報酬を支払える資産がない方又は資産があるが、虐待、多家族問題、犯罪歴、暴力暴言、第三者からの権利侵害など複雑かつ困難な事情を抱えている方

図5-27 最高裁判所と専門職団体との間で共有した成年後見人等候補者選任の基本的な考え方



※注1:「本人のニーズ」とは、成年後見人等が本人の権利擁護の観点から財産管理面及び身上保護面において解決すべき問題をいいます。「課題」とは、当該事案において、後見等事務を行う上で問題となり得る事項をいいます。

※注2:「親族等」とは、専門職以外の者で、本人にとって身近な支援者をいいます。本人をよく知り、成年後見人等として支えていく意欲と能力のある方であれば、親族に限らず、近隣の知人なども成年後見人等候補者になり得ると考えられます。

※注3:「研修を受けた市民」が成年後見人等候補者となっている場合について、当該候補者を成年後見人等として選任するか否かの判断に当たっては、家庭裁判所が選任イメージに記載されている検討要素のほか、市による市民後見人

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

育成に向けた研修の内容、研修修了者の経験・実績、研修修了者に対する支援態勢等の諸事情をも考慮して判断することになると考えられます。

「法人」が成年後見人等候補者となっている場合について、当該法人を成年後見人等として選任するか否かの判断に当たっては、選任イメージに記載されている検討要素のほか、当該法人の性質、当該法人の実績、本人との利害関係の有無等の諸事情をも考慮して判断することになると考えられます。

※注4:候補者の「能力」とは、後見等事務を処理する能力のことをいいます。候補者の「適性」とは、成年後見人等として適切に事務を行うための資質をいいます。具体的には、本人の意思の尊重や権利擁護の理念を理解し、家庭裁判所や中核機関等の関係機関・関係者と連携して、本人のために後見等事務を行うことができる資質をいいます。

※注5:「中核機関等による支援がある」場合とは、親族後見人が後見等事務を行うにあたり、継続的に中核機関等による支援を受けることができる環境にあることをいいます。中核機関が親族後見人に対する支援を行っていなくても、専門職や福祉機関等が中核機関に代替して継続的な支援を行っている場合は、「中核機関等による支援がある」といえます。

また、中核機関等による支援があれば「対応できる」とは、中核機関等による支援を受けることにより、本人のニーズ・課題への対応を含め、親族後見人が自ら全ての後見等事務を行うことができる場合をいいます。

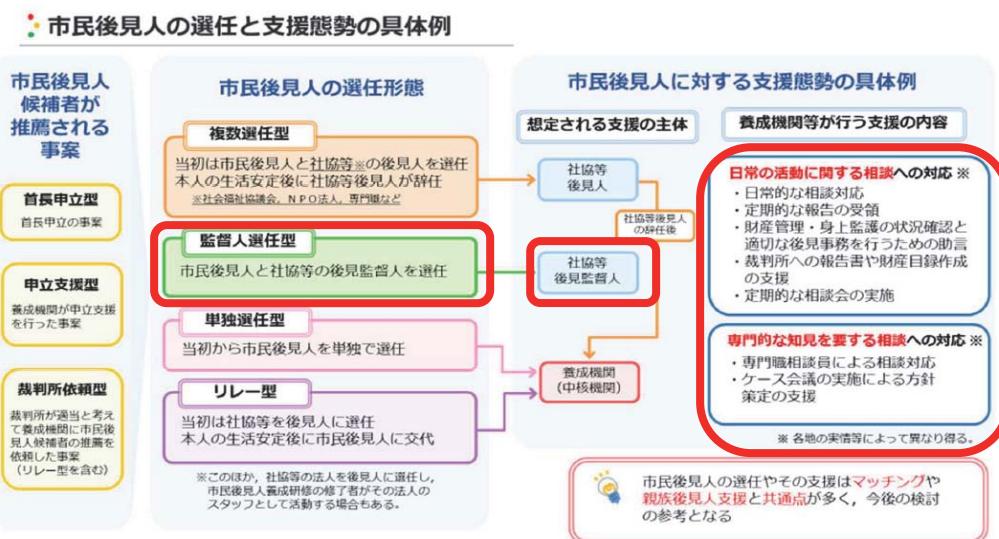
※注6:「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」な場合とは、家庭裁判所が後見開始の審判を行う時点において、候補者の能力が不足し、又は候補者が成年後見人等としての適性を欠いており、中核機関等による支援があっても本人のニーズ・課題に対応することが困難であることが判明している場合をいいます。

出典:第3回成年後見制度利用促進専門家会議 資料1

(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。共通計画 P51

現状
<p>【市民後見人の育成】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の育成は、センターで行っています。市、社会福祉協議会では行っていません。 ・令和2（2020）年4月1日時点でセンターが育成した狛江市の市民後見人は2人であり、そのうち2人が受任しています。 ・被成年後見人等が狛江市民の案件について、平成27（2015）年以降、市民後見人の就任件数が0件となっています。 <p>【市民後見人の受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：センターに依頼した案件については、センターが市民後見人の受任が相応しいかの検討を行っています。</p> <p>○あんしん狛江：市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件についての検討は現在行っています。</p> <p>【市民後見人の活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが育成した市民後見人については、センターにおいて活動支援、フォローを行っています。
課題
<p>【市民後見人の育成】</p> <p>○市：関心のある市民がセンターの市民後見人養成講習を受講するよう、センターと協働して養成講習の在り方、周知方法等について検討する必要があります。</p> <p>【市民後見人の受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：市民後見人が少ないため、相応しい案件であっても受任に結び付けることは難しいです。</p> <p>○あんしん狛江：リレー方式であると市民後見人が受任すべき案件は生活保護受給者に絞られてしまうため、センターを経由しない受任方法について検討が必要です。</p> <p>【市民後見人の活動の支援】</p> <p>○市：市民後見人にとってより身近な市内関係機関による活動の支援を検討する必要があります。</p>

図5-28 市民後見人の選任と支援態勢の具体例



※市では、センターに市民後見人の育成を依頼していますが、市民後見人の選任形態は、監督人選任型で、センターが受任まで支援し、受任後はセンターが後見監督人になるとともに、市民後見人の活動への継続的な支援を行っています。

出典：成年後見制度利用促進専門家会議第1回 中間検証 WG 資料8-3

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

①【新規】市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。

事業	a 市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。	
将来像	本人と同じ地域に居住する市民が、市民後見人として育成され、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、地域のネットワークを利用した地域密着型の後見等事務を行っています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討	新たな市民後見人の育成事業の実施	継続
協議結果を踏まえて5市・センターと在り方を整理・検討		

○協議会で市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討に当たっては、「センターが基礎的な養成研修を実施し、その後の実習やフォローアップはセンター及び市が連携と役割分担のもとに行う」という方向性で整理・検討を進めます。

②【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。

事業	a 【再掲】支援・検討会議で成年後見人等に求められる後見等事務を踏まえた適切な成年後見人等候補者の選定を行い、家庭裁判所に推薦します。	
将来像度	家庭裁判所に適切な成年後見人等候補者を推薦しています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の在り方を検討	支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の試行実施	支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の実施

③【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。

事業	a 市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を検討し、整備します。		
将来像	市、関係機関及びセンターが連携して市民後見人の活動を支援しています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
協議会で市民後見人活動の支援について検討 検討結果を踏まえて5市、センターと整備内容を検討	新たな市民後見人の活動支援	継続	

○検討に当たっては「監督と支援」の考え方を整理する必要があります。

市民後見人が本人の信頼できる人であればあるほど、そこに監督人が付され、報酬の負担が生じることは、本人と本人を慮る市民後見人にとっても、「どうして自らを監督してもらうために大切なお金を使わなければならないのか」、「そんなお金を払うくらいなら本人にとってもっと有効に使いたい」と思うことは市民感覚として当然といえます。なお、東京地方裁判所は市民後見人に対して監督人の選任を必須とする運用を既に中止しております。

○協議会で市民後見人活動の支援について検討するに当たっては、「市・あんしん泊江で行うことを原則とし(したがって、監督人は不要となる。)、例外的に監督人が必要な場合は、これまでの法人後見の実績とノウハウを活かしてセンターが監督人を受任するする」という方向性で整理・検討を進めます。

(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。共通計画 P52・53

現状
<p>【センターの受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの法人後見の利用数が平成31（2019）年度2件となっており、他4市と比較して少ないです。 ・2件とも生活保護受給者の案件となっています。 <p>【センター以外の法人後見実施機関の受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター以外の法人後見実施機関の利用実績があります。 ・市ケースワーカー、あんしん泊江職員により、適切な成年後見人等候補者を検討する際、法人後見実施機関の受任案件、受任要件の検討を行っています。
課題
<p>【センターの受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：市関係機関及びセンターと協議し、市の実情に合わせたセンターの受任案件を検討する必要があります。</p> <p>【センター以外の法人後見実施機関の受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：法人後見実施機関ごとの特性を踏まえて、受任案件・受任要件を検討する必要があります。</p>

① 【新規】 センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。

事業	a 眠江市権利擁護支援・検討会議での検討結果を踏まえ、センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。	
将来像	市、あんしん泊江及びセンターが中核機関として適切な役割分担をし、本人及び成年後見人等に効果的な支援を行っています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会でセンター受任案件、受任要件を検討 検討結果を踏まえて5市・センターと協議	協議結果に基づく受任要請	継続

重点施策

②【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。

事業	a 狛江市権利擁護支援・検討会議での検討結果を踏まえセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。	
将来像	法人後見実施機関として、センター及びセンター以外の法人後見実施機関が本人に対して適切な支援を行っています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で多摩南部成年後見センター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件の検討	検討結果を踏まえた支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の実施	継続

(5) 任意後見制度の利用等の相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。共通計画 P54

現状
○市：任意後見制度の利用等の相談はほとんどありません。
○あんしん狛江：
・専門職や主治医等と一緒に契約能力の有無や本人の理解力に合わせ支援を行っています。
・契約に至り、発効まで継続して支援を行っています。
課題
○市：任意後見制度の利用等に関する相談に対し、適切に対応ができるよう備えておく必要があります。
○あんしん狛江：
・任意後見制度の利用については、比較的高度な本人の理解力が求められます。
・任意後見契約からその発効に至るまでのモニタリングをどのように行うかが課題です。

① 【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。

事業	a 狛江市内権利擁護関係機関勉強会において、チームに加わることが想定される関係者向けに任意後見制度、民事信託等に関する研修を定期的に実施します。		
将来像	チーム関係者が法定後見制度のみならず、任意後見制度、民事信託等に関する市民からの相談に適切に対応し、本人の生活の実情に合った制度を利用することができます。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
任意後見制度等に関する研修の実施 (年度1回程度)	継続 (年度1回程度)	継続 (年度1回程度)	

基本目標4：成年後見人等への支援の充実

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。 共通計画 P55・56

現状

【「チーム」機能の整備】

○市：あんしん泊江・福祉相談課を中心にチームとしての支援を行っていますが、体制として整備されたものではありません。

【本人・家族からの相談体制の整備】

○市：

- ・家族からの相談は、相談内容に応じて受け、必要な場合は関係機関へつないでいます。
- ・在宅での支援チームがある場合は、地域包括支援センターが中心となり、相談体制の調整を行っています。

○あんしん泊江：申立て時に関わったケースについては相談を継続して受けています。

【成年後見人等及び任意後見人からの相談体制の整備】

○市：

- ・本人の支援に関する相談は福祉相談課で対応し、報酬助成の申請に関する相談は福祉政策課で対応しています。
- ・成年後見人等選任後も引き続き相談支援や問合せに対応しています。

○あんしん泊江：申立て時に関わったケースについては相談を継続して受けています。

【成年後見人等及び任意後見人に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】

○市：

- ・市では成年後見人等選任後も必要に応じて、本人支援のための会議への出席や本人面談の同席等を行っています。
- ・あんしん泊江を中心にモニタリング、バックアップを行っていますが、体制として整備されたものではありません。

【「チーム」関係者の研修】

○市：年4回程度、権利擁護業務担当者を対象として勉強会を開催しています。

【制度利用に至らない市民に対するモニタリングの検討】

○市：

- ・制度の利用に至らない市民のその後の経過については独自のモニタリングを行っていません。
- ・高齢者は地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員等のモニタリングを通じて、制度利用が必要なタイミングで対応しています。

○あんしん泊江：

- ・ハイリスクと思われる相談のみモニタリングを実施しています。

課題

【「チーム」機能の整備】

○市：担当職員が異動してもチームとして支援できる体制を整備する必要があります。

【本人・家族からの相談体制の整備】

○市：成年後見制度自体が十分に周知されていないと、ニーズが顕在化せず、そもそも相談につながりません。

○あんしん泊江：体制がどうあるべきか検討が必要です。

【成年後見人等及び任意後見人からの相談体制の整備】

○市：

- ・福祉政策課、福祉相談課の両課にて相談内容の情報共有が必要です。
- ・あんしん泊江やセンター等の関係機関との連携が重要です。

課題（続き）

【成年後見人等及び任意後見人からの相談体制の整備（続き）】

○あんしん泊江：あんしん泊江で支援をせずに申立を行い、審判が下りた者には、家庭裁判所から相談窓口の一覧が渡されますが、泊江市の場合、推進機関としてセンターのみが記載されているため、相談できる窓口を記載することが必要です。

【成年後見人等及び任意後見人に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】

○市：

- ・担当職員が異動してもチームとしてモニタリング、バックアップできる体制を整備する必要があります。
- ・あんしん泊江やセンター等の関係機関との連携が重要です。

○あんしん泊江：実現性のある体制や取組みの検討が必要です。

【「チーム」関係者の研修】

○市：引き続き、勉強会等を開催することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る必要があります。

【制度利用に至らない市民に対するモニタリングの検討】

○市：

- ・制度の利用に至らない市民のその後の経過についてどのようにモニタリングを行うのか検討する必要があります。
- ・保佐や補助相当と思われる方については、支援関係者はニーズがあると考えても、本人が制度利用を望まない場合は制度利用までに時間がかかることがあります。

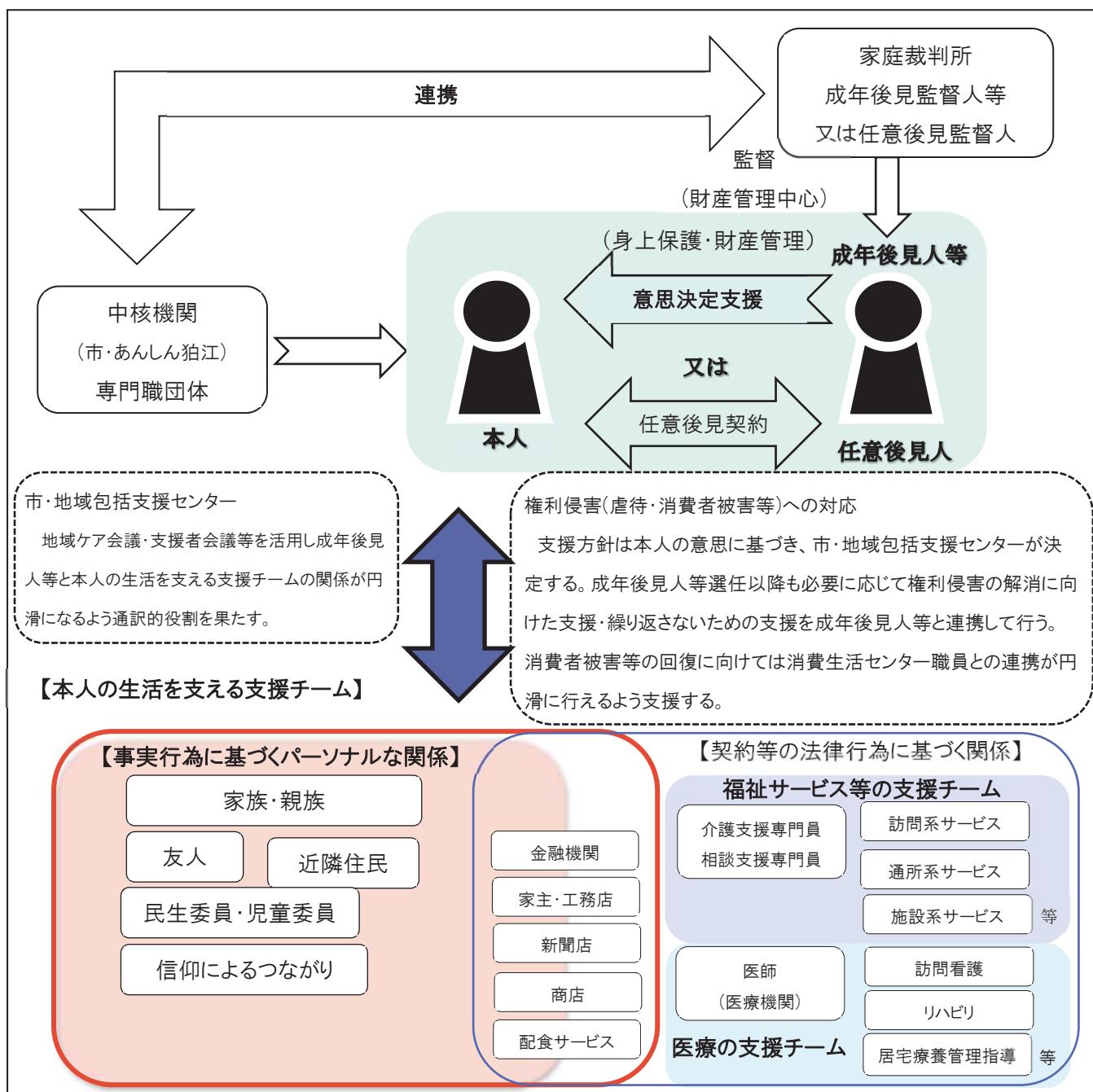
重点施策

①【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。

事業	a 本人と成年後見人等又は任意後見人が孤立しないよう、本人の抱える状況に応じた関係者及び権利擁護支援関係機関による「チーム」体制を構築し、「チーム」による支援を行います。	
将来像	本人と成年後見人等又は任意後見人が「チーム」による支援を受けることにより、本人が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
「チーム」による支援の在り方を検討	「チーム」による支援の試行実施	「チーム」による支援の実施

○「チーム」体制を構築します。（図5-29）

図5-29 猪江市権利擁護支援のチームのイメージ



第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標4

②【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。

事業	a 福祉総合相談窓口を中心とした包括的な相談支援体制を推進します。		
将来像	包括的な相談支援体制が構築され、本人及び家族が切れ目のない支援を受けています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
社会福祉法の一部改正を踏まえた包括的支援体制の推進		継続	継続

事業	b あんしん泊江運営委員会において、市、あんしん泊江、地域包括支援センター等の相談窓口で受けた相談内容について定期的に情報共有を行います。		
将来像	個人情報保護について配慮した上で、市内の相談窓口で受けた相談内容が定期的に情報共有されることにより、本人への支援が効果的に行われています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
あんしん泊江運営委員会における相談内容の情報共有		継続	継続

重点施策

③【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。

事業	a 成年後見人等選任後、支援・検討会議においてモニタリングを行うとともに、本人や支援者、成年後見人等又は任意後見人から相談があった際に支援（バックアップ）を行います。		
将来像	成年後見人等又は任意後見監督人選任後、本人及び成年後見人等又は任意後見人へのモニタリング・バックアップが行われることにより、本人が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できます。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
支援・検討会議におけるモニタリングの在り方を検討	支援・検討会議におけるモニタリングの試行実施	支援・検討会議におけるモニタリングの実施	
中核機関におけるバックアップの在り方を検討	中核機関におけるバックアップの実施		継続

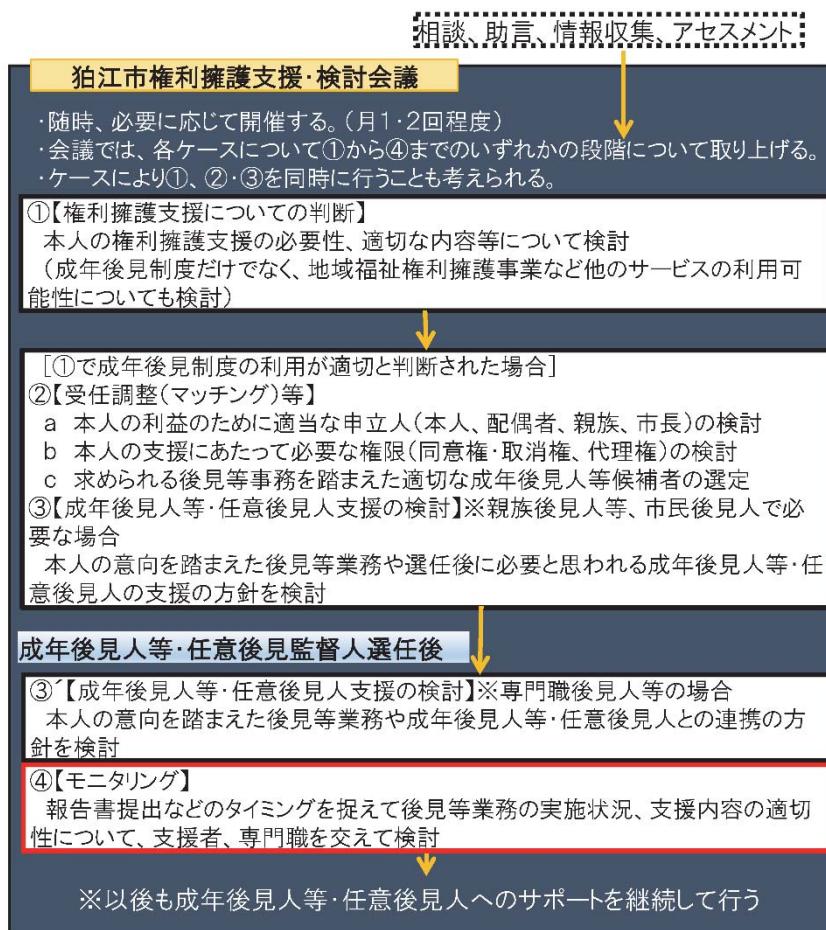
○モニタリング：成年後見人等又は任意後見監督人選任後、支援・検討会議において、報告書提出などのタイミングを捉えて後見業務の実施状況、支援内容の適切性について検討を行います（図5-30）。

○バックアップ：市、あんしん泊江では、本人や支援者及びその親族後見人等及び専門職後見人から相談があった際に支援を行います。（図5-30）

センターでは、本人や支援者及びその市民後見人から相談があった際に支援を行います。

○支援・検討会議でモニタリングを行います。(図5-30)

図5-30 狛江市権利擁護支援・検討会議の設置【モニタリング】



④【継続】「チーム」に関わる関係者への研修の機会を設けます。

⑤【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。

事業	a 【再掲】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築する。	
将来像	相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人についても相談後の本人の状況に応じて必要な支援が行われています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング実施に向けた調整	権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリングの実施	継続

○次のようなモニタリングの実施に向けて調整を行います。

- ・福祉サービスを利用されている方：ケアマネジャー又は相談支援専門員と連携した継続した見守り
- ・福祉サービスを利用されていない方：コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員と連携して継続した見守り

(2) 親族後見人等への支援を充実させます。共通計画 P57

現状

○平成31（2019）年の成年後見人等と本人との関係別割合については、親族の割合が16.7%となっており、東京都全体の23.8%と比べ約7ポイント低くなっています。

【親族後見人等の支援ニーズの把握】

○市：市で相談を受けた場合、市社会福祉協議会の法律相談やあんしん泊江を紹介しています。

○あんしん泊江：親族後見人懇談会等は開催していません。

【親族後見人等に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】

○市：障がい福祉サービスの支給決定等で親族後見人等に関わることはありますが、親族後見人に対するモニタリング・バックアップは行っていません。

○あんしん泊江：

- ・申立て時に相談を受けた全てのケースについて、審判確定の確認を行っています。
- ・審判確定後のフォローアップについては求めに応じて行っています。

【親族後見人等の活動支援】

○あんしん泊江：申立て時に関わったケースは継続相談を受けています。

【親族後見人等の活動支援の在り方についての協議】

○市：親族後見人等の活動支援の在り方について専門職団体や家庭裁判所と協議を行ったことはありません。

課題

【親族後見人等の支援ニーズの把握】

○市：親族後見人の場合には、関係機関との直接のやりとりとなるため、市が直接関わらないケースも多いです。

【親族後見人等に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】

○市：

- ・親族後見人の場合には、関係機関との直接のやりとりとなるため、市が直接関わらないケースも多いです。
- ・申立て時に支援につながらなかった親族後見人に対するモニタリング・バックアップを検討する必要があります。

【親族後見人等の活動支援】

○あんしん泊江：審判が下りた件数の全数を把握していないため、支援が必要な親族後見人がフォローアップされずにいるものと想定されます。

【親族後見人等の活動支援の在り方についての協議】

○市：親族後見人の支援の在り方について専門職団体や家庭裁判所との連携体制の整備を図る必要があります。

①【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。

事業	a 市内相談窓口に親族（後見人）等が相談等で来所された際、アンケートを実施するとともに、その後も定期的にアンケートを実施することにより、親族（後見人）等の支援ニーズを把握し、効果的な支援につなげます。		
将来像	親族（後見人）等への支援が効果的に行われることにより、本人及びその親族が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。		
令和3（2021）年度	協議会でアンケートの実施方法、アンケート内容を検討	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
アンケートの実施	アンケートの試行実施	アンケートの実施	

②【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。

事業	a 【再掲】成年後見人等又は任意後見監督人選任後、支援・検討会議においてモニタリングを行うとともに、本人や支援者、成年後見人等又は任意後見人から相談があった際に支援（バックアップ）を行います。		
将来像	成年後見人等又は任意後見監督人選任後、本人及び成年後見人等又は任意後見人へのモニタリング・バックアップが行われることにより、本人が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できます。		
令和3（2021）年度	支援・検討会議におけるモニタリングの在り方を検討	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
中核機関におけるバックアップの在り方を検討	支援・検討会議におけるモニタリングの試行実施	支援・検討会議におけるモニタリングの実施	中核機関におけるバックアップの実施
			継続

③【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。

事業	a 親族後見人等への支援の在り方について検討します。		
将来像	親族（後見人）等への支援が効果的に行われることにより、本人及びその親族が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。		
令和3（2021）年度	協議会で親族後見人等への支援の在り方について検討	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	検討結果を踏まえた親族後見人等への支援		継続

○検討に当たっては「監督と支援」の考え方を整理する必要があります。

親族後見人等が本人の信頼できる人であればあるほど、そこに監督人が付され、報酬の負担が生じることは、本人と本人を慮る親族後見人にとっても、「どうして自らを監督してもらうために大切なお金を使わなければならないのか」「そんなお金を払うくらいなら本人にとってもっと有効に使いたい」と思うことは市民感覚として当然といえます。なお、東京地方裁判所は市民後見人に対して監督人の選任を必須とする運用は既に中止しております。

基本目標5：地域における権利擁護支援の体制整備

(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。共通計画

P58

現状

【中核機関の整備の在り方】

○市：現在、あんしん泊江が広報機能、相談機能、受任調整機能、後見人支援機能等多くの機能を担っているため、あんしん泊江の負担が大きいです。

【市とセンターの機能分担】

○市：センター構成5市の実情がそれぞれ異なるため、センターに求める機能も同じではないものと考えられます。

課題

【中核機関の整備の在り方】

○市：市、センターへの機能分散及びあんしん泊江の機能の位置付けを明確化し、適正な人員体制を整備する等、中核機関の整備の在り方を検討する必要があります。

【市とセンターの機能分担】

○市：市とセンターの機能分担についてセンターと構成市の担当者におけるネットワーク会議等において検討します。

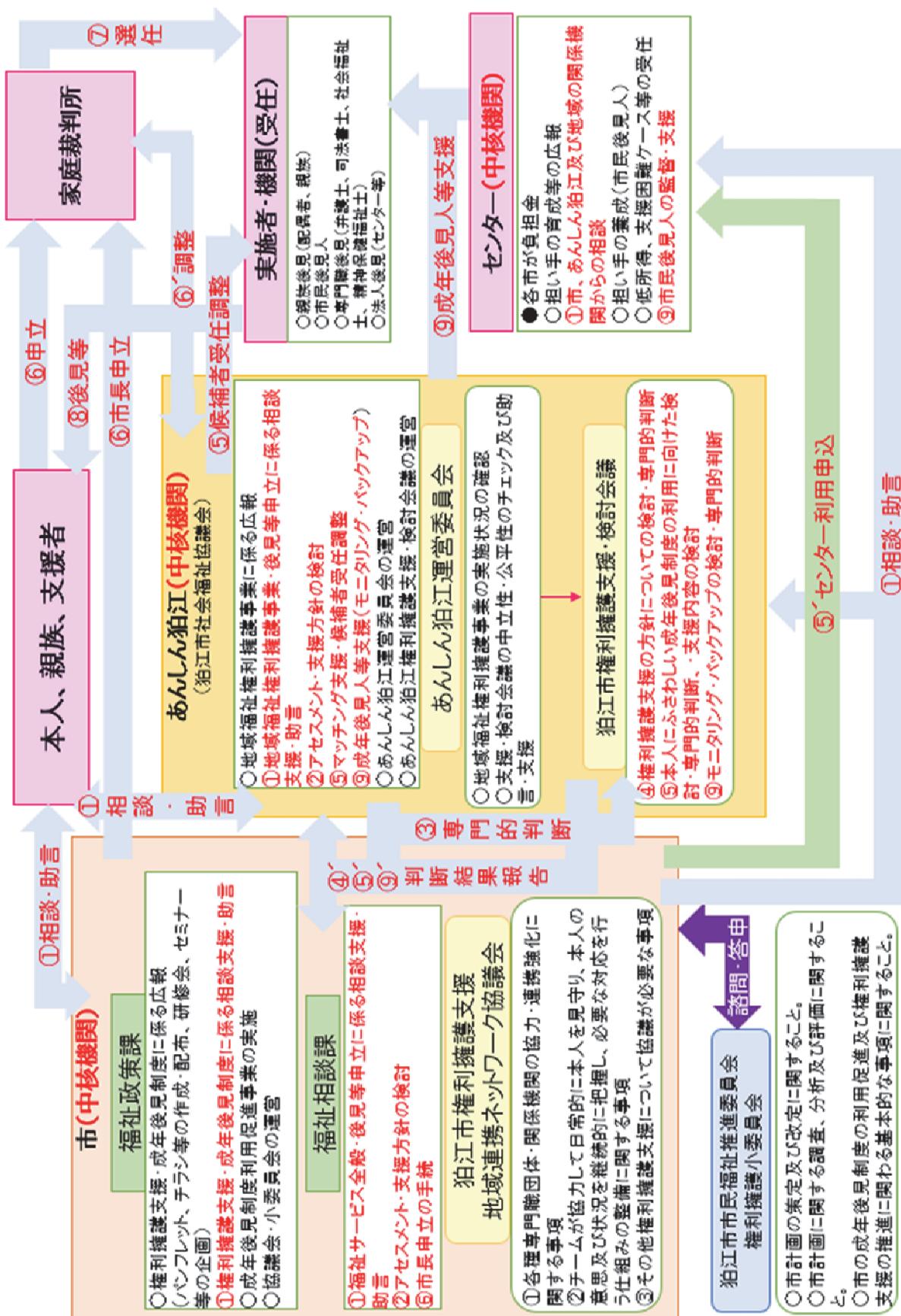
重点施策

① 【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。

事業	a 市、あんしん泊江及びセンターを中核機関とし、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	
将来像	市、あんしん泊江及びセンターが中核機関として適切な役割分担をし、本人及び成年後見人等に効果的な支援を行っています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
中核機関の設置（市・センター）		
中核機関の設置に向けた検討（あんしん泊江）	中核機関の設置（市・あんしん泊江・センター）	継続
中核機関が担うべき具体的機能の分散方法の検討	中核機関の機能分散を踏まえた業務の実施	

○市・あんしん泊江はセンターを中核機関とし、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。(図5-31)

図5-31 泊江市における中核機関の業務分担のイメージ



(2) 成年後見制度利用支援事業を効果的に運用します。共通計画 P59

現状
【申立費用助成制度】 ○市：制度の利用が必要な方が適切に利用できるよう、成年後見等申立費用助成制度の運用を行っており、助成件数は、おおよそ10件から20件までの範囲で推移しており、高齢者に対する助成件数が多くなっています。
【報酬助成制度】 ○市：制度の利用が必要な方が適切に利用できるよう、要綱の範囲内において成年後見人等報酬助成制度の柔軟な運用を行っており、助成件数は増加傾向にあり、平成31（2019）年度は8件となっています。
課題
【申立費用助成制度】 ○市：成年後見等申立費用助成制度を運用するにあたり生じた制度利用上の課題点を整理し、より効果的な運用ができるよう見直しを図っていく必要があります。
【報酬助成制度】 ○市：成年後見等申立費用助成制度を運用するにあたり生じた制度利用上の課題点を整理し、より効果的な運用ができるよう見直しを図っていく必要があります。

表5-8 狛江市の成年後見制度利用支援事業の概要

高齢者										
助成制度の有無		申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
申立費用	報酬	市長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可 ※2
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
障がい者										
助成制度の有無		申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
申立費用	報酬	市長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可 ※2
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

※1 狛江市の助成制度は、上表のとおり、申立者、類型等を限定していない。

※2 生活保護受給者でなくとも、世帯収入及び資産から費用等を控除した後の金額が生活保護の基準により算定した最低生活費の額を下回る場合は助成対象としている。

① 【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。

事業	a 成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。	
将来像	申立費用及び報酬の助成が適切に行われることにより、経済的な理由により成年後見制度を利用することが困難な市民も当該制度を利用しています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で成年後見制度利用支援事業について検討	新たな成年後見制度利用支援事業の運用	継続

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。共通計画 P60・61

現状
【権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営】
○市：権利擁護支援にあたり、福祉相談課、あんしん泊江等では、必要に応じて医療関係機関、泊江市消費生活センター等福祉部門以外の関係部局・関係機関等との連携を図っています。
【協議会の整備】
○市：権利擁護業務担当者を対象として、年4回程度勉強会を開催することにより、顔と顔の見える関係を構築しています。
○あんしん泊江：あんしん泊江運営委員会を年4回開催しています。
【専門職団体との連携の在り方】
○市：専門職団体との連携はできていますが、連携の在り方についての検討は行っていません。
課題
【権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営】
○現状の権利擁護支援の地域連携ネットワークを見える化し、持続的に運営できる体制を整備する必要があります。
【協議会の整備】
○市：地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する体制を整備するに当たっては、検討内容に応じて、福祉部門以外の関係部局・関係機関等が参加できるような仕組みや体制を検討する必要があります。
【専門職団体との連携の在り方】
○市：市域において構築された権利擁護支援の地域連携ネットワークを見える化し、持続的に運営できる体制を整備する中で連携の在り方について検討する必要があります。

重点施策

① 【新規】 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。

事業	a 【再掲】本人と成年後見人等又は任意後見人が孤立しないよう、本人の抱える状況に応じた関係者及び権利擁護支援関係機関による「チーム」体制を構築し、「チーム」による支援を行います。	
将来像	本人と成年後見人等又は任意後見人が「チーム」による支援を受けることにより、本人が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
「チーム」による支援の在り方を検討	「チーム」による支援の試行実施	「チーム」による支援の実施

事業	b 市に泊江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、必要な事項を協議します。	
将来像	協議会により、チーム、支援・検討会議、多職種間の連携等について定期的に協議が行われることにより、本人にとってメリットの実感できる権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されています。	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
泊江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置	協議会による協議 (年度4回以上)	継続
協議会による協議 (年度4回以上)		

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標5

○市に泊江市権利擁護支援連携ネットワーク協議会を設置し、次のような事項を協議します。（図5-31）

- ・チーム（特に親族後見人）への適切なバックアップ体制の整備
- ・支援・検討会議の中立性・公平性のチェック及び助言・支援
- ・多職種間の更なる連携強化の推進

事業	c センター構成5市及びセンターで広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討します。		
将来像	広域及び市域の協議会が連携して、本人にとってメリットの実感できる権利擁護支援のネットワークが構築されています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討	広域における協議会の設置	-	
	広域における協議会による協議	継続	
	広域における協議会と市協議会との連携	継続	

事業	d 【再掲】市、あんしん泊江及びセンターを中心機関とし、中心機関が担うべき具体的機能を分散します。		
将来像	市、あんしん泊江及びセンターが中心機関として適切な役割分担をし、本人及び成年後見人等に効果的な支援を行っています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
中心機関の設置（市・センター）			
中心機関の設置に向けた検討（あんしん泊江）	中心機関の設置（市・あんしん泊江・センター）	継続	
中心機関が担うべき具体的機能の分散方法の検討	中心機関の機能分散を踏まえた業務の実施		

② 【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。

事業	a 協議会で専門職団体との連携の在り方について検討します。		
将来像	専門職団体と連携して、本人にとってメリットの実感できる権利擁護支援のネットワークが構築されています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で専門職団体との在り方について検討	新たな専門職団体との連携	継続	

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1 市民福祉推進委員会・権利擁護小委員会による進捗状況の管理

基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である泊江市福祉基本条例第32条第1項の規定により設置された市民福祉推進委員会及び同条第3項の規定により設置された権利擁護小委員会において、同条第2項第4号の規定により、計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、計画の進捗状況については、広報こまえ及び市公式ホームページを活用して市民に周知します。

第2節 計画の評価方法

1 評価の手順

本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するためには、計画期間中、PDCAサイクルにより進行管理を行い、その結果を市民に対して公開することにより、より高い推進力を確保していくことが必要となります。

そこで、本計画においては、以下のサイクル（図5-32）とスケジュール（図5-33）に従って毎年度、計画の進行管理を実施します。

図5-32 PDCAサイクルによる進行管理

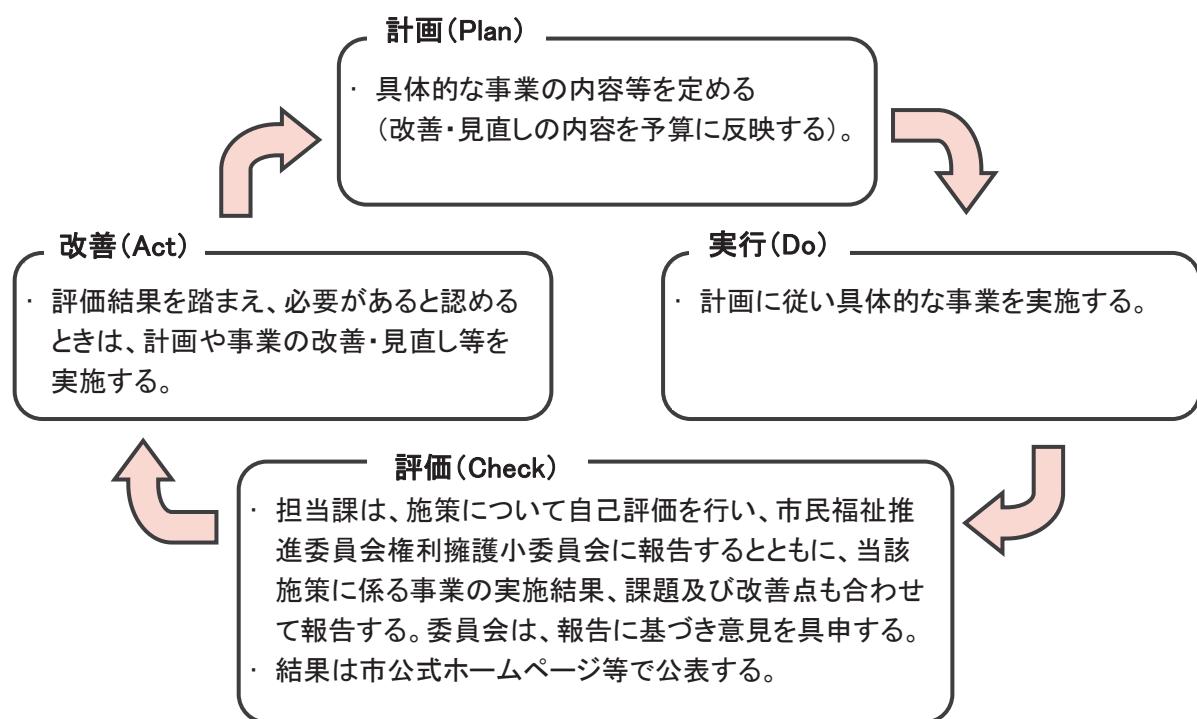
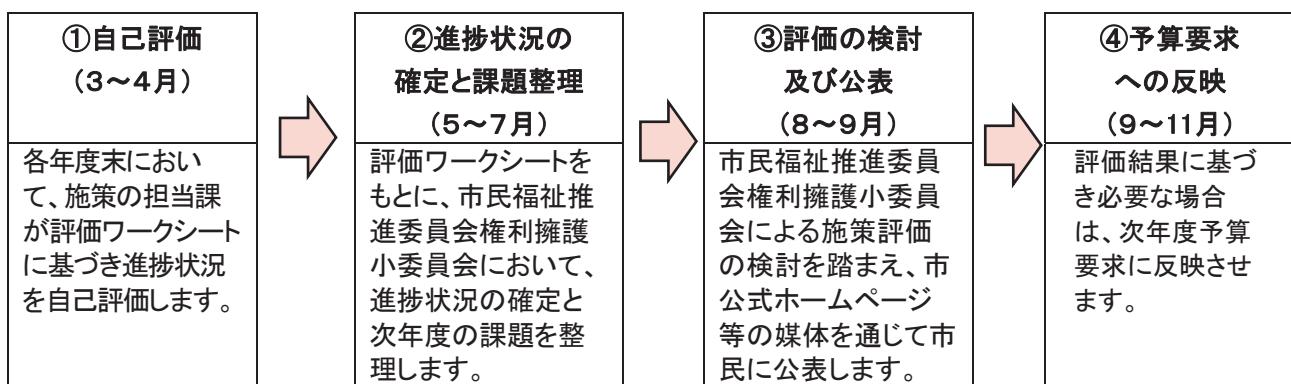


図5-33 評価(Check)から改善(Act)へのスケジュール



2 評価の基準

成年後見制度利用促進事業計画の各施策については、毎年度計画が実施されているか、施策ごとに以下のA～Dで評価します。(表5-9)

表5-9 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例①】施策1に係る4つの事業の令和3（2021）年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	-	-
	事業c	未達成	-	-
	事業d	達成	-	-

この場合、事業aについては、令和4（2022）年度まで年次目標までの前倒しで達成していますが、この点は評価に入れません。事業aから事業dまでの令和3（2021）年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとなります。

【例②】その後、施策1に係る4つの事業の令和4（2022）年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	達成	-
	事業c	未達成	未達成	-
	事業d	達成	達成	-

この場合、令和4（2022）年度までの年次目標を評価しますので、令和3（2021）年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及び事業dの年次目標が単年度の年次目標であり、次年度に繰り延べて実施できない年次目標の場合には、令和3（2021）年度の年次目標の達成状況は評価から外します。

第2節 計画の評価方法

その結果、事業aから事業dまでの令和4（2022）年度までの達成率は4/6で66.6%となりますので、評価はBとなります。

【例③】その後、施策1に係る4つの事業の令和5（2022）年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	達成
	事業b	未達成	達成	達成
	事業c	達成	達成	達成
	事業d	達成	達成	未達成

この場合、令和4（2022）年度までの年次目標を評価しますので、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及びdの評価については、例②の場合と同様です。なお、事業cについては令和5（2023）年度に令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の年次目標も達成できましたので、その点も評価に加えます。

その結果、事業aから事業dまでの令和5（2023）年度までの達成率は7/8で87.5%となりますので、評価はAとなります。

資料編



1 狛江市市民福祉推進委員会

(1) 狛江市福祉基本条例における市民福祉推進委員会の設置に関する条文

狛江市福祉基本条例（抄）

（計画の策定）

第5条（中略）

- 5 市は、定期的に、その策定した福祉総合計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるときは、当該福祉総合計画を変更するものとする。
- 6 前項に規定する調査、分析及び評価は、第32条に規定する市民福祉推進委員会において行うものとする。

（市民福祉推進委員会）

第32条 市長の附属機関として、市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要な意見を具申すること。

 - (1) 地域共生社会の実現の推進に関わる基本的な事項に関すること。
 - (2) 第5条に規定する福祉総合計画の策定及び改定に関する事項（同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）。
 - (3) 市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関する事項。
 - (4) 第5条第6項に規定する調査、分析及び評価に関する事項。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

 - 3 委員会は、規則で定めるところにより、小委員会を置くことができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 狛江市福祉基本条例施行規則における市民福祉推進委員会設置に関する条文

狛江市福祉基本条例施行規則（抄）

（委員会の構成）

第18条 条例第32条に規定する市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる委員19人以内をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- | | | |
|-----|------------------------------|------|
| (1) | 公募による市民 | 5人以内 |
| (2) | 高齢者、障がい者、児童、社会福祉等の施設、団体等の関係者 | 4人以内 |
| (3) | 保健・医療関係者 | 3人以内 |
| (4) | 学識経験者 | 4人以内 |
| (5) | 教育長又は教育長を代理する者 | 1人 |
| (6) | 市職員 | 2人 |

2 委員会には、前項の委員のほか、必要に応じて2人以内の特別委員を置くことができる。

（委員の任期）

第19条 委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 特別委員の任期は、3年以内とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、補欠の委員と合わせて補充の委員を委嘱又は任命する場合は、当該補欠の委員の任期と合わせるものとする。

4 前条第1項各号の規定に基づき委嘱又は任命された委員は、それぞれ当該各号の規定に該当しなくなった場合、委員の資格を失うものとする。ただし、新たな委員が選出されるまでの間は委員として在任できるものとする。

（委員長及び副委員長）

第20条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（委員会の招集）

第21条 委員会は、委員長が招集する。

（委員会の会議）

第22条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、個人情報を保護する等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができます。

(委員の守秘義務)

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(小委員会)

第24条 委員会は、条例第32条第3項の規定による小委員会を置き、次条により付議された事項を調査審議する。

2 小委員会は、委員をもって構成する。

3 前項に規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、福祉サービスを利用する当事者、第27条に規定する部会員、付議事項に関する関係者等及び学識経験者等の有識者を小委員会委員に加えることができる。

4 前項に規定する小委員会の委員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

(小委員会への付議)

第25条 委員長は、その内容に応じ条例第32条第2項各号に掲げる事項についての調査審議を前条第1項に規定する小委員会に付議することができる。

2 前項の規定により付議を受けた小委員会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を委員会に報告するものとする。

(準用)

第26条 前2条に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、第19条から第23条までの規定を準用する。

(部会)

第27条 小委員会は、事務を効率的に進めるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、小委員会委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、小委員会の事務に関する関係者等を部会員として加えることができる。

4 部会には、学識経験者等の有識者を特別部会員として置くことができる。

5 第3項に規定する部会員及び前項に規定する特別部会員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

6 部会員の任期は、小委員会から指示された検討事項について小委員会に報告し、了承を得るまでとする。

7 市長は、部会員のうち、第4項の規定に基づく特別部会員に対しては予算の範囲内で報償を支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第19条から第23条までの規定を準用する。

(委員会の庶務)

第28条 委員会、小委員会及び部会の庶務は、福祉保健部福祉政策課において処理する。

(3) 検討体制

①市民福祉推進委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏名	役職・団体等	備考
学識経験者	◎宮城 孝	法政大学現代福祉学部教授	
	○熊井 利廣	明治大学専門職大学院ガバナンス研究科兼任講師 狛江市子ども・子育て会議会長	平成 29(2017)年8月 から特別委員
	眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授	
	高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	
	阿部 利彦	星槎大学大学院教育実践研究科教授	平成 29(2017)年7月 まで特別委員
公募市民・ 市内在勤者	大内 陽人		平成 29(2017)年7月 まで
	神田 武		
	桑田 富士子		
	柴田 時夫		
	松永 貴美		
	岩間 正隆		平成 29(2017)年8月 から
	勝田 和行		
	北澤 智子		
	細谷 明美		
	宮本 ゆかり		
高齢者、 障がい者、 児童、社会 福祉施設・ 団体関係者	富永 淑子	狛江保育園園長	平成 29(2017)年3月 まで
	金田 友輝	ぎんきょう保育園園長	平成 29(2017)年4月 から 平成 31(2019)年3月 まで
	桑戸 さやか		平成 31(2019)年4月 から
	若松 博子	狛江共生の家「多麻」理事	令和2(2020)年7月 まで
	梶川 朋	comarch 代表	令和2(2020)年8月 から
	鈴木 茂	狛江市民生・児童委員協議会副会長	平成 31(2019)年3月 まで
	田中 麗子	狛江市民生・児童委員協議会会长	平成 31(2019)年4月 から
	小林 万佐也	狛江市社会福祉協議会常務理事	平成 29(2017)年3月 まで
	小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	平成 29(2017)年4月 から
	保健・医療 関係者	藤川 雅彦	平成 29(2017)年7月 まで
		吉川 哲矢	平成 29(2017)年8月 から
※備考欄に期間の記載のある委員は、本計画策定期間中に委嘱若しくは任命又は解嘱若しくは解任された委員です。			

選出区分	氏名	役職・団体等	備考
保健・医療 関係者	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会推薦	平成 30(2018)年 11 月 まで
	長谷川 泰		平成 30(2018)年 12 月 まで
	日高 津多子	東京都多摩府中保健所推薦	令和3(2021)年3月 まで
特別委員	橋爪 克幸	ひかり作業所施設長	
教育長代理	平林 浩一	狛江市教育委員会教育部長	平成 31(2019)年3月 まで
	上田 智弘		平成 31(2019)年4月 から
市職員	上田 智弘	児童青少年部長	平成 31(2019)年3月 まで
	石森 準一		平成 31(2019)年4月 から
	松坂 誠	福祉保健部長	平成 30(2018)年3月 まで
	浅見 秀雄		平成 30(2018)年4月 から
	小川 正美		平成 31(2019)年3月 まで
			平成 31(2019)年4月 から

②市民福祉推進委員会高齢小委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏名	役職・団体等	備考
市民福祉 推進委員会	◎高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究 所主任研究員	
	○小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	
	大内 陽人	公募市民・市内在勤者	平成 29(2017)年7月 まで
	勝田 和行	公募市民・市内在勤者	平成 29(2017)年8月 から
	鈴木 茂	狛江市民生・児童委員協議会副会長	平成 31(2019)年3月 まで
	田中 麗子	狛江市民生・児童委員協議会会长	平成 31(2019)年4月 から
	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会推薦	平成 30(2018)年 11 月 まで
	長谷川 泰		平成 30(2018)年 12 月 から
	日高 津多子	東京都多摩府中保健所推薦	平成 30(2018)年3月 まで
委員長推薦	大谷 美樹	あいとぴあ地域包括支援センター	平成 30(2018)年4月 から
	萬納寺 栄一	一の橋内科・皮フ科院長	令和3(2021)年3月 まで
	堀越 照通	こまえケアサービス所長	
	石黒 昌和	こまえ苑職員	
	末田 千恵	神奈川県立保健福祉大学 看護学科講師	

③市民福祉推進委員会障がい小委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏名	役職等	備考
市民福祉 推進委員会	◎眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授	
	阿部 利彦	星槎大学大学院教育実践研究科教授	
	若松 博子	狛江共生の家「多麻」理事	令和2(2020)年7月 まで
	梶川 朋	comarch 代表	令和2(2020)年8月 から
	橋爪 克幸	ひかり作業所施設長	
委員長推薦	○竹中 石根	狛江市社会福祉協議会職員	
	中原 弘隆	ひかり作業所職員	
	東 貴宏	地域生活支援センターリヒト代表	

④市民福祉推進委員会医療と介護連携推進小委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏名	役職・団体等	備考
市民福祉 推進委員会	◎高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	平成 29(2017)年7月 まで
	◎吉川 哲矢	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年8月 から委員長
	○藤川 雅彦	狛江市医師会推薦	
	鈴木 茂	民生委員児童委員協議会副会長	平成 29(2017)年7月 まで
	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会推薦	
	大内 陽人	公募市民・市内在勤者	
委員長推薦	○花岡 一成	東京慈恵会医科大学附属第三病院 医療連携室室長	平成 29(2017)年8月 から副委員長
	渡邊 聰	狛江市薬剤師会推薦	
	君塚 啓子	狛江市医師会訪問看護ステーション	平成 29(2017)年7月 まで
	小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	
	大橋 晃太	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年8月 から
	工藤 敏和	狛江市医師会推薦	
	織田 朱美	狛江市医師会訪問看護ステーション	
	玉虫 千恵	成城内科居宅介護支援センター	平成 29(2017)年8月 から 令和2(2020)年7月 まで
	永井 仁子	のびのびケアプラン	
	南谷 吉輝	ケアサポートモア	
	石渡 典子	ケアステーションフォーユー	令和2(2020)年8月 から
	大谷 美樹	あいとぴあ地域包括支援センター	

選出区分	氏名	役職・団体等	備考
委員長推薦	小川 智行	地域包括支援センターこまえ苑	平成 29(2017)年8月 から 令和2(2020)年7月 まで
	小木 都紀子		令和2(2020)年8月 から
	森 玲子	地域包括支援センターこまえ正吉苑 あいとぴあ地域包括支援センター	平成 29(2017)年8月 から 令和3(2021)年2月 まで 令和3(2021)年3月 から

⑤市民福祉推進委員会権利擁護小委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏名	役職等	備考
市民福祉 推進委員会	勝田 和行	公募市民・市内在勤者	令和2(2020)年4月 から
委員長推薦	◎大森 顕	多摩パブリック法律事務所	令和2(2020)年4月 から
	○川井 誉久	東京都社会福祉協議会地域福祉部長	
	矢野 勝治	東京慈恵会医科大学附属第三病院	
	神田 清子	ハーモニー司法書士事務所	
	星野 美子	TRY 星野社会福祉士事務所	
	長谷川 千種	昭和大学附属烏山病院	
	伊藤 聰子	狛江市障害者団体連絡協議会	
	浅見 秀雄	狛江市社会福祉協議会常務理事	
	宗像 秀樹	福祉保健部福祉相談課長	

(4) 検討経過

①市民福祉推進委員会

年月日	回	検討内容
令和元(2019)年 9月5日	第2回	(1)「猪江市高齢者保健福祉計画・猪江市障がい者計画等の改定等について」諮問 (2)猪江市高齢者保健福祉計画・猪江市障がい者計画等の改定等のスケジュールについて
令和元(2019)年 11月29日	第3回	猪江市高齢者保健福祉計画等の策定等に係る市民意識調査票について
令和2(2020)年 2月28日	第4回	猪江市高齢者保健福祉計画等の策定等に係る市民意識調査結果(速報値)について
令和2(2020)年 8月20日	第1回	(1)猪江市高齢者保健福祉計画等の策定等に係る市民意識調査結果報告書について (2)第4次地域福祉計画の事業内容及び施策体系の見直しについて
令和2(2020)年 9月29日	第2回	猪江市第4次地域福祉計画の施策体系等の見直し等について
令和2(2020)年 12月1日	第3回	あいとぴあレインボープラン(中間答申案)について
令和3(2021)年 3月8日	第4回	あいとぴあレインボープラン(最終答申案)について

②市民福祉推進委員会高齢小委員会・医療と介護の連携推進小委員会合同委員会

年月日	回	検討内容
令和元(2019)年 11月19日	第3回	(1)猪江市高齢者保健福祉計画の策定等に係る市民意識調査票について
令和2(2020)年 8月20日	第1回	(1)猪江市高齢者保健福祉計画の策定等に係る市民意識調査結果報告書について (2)猪江市高齢者保健福祉計画の事業内容等の見直しについて
令和2(2020)年 9月18日	第2回	猪江市高齢者保健福祉計画の施策体系等の見直しについて
令和2(2020)年 11月19日	第3回	あいとぴあレインボープラン高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(中間答申案)について
令和3(2021)年 2月25日	第4回	あいとぴあレインボープラン高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(最終答申案)について

③市民福祉推進委員会障がい小委員会

年月日	回	検討内容
令和元(2019)年 11月 12日	第3回	狛江市高齢者保健福祉計画の策定等に係る市民意識調査票について
令和2(2020)年 8月 26日	第1回	(1)狛江市高齢者保健福祉計画の策定等に係る市民意識調査結果報告書について (2)狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画改定シートについて
令和2(2020)年 9月 25日	第2回	狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の施策体系等の見直しについて
令和2(2020)年 11月 17日	第3回	あいとぴあレインボープラン障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(中間答申案)について
令和3(2021)年 3月 2日	第4回	あいとぴあレインボープラン障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(最終答申案)について

④市民福祉推進委員会権利擁護小委員会

年月日	回	検討内容
令和2(2020)年 8月 26日	第1回	(1)調布市、日野市、狛江市、多摩市、稻城市 成年後見制度利用促進基本計画の策定について (2)狛江市高齢者保健福祉計画等の策定等に係る市民意識調査結果報告書について (3)狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の策定について
令和2(2020)年 10月 1日	第2回	狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の策定について
令和2(2020)年 12月 20日	第3回	あいとぴあレインボープラン第1期成年後見制度利用促進事業計画(中間答申案)について
令和3(2021)年 2月 24日	第4回	あいとぴあレインボープラン第1期成年後見制度利用促進事業計画(最終答申案)について

2 介護保険推進市民協議会

(1) 狛江市介護保険条例における介護保険推進市民協議会の設置に関する条文

第6章 介護保険推進市民協議会

(設置)

第20条 介護に関する施策の企画立案及びその実施に当たり、利用者等の意見が十分に反映され、市の介護保険制度の円滑、かつ、適切な運営を図るため、狛江市介護保険推進市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第21条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 介護保険制度の運営の円滑化又は変更に関すること。
- (2) 介護サービスの提供、確保、サービス水準の向上に関すること。
- (3) 介護サービスの基盤整備に関すること。
- (4) 第1号被保険者の保険料の減免及び利用料の軽減に関すること。
- (5) 介護認定に関すること。
- (6) 介護サービスに関する相談及び苦情の解決に関すること。
- (7) 地域密着型サービスに関すること。
- (8) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (9) その他介護保険制度に関する必要と認める事項

2 協議会は、前項に規定する所掌事務を処理するほか、介護保険制度に係る重要事項について市長に建議することができる。

(組織)

第22条 協議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 公募により選出された65歳以上の市民 | 2人 |
| (2) 公募により選出された40歳以上65歳未満の市民 | 2人 |
| (3) 公募により選出された居宅サービス又は施設サービスの従事者 | 2人以内 |
| (4) 狛江市介護認定審査会の代表 | 1人 |
| (5) 居宅サービス事業者の代表 | 2人以内 |
| (6) 施設サービス事業者の代表 | 2人以内 |
| (7) 学識経験のある者 | 2人 |
| (8) 市職員 | 2人 |

(委員の任期)

第23条 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第26条 協議会の会議は、公開する。ただし、第6条に該当する場合は、全部又は一部を公開しないことができる。

(2) 検討体制

◆介護保険推進市民協議会

◎:会長 ○:副会長

No.	選出区分	氏名
1	公募により選出された 65 歳以上の市民	君塚 啓子
2		栗村 由利子
3	公募により選出された 40 歳以上 65 歳未満の市民	片岡 尚子
4		荒川 千晴
5	公募により選出された居宅サービス又は施設サービ スの従事者	菊地 克夫
6		橋本 朱実
7	柏江市介護認定審査会の代表	○長谷川 泰
8	居宅サービス事業者の代表	小楠 寿和
9	施設サービス事業者の代表	石黒 昌和
10	学識経験のある者	◎高橋 信幸
11		末田 千恵

(3) 検討経過

◆介護保険推進市民協議会

年月日	回	検討内容
令和元(2019) 年9月 13 日	第1回	(1)第8期介護保険事業計画の策定についての諮問 (2)第8期介護保険事業計画の策定スケジュールについて
令和元(2019) 年 11 月 22 日	第2回	(1)第8期介護保険事業計画策定に向けた在宅介護実態調査について ①調査項目 ②調査手法 (2)第8期介護保険事業計画策定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ①調査項目 ②調査手法
令和2(2020)年 8月 20 日	第1回	第8期介護保険事業計画策定に向けた協議 (1)「在宅介護実態調査」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の集計結果について (2)在宅介護実態調査の分析と考察について (3)日常生活圏域ごとの現状と課題について (4)第7期計画の給付実績について
令和2(2020)年 10月 8日	第2回	(1)第8期介護保険事業計画の骨子案について (2)介護保険施設等の基盤整備について (3)介護保険給付の将来推計について(暫定)
令和2(2020)年 11月 27 日	第3回	第8期介護保険事業計画(中間答申案)について (1)施策体系と個票について (2)泊江市の人口推計について (3)将来推計について
令和3(2021)年 2月 22 日	第4回	第8期介護保険事業計画(最終答申案)について (1)市民説明会及びパブリックコメントの結果について (2)介護保険給費等対象サービスの見込みについて (3)第1号被保険者の保険料推計について

3 市民意識調査

(1) 目的

狛江市第4次地域福祉計画の中間見直し、狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の策定の基礎資料として活用することを目的とします。

(2) 市民意識調査の概要

分野	調査名	対象者	サンプリング	実施手法・時期
市民	【調査1】市民一般調査	市内に居住する20歳以上の市民 498人	住民基本台帳から無作為抽出	アンケート調査 郵送法 令和元(2019)年 12月中旬～令和 2(2020)年1月
	【調査2】子ども向け市民調査	市内に居住する児童 生徒 498人	住民基本台帳から無作為抽出 小学校5年生、中 学校2年生	
高齢者	【調査3】日常生活圏域ニーズ調査(①自立者)	65歳以上の市民 (認定者を除く。) 450人	住民基本台帳から無作為抽出	アンケート調査 郵送法 令和元(2019)年 12月中旬～令和 2(2020)年1月
	【調査4】日常生活圏域ニーズ調査(②要支援・総合事業対象者)	65歳以上の総合 事業対象者 100人、 それ以外の要支援者 350人	該当者から無作 為抽出	
障がい者	【調査5】在宅介護実態調査(要介護以上)	要介護1以上の 居宅で暮らしている方 及びその介護者 599人	該当者から無作 為抽出	アンケート調査 ①郵送法(555件) ②ケアマネジャー による聞き取り調 査(44件) 令和元(2019)年 12月中旬～令和 2(2020)年1月
	【調査6】障がいのある方調査(18歳以上)	①サービス利用者 461人 ②難病患者 155人 ③自立支援医療受給 者 108人	サービス利用者に ついては調査6・7 共に全数調査 難病患者につい ては 65歳未満から 無作為抽出	アンケート調査 郵送法 令和元(2019)年 12月中旬～令和 2(2020)年1月
団体	【調査7】周囲の理解と支援の必要な方・障がいのある方等調査(18歳未満)	サービス利用者 244人	自立支援医療受 給者は更生医療・ 精神通院医療・育 成医療助成の各 受給者から無作 為抽出 医療的ケア児につ いては全数調査	
	【調査8】支援団体等調査	①障がい福祉サービス 事業所 ②当事者団体 ③障がい者の就労先	市にて抽出	ヒアリング調査 令和2(2020)年1 月～2月

(3) 回収数（回収率）

調査名	発送数	回収数	回収率
【調査1】市民一般調査	498	240	48.2%
【調査2】子ども向け市民調査	499	215	43.1%
【調査3・4】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	900	608	67.6%
【調査5】在宅介護実態調査	599	318	53.1%
【調査6】障がいのある人・難病のある人調査(18歳以上)	724	364	50.3%
【調査7】障がいのある人・難病のある人調査(18歳未満)	244	129	52.9%

4 住民懇談会（平成28（2016）年度実施）

（1）目的とねらい

住民の意見を聞き、福祉3計画の改定等の基礎資料として活用することを目的に、以下の2つのねらいのもと実施しました。

- ・住民自らが住んでいる地域について主体的に話し合う場を提供し、そのことで住民が地域の福祉課題等を認識し、どう取り組むとよいか考えるきっかけとします。
- ・地域での課題、課題解決のためにできること・必要な支援について意見を出していただき、福祉3計画の方向性、住民・市・社協等の役割を考えるきっかけとします。

（2）概要

【対象者】 狛江市に在住、在勤、通学している中学生以上の方（事前申込制、当日参加も受け入れ）

【テーマ】 ◆地域における課題
◆地域の課題解決のためにしていること・地域でできること

（3）開催日時と参加者数

「狛江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の日常生活圏域3地域（P90参照）ごとに開催しました。チラシ配布と案内を郵送し、参加者を募集しました。

地域	日程	会場	参加者数	グループ数
あいとぴあエリア	平成28(2016)年 11月27日(日) 午後2時から4時30分まで	西河原公民館 学習室1	9	2
こまえ苑エリア	平成28(2016)年 10月30日(日) 午後2時から4時30分まで	こまえ苑 ふれあいホール	8	2
こまえ正吉苑エリア	平成28(2016)年 11月6日(日) 午後2時から4時30分まで	野川地域センター 大会議室	21	2
計			38	6

（4）実施手法

1 地域ごとに6～7人で1グループを作り、グループワーク形式で実施しました。

意見や話合いはKJ法によりまとめ、最後にグループごとに話し合いの結果を発表していました。

5 市民説明会

(1) 目的

令和3（2021）年3月中間見直し予定の泊江市第4次地域福祉計画並びに策定予定の泊江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、泊江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び泊江市第1期成年後見制度利用促進事業計画について、市民に理解いただくとともに、計画に対する意見をいただき、計画策定に活かします。今回はコロナウイルス感染防止のため、オンラインで開催いたしました。

(2) 概要

①開催日時・場所

	日程	会場
第1回	令和3（2021）年1月15日（金） 午後6時00分から8時00分まで	泊江市防災センター3階及びオンラインにて同時開催
第2回	令和3（2021）年1月16日（土） 午後2時00分から4時00分まで	泊江市防災センター3階及びオンラインにて同時開催

②タイムテーブル

タイムテーブル	
第1回 1/15 (金)	開会 第1部 泊江市第4次地域福祉計画素案について 18:03～18:28 第2部 泊江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画素案について 18:30～18:55 第3部 泊江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について 19:00～19:25 第4部 泊江市第1期成年後見制度利用促進事業計画素案について 19:30～19:55 閉会
第2回 1/16 (土)	開会 第1部 泊江市第4次地域福祉計画素案について 14:03～14:28 第2部 泊江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画素案について 14:30～14:55 第3部 泊江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について 15:00～15:25 第4部 泊江市第1期成年後見制度利用促進事業計画素案について 15:30～15:55 閉会

③参加者

狛江市に在住、在勤、通学している方 (事前申込制)

・令和3（2021）年1月15日（金） 参加者数：9名

・令和3（2021）年1月16日（土） 参加者数：4名

④当日配布資料

- ・あいとぴあレインボープラン（狛江市第4次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画）素案
- ・素案説明資料
- ・参加者アンケート

6 パブリックコメント

（1）募集方法

- ①広報こまえ（令和3（2021）年1月1日号）への掲載
- ②狛江市ホームページへの掲載
- ③福祉政策課窓口での閲覧

（2）提出方法

- ①福祉政策課への書面による提出
- ②郵便による送付
- ③ファクシミリによる送信
- ④電子メール、狛江市ホームページ専用フォームによる送信

（3）実施期間

令和3（2021）年1月4日（月）午前8時30分から2月2日（火）午後5時15分まで

（4）提出できる者の範囲

狛江市内に在住、在学又は在勤する方

（5）提出数

提出者数	3人
意見等件数	13件

(6) 提出された意見

①第4次地域福祉計画

メールによる意見のみ

番号	内容	回答
1	<p>多世代交流拠点の整備・支援でのフリー スペースの確保を具体的に実現するため に、地域センターの活用、図書室と連携した 新聞・雑誌閲覧コーナーの併設など、行政内 で横の連携を持ちながら、具体的な方策に つなげてください。</p> <p>高齢者や子どもが歩いて立ち寄れる、集える 居場所が地域内にあることが、市民の毎 日の生活に人とのつながりをもたらしてくれ ると考えます。人とのつながりが自然に作れる ような仕掛けとしてフリースペースの設置 をお願いします。</p>	<p>府内関係部署や市内関係機関と連携を図 りながら、多世代交流拠点の整備・支援を行 ってまいります。</p> <p>拠点の整備・支援にあたっては、全ての市 民の身近な場所に拠点が設置されることを 目指すとともに、フリースペースの設置につ いても検討・調整してまいります。</p>
2	<p>コロナ、ポストコロナのまちづくりとしては、 家庭内の問題が家庭内では解決できないと いうことを市民にも共有してもらい、社会の 課題として、外に助けを求める・求められると いう呼びかけをお願いします。</p> <p>そのためにもフリースペースのある居場 所の設置は有効です。そうした場に民生委 員さんやコミュニティソーシャルワーカーさん も巡回されるとより相談の声を出しやすいと 考えます。</p>	<p>家庭内で解決できない問題を抱えている 市民及びその世帯が地域内で孤立せず、地 域住民が問題を共有し、地域の課題として 解決できるよう、福祉のまちづくり委員会を 早期に設置し、コミュニティソーシャルワーカー 一等によるアウトリーチによる相談支援と連 携した支援を行ってまいります。</p> <p>また、そのような問題を抱えた市民及びそ の世帯の方が地域社会に参加するための 機会を提供できる場として拠点の整備・支援 を行ってまいります。</p>

②高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

メールによる意見のみ

番号	内容	回答
1	コロナで家にこもりがちな高齢者に、運動等 による健康維持の呼びかけをお願いいたします。	高齢者に向けて「自宅で簡単にできる運動」 などをチラシ、動画等の媒体を利用して周知し ています。今後も、健康づくり、介護予防に關 する情報提供を継続いたします。
2	全体的に計画が具体的ではありません。3箇 年計画なのでもう少し指標や計画は具体的に 示して欲しいです。	新規事業については、事業内容の検討や実施 にあたっての調整等が主な取組み事項となる ため、具体的な数値を示すことは困難ではあり ますが、継続事業については第4章第5節の目 標で具体的な目標を明らかにしております。

②高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（続き）

番号	内容	回答
3	介護人材の確保をどう実施するのでしょうか。介護労働力の確保や介護財源は互助や共助では乗り切れません。皆保険制度が崩壊寸前のところまで来ています。	介護事業所に就労した方等への介護職員研修受講費助成事業、泊江市認定ヘルパー養成研修事業のほか、民間団体の介護予防の「通いの場」を創出し、人材育成を支援します。また、高齢者等生きがいポイント事業により、高齢者の介護予防事業や地域ボランティア活動への参加を促進し、介護人材の確保を図ってまいります。
4	既に要介護認定1・2の方の保険除外もいわれておらず、家族介護に負担が増しています。総合事業への移行はすべきではないです。できるなら実施主体の確保の見通しが具体的に書かれるべきです。	介護が必要になられた方のご家族のご負担、お察しいたします。 要介護1・2の方に対する給付の見直し(軽度者の生活援助サービス等の地域支援事業への移行)につきましては、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、令和元年12月27日付け「介護保険制度の見直しに関する意見」の中で、令和3年度の介護報酬改定では実施を見送ることが示されております。同部会では、介護が必要になる主な理由は認知症であり、要介護1・2で介護の負担が軽いということはないという意見も出ていることから、厚生労働省において適切に議論がなされるものと認識しております。
5	第7期介護保険事業計画でも課題であった地域密着型小規模多機能型居宅介護は相変わらず利用者が増えないままです。保険者として導入した経緯も含め、事業の見直しをすべきです。地域で在宅介護を行う上では重要な事業だと思っています。	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、要介護(支援)者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるようにするためのサービスであり、在宅限界点を向上させるための重要なサービスであると認識しております。一方で、全国的にも利用者数が少ないとから、ケアマネジャーや利用者の間で制度に対する理解が不足していることが指摘されております。 市としては、在宅限界点を向上させるために小規模多機能型居宅介護事業所を公募いたしましたが、理解不足により利用が進んでいないという実情を踏まえまして、第8期計画の計画期間において、地域密着型サービスの利用促進として、介護支援専門員に対する勉強会を実施していきます。

②高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（続き）

番号	内容	回答
6	インフォーマルサービスは地域支援事業でなく、一般財源でしっかりと予算化したらどうでしょうか。要介護認定された高齢者には専門的な介護ができる人材があたり、重度化にならないようにすべきです。	地域支援事業交付金の対象外となる一般介護予防事業、在宅療養推進事業、介護者支援事業等に一般財源を重点的に配置して事業を展開いたします。
7	認知症施策で、チームオレンジの創設は必要としても、それだけでは認知症高齢者を地域で見守ることができません。地域全体で見守るために大牟田市、西東京市のような認知症コーディネーターが様々な認知症支援事業（認知症予防アクティビティや日常生活指導など）に携わるなど、認知症本人や家族を中心としたまちづくりの視点を導入すべきではないでしょうか。	チームオレンジは、認知症力フェをはじめ認知症に関連するインフォーマルな地域資源が重層的に展開される環境において効果が発揮されるものと認識しておりますので、チームオレンジの創設に合わせて地域資源のさらなる開発を進めます。

③障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

メールによる意見のみ

番号	内容	回答
1	「1地域で暮らし続けられる基盤づくり」の①a地域生活支援拠点の整備等の検討と、「2総合的で切れ目のない生活支援システムづくり」の①a基幹相談支援センターの在り方の検討は、近似しているようですが、緊急一時保護的因素も含む生活支援の拠点と、人材育成機能含めた相談拠点とは違うものだと思います。 是非、各々の検討機会の充実と実現をしていただければと思います。	検討時には、それぞれの場所が所掌する機能を適切に把握し、進めて参ります。
2	「1地域で暮らし続けられる基盤づくり」の(2)地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築の①a精神障がい者の地域移行を進めるための実態把握ですが、当事業所のように精神科病院からの地域移行の実践をしている現場も、一緒にそのプロセスに参画させていただけたらありがたいと考えています。	対象者の抽出は市担当部署で行いますが、その後の実態調査については早期段階から事業所が参画できるように検討して参ります。

③障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（続き）

番号	内容	回答
3	<p>第6期障がい福祉計画第4章第2節1(1) 居宅介護に実利用者数が記載されていますが、年間を通じた実利用者数でしょうか。また、支給量に対して実際の利用量はどうなっているのでしょうか。</p> <p>ここ最近、大変深刻だと思うのは、居宅介護事業所に依頼してもほぼ断られてしまいサービスの開始に相当時間を要する、又は「ヘルパーが見つからない」のです。</p> <p>私が主に関わらせていただいている精神障がいの方方が地域生活を続けていくために居宅介護(家事援助・身体介護・通院介助)はとても必要な支援です。</p> <p>サービスを希望し支給決定された方々に、適切にサービスが提供されているのかどうかを確認することは大切ではないでしょうか。</p> <p>計画値の検証においては、サービスの提供ができていない、という現状をも検討していただきたいところです。</p>	<p>第4節に記載されている実利用者数は1年間の実利用者数を記載しております。支給決定量全体に対してのサービス利用量については算出しておりませんが、次回以降検討させて頂きます。</p> <p>また、それに併せて、相談支援専門員の作成(案)を基に支給決定を行っており、それらの課題に対応するためサービス担当者会議が隨時開催されているものと解しておりますが、その内容と実態が適切になされていることも含めて検証して参りたいと思います。</p> <p>事業所の方針についてはそれぞれの事情があるものと思いますが、障害福祉サービスの提供が適切になされるよう周知等を進めて参りたいと思います。</p> <p>なお、個別の案件については市担当ケースワーカーへご相談いただきますよう、お願ひいたします。</p>
4	<p>(2)共同生活援助の数値が「横ばい」という表現となっていますが、イコールニーズがその数値である、と考えてはいけないのではないかと思います。現状市内グループホームは人数的にも、支援のキャパシティ(より多く支援を必要とする人を受けれるかどうか)的にも厳しく、常に市外を探している状況です。市内サービスの支援力を上げるためにはどうしたらいいかを考えいくことはとても大事ではないでしょうか。地域移行支援をおしすすめいくにも欠かせない「住まい」(の支援)だと思います。</p> <p>(3)施設入所支援の数値は、むしろ常に「市外」を利用しているという課題が常にあり、「障がいのある人もない人もともに暮らし続けられるまち」という基本理念への実際の課題だと思います。この方々が泊江で暮らせるにはどうしたらいいか、ということを忘れないで実施する計画であって欲しいです。</p>	<p>グループホームのニーズは地域移行の取組みが進んでいることや当事者の親の高齢化に伴い年々高まっているものと捉えております。</p> <p>市内に事業所開設を予定している事業所に対する相談を丁寧に行う他、地域生活支援拠点の在り方も検討して参ります。</p>

④第1期成年後見制度利用促進事業計画
意見なし

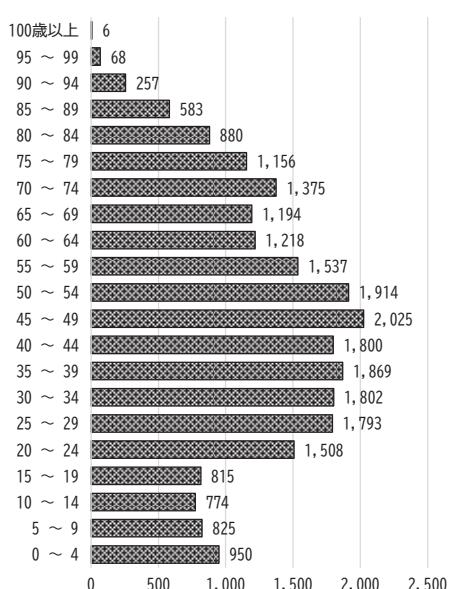
7 各エリアの特徴

(1) あいとぴあエリア

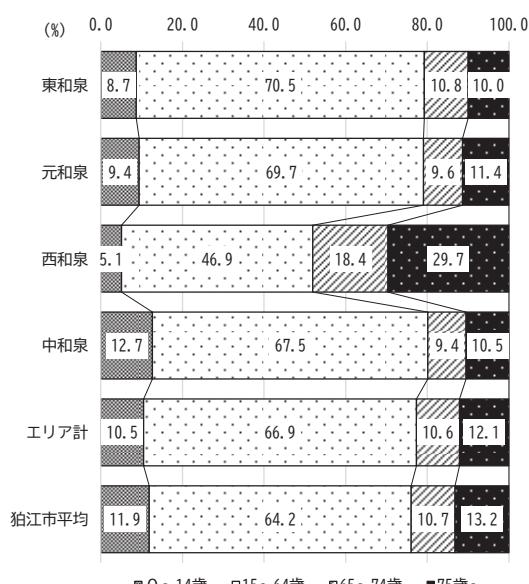
①現状データから見える地区の特徴

- 市平均と比べ、65歳以上が1.2ポイント低く、0~14歳が1.4ポイント低くなっている。
- 町別では、団地で構成される西和泉の65歳以上が48.1%と突出して高くなっている。
- 1世帯あたりの人数は1.79で、市平均を下回っている。
- 要介護認定率は市平均を0.9ポイント下回り、3エリア中最も低くなっている。
- 自治会加入率は28.12%と、市平均を12ポイント以上下回っている。

【年齢別人口構成（5歳階級）】



【町別年代別人口割合】



	エリア計	猪江市全体
面積(※1)	1.869km ²	6.39km ²
人口		
地区内総人口	24,349人	83,257人
0~14歳	2,549人 (10.5%)	9,883人 (11.9%)
15~64歳	16,281人 (66.9%)	53,447人 (64.2%)
65歳以上	5,519人 (22.7%)	19,927人 (23.9%)
75歳以上(再掲)	2,950人 (12.1%)	10,996人 (13.2%)
世帯		
世帯数	13,584世帯	42,682世帯
世帯あたり人口	1.79人/世帯	1.95人/世帯
要介護認定者数 (令和2(2020)年1月)		
要支援1	170	559
要支援2	170	571
要介護1	231	882
要介護2	175	717
要介護3	109	471
要介護4	124	469
要介護5	87	364
合計	1,066	4,033
要介護認定率(※2)	19.3%	20.2%
障がい者等数 (令和2(2020)年3月)		
身体障がい	535	1,952
知的障がい	113	381
精神障がい	205	647
障がい者数 合計	853	2,980
人口に占める割合	3.4%	3.5%
難病	239	801
その他		
自治会数	11	31
自治会加入世帯数(令和2(2020)年4月1日)	3,820	17,640
自治会加入率(※4)	28.12%	41.05%
老人クラブ数(連合会含めず) (令和2(2020)年4月1日)	5	16
民生委員数(令和2(2020)年4月1日)	12(欠員2)	48(欠員6)
出典	「統計こまえ 平成31年度版」(面積、人口、世帯数)(令和2(2020)年1月1日)	
備考	※1 全体では河川部を含む。エリア別は河川部を含まない。 ※2 要介護認定者数(65歳未満含む)の合計を65歳以上人口で割った数値 ※3 障がい者:障害者手帳所持者数 難病:東京都難病医療費助成制度に基づく特定医療費(指定難病)受給者証 及びマル都医療券所持者数 ※4 自治会加入世帯数を世帯数で割った数値。時点が異なるため参考数値	

②地域資源マップ（令和3（2021）年2月現在）

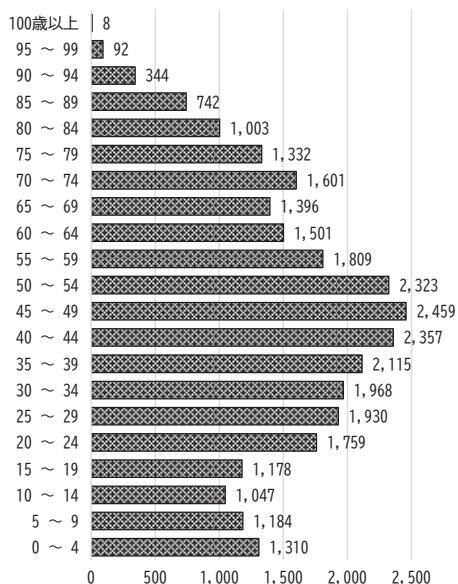


(2) こまえ苑エリア

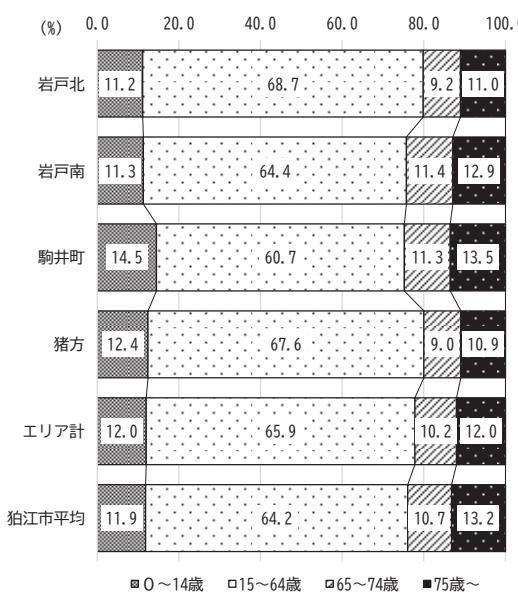
①現状データから見える地区の特徴

- 65歳以上が市平均より1.8ポイント低くなっている。町別では、駒井町と猪方で0~14歳の割合が市平均を上回っている。また、駒井町と岩戸南では65歳以上の割合が市平均を上回っている。
- 人口に占める障がい者の割合は3エリア中最も低くなっている。
- 全域で町会があり、加入率は45.08%と、市平均を上回っている。
- 3エリア中唯一、民生委員に欠員が生じていないエリアとなっている。

【年齢別人口構成（5歳階級）】

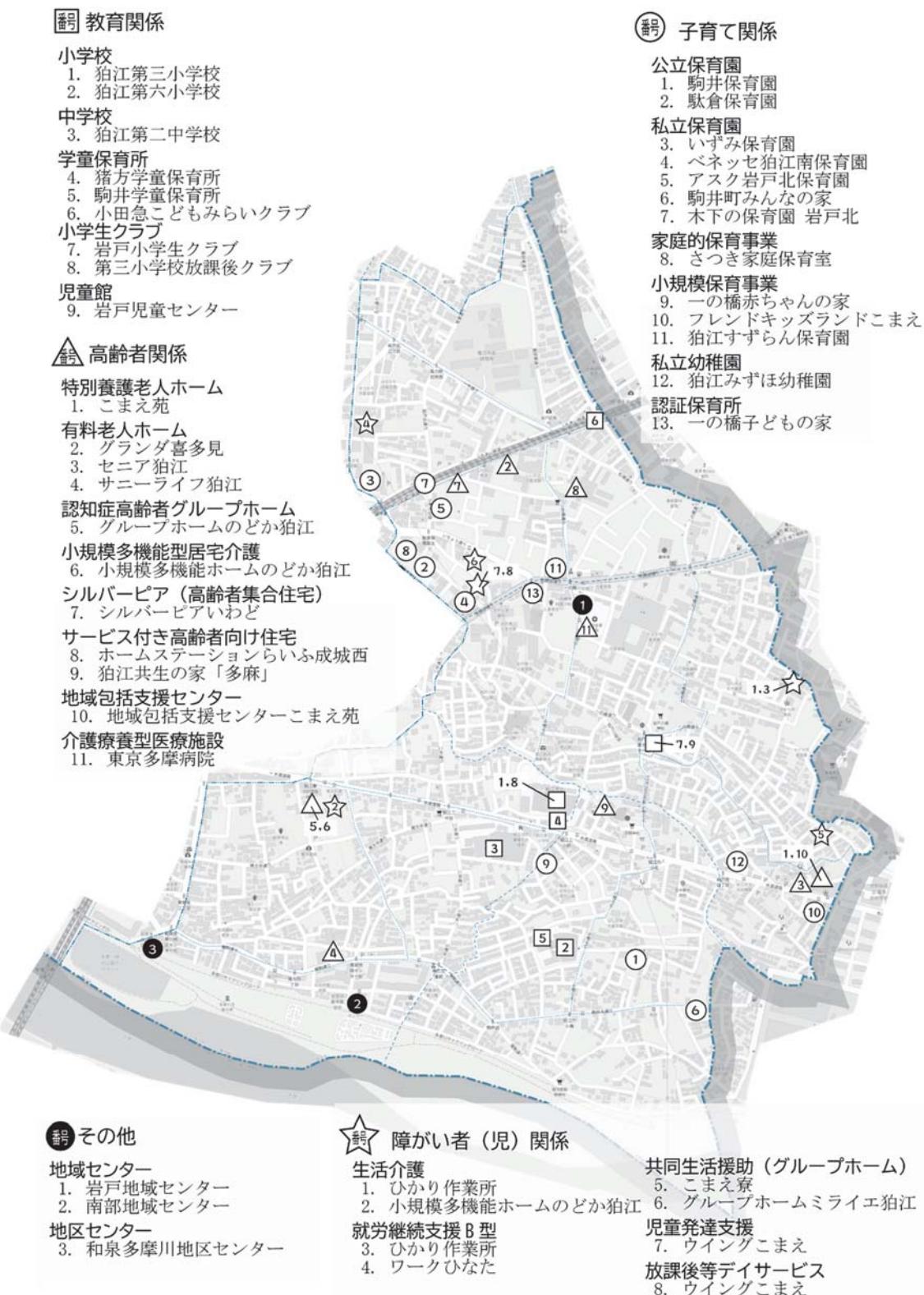


【町別年代別人口割合】



	エリア計	狛江市全体
面積(※1)	1.97km ²	6.39km ²
人口		
地区内総人口	29,458人	83,257人
0~14歳	3,541人 (12.0%)	9,883人 (11.9%)
15~64歳	19,399人 (65.9%)	53,447人 (64.2%)
65歳以上	6,518人 (22.1%)	19,927人 (23.9%)
75歳以上(再掲)	3,521人 (12.0%)	10,996人 (13.2%)
世帯		
世帯数	14,848世帯	42,682世帯
世帯あたり人口	1.98人/世帯	1.95人/世帯
要介護認定者数 (令和2(2020)年1月)		
要支援1	143	559
要支援2	182	571
要介護1	295	882
要介護2	237	717
要介護3	161	471
要介護4	156	469
要介護5	130	364
合計	1,304	4,033
要介護認定率(※2)	20.0%	20.2%
障がい者等数 (令和2(2020)年3月) (※3)		
身体障がい	642	1,952
知的障がい	114	381
精神障がい	179	647
障がい者数 合計	935	2,980
人口に占める割合	3.2%	3.5%
難病	269	801
その他		
自治会数	3	31
自治会加入世帯数(令和2(2020)年4月1日)	6,694	17,640
自治会加入率(※4)	45.08%	41.05%
老人クラブ数(連合会含めず) (令和2(2020)年4月1日)	4	16
民生委員数(令和2(2020)年4月1日)	18(欠員0)	48(欠員6)
出典	「統計こまえ 平成31年度版」(面積、人口、世帯数)(令和2(2020)年1月1日)	
備考	※1 全体では河川部を含む。エリア別は河川部を含まない。 ※2 要介護認定者数(65歳未満含む)の合計を65歳以上人口で割った数値 ※3 障がい者:障害者手帳所持者数 難病:東京都難病医療費助成制度に基づく特定医療費(指定難病)受給者証及びマル都医療券所持者数 ※4 自治会加入世帯数を世帯数で割った数値。時点が異なるため参考数値	

②地域資源マップ（令和3（2021）年2月現在）

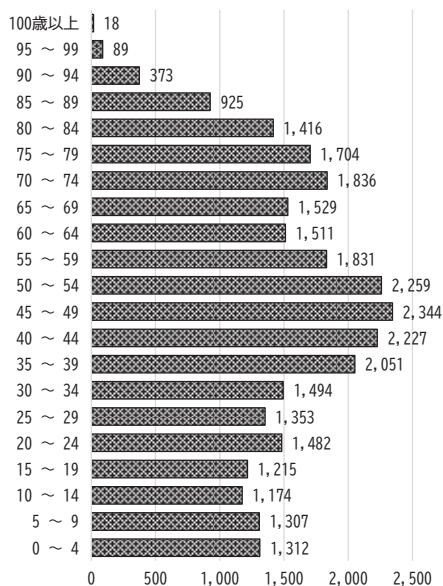


(3) こまえ正吉苑エリア

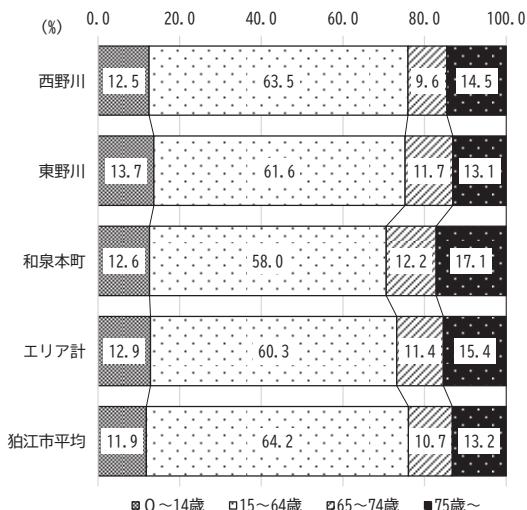
①現状データから見える地区の特徴

- 市平均より65歳以上が2.9ポイント高く、0~14歳が1ポイント高くなっている。
- 町別では、和泉本町の65歳以上が市平均を5ポイント以上上回っている。
- 要介護認定率が3エリア中最も高いエリアとなっている。
- 1世帯あたりの人数は2.07人で、市平均を上回っている。
- 自治会加入率は50%と市内3エリアで最も高い。

【年齢別人口構成（5歳階級）】



【町別年代別人口割合】



	エリア計	狛江市全体
面積(※1)	1.95km ²	6.39km ²
人口		
地区内総人口	29,450人	83,257人
0~14歳	3,793人 (12.9%)	9,883人 (11.9%)
15~64歳	17,767人 (60.3%)	53,447人 (64.2%)
65歳以上	7,890人 (26.8%)	19,927人 (23.9%)
75歳以上(再掲)	4,525人 (15.4%)	10,996人 (13.2%)
世帯		
世帯数	14,250世帯	42,682世帯
世帯あたり人口	2.07人/世帯	1.95人/世帯
要介護認定者数		
(令和2(2020)年1月)		
要支援1	246	559
要支援2	219	571
要介護1	356	882
要介護2	305	717
要介護3	201	471
要介護4	189	469
要介護5	147	364
合計	1,663	4,033
要介護認定率(※2)	21.1%	20.2%
障がい者等数		
(令和2(2020)年3月)		
身体障がい	775	1,952
知的障がい	154	381
精神障がい	263	647
障がい者数 合計	1,192	2,980
人口に占める割合	4.0%	3.5%
(※3)		
難病	293	801
その他		
自治会数	17	31
自治会加入世帯数(令和2(2020)年4月1日)	7,126	17,640
自治会加入率(※4)	50.00%	41.05%
老人クラブ数(連合会含めず)(令和2(2020)年4月1日)	7	16
民生委員数(令和2(2020)年4月1日)	18(欠員4)	48(欠員6)
出典	「統計こまえ 平成31年度版」(面積、人口、世帯数)(令和2(2020)年1月1日)	
備考	※1 全体では河川部を含む。エリア別は河川部を含まない。 ※2 要介護認定者数(65歳未満含む)の合計を65歳以上人口で割った数値 ※3 障がい者:障害者手帳所持者数 難病:東京都難病医療費助成制度に基づく特定医療費(指定難病)受給者証 及びマル都医療券所持者数 ※4 自治会加入世帯数を世帯数で割った数値。時点が異なるため参考数値	

②地域資源マップ（令和3（2021）年2月現在）



脚注索引

※ 用語の説明は、太字のページにて、脚注で載せています。

あ行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
IADL			100			
アウトリーチ	10,12	46,48,57,58			303	384
あんしん泊江					277,278,30 0,301,306,3 07,308,309, 310,312,31 3,315,318,3 19,321,322, 326,328,33 1,332,333,3 34,336,341, 343,344,34 6,347,348,3 49,350,352, 354,357,35 8,	

か行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
共通計画	6	64,	117,139	213,227	298,302,30 3,315,318,3 21,326,328, 331,333,33 6,341,344,3 46,347,352, 354,356,35 7	
緊急ショートステイ				218		
クラウドファンディング		72				

か行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
権利擁護	4	45,48,53,63 ,64	111,117,11 8,123,128,1 39	197,211,21 3,217,227,2 49,	267,281,28 2,283,287,2 96,297,298, 299,300,30 1,302,303,3 04,305,306, 307,308,30 9,311,312,3 13,314,315, 316,317,31 8,319,320,3 21,322,323, 324,325,32 6,329,331,3 32,334,335, 336,337,33 9,340,344,3 45,346,347, 348,349,35 1,354,357,3 58,359,360	371,373,
ココシルこまえ		77				
泊江市まなび講座					298,317	
こま YELL	65					

さ行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
市民後見人		63	139	198,220,22 7,249,	271,272,27 3,274,300,3 05,308,309, 310,312,31 3,315,316,3 17,337,339, 341,342,34 3,350,353	
重層的支援体制整備事業		48,51,57,58				
住宅確保要配慮者		57,59				
障がい者週間		67		216,248	317	

さ行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
シルバービア			117			
親族後見人		64	139	227	271,300,30 5,309,310,3 13,340,350, 352,353,35 8	
ソーシャル・ビジネス		72				
ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)					303,316,31 7,319,	

た行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
地域ケア会議			123,127,13 5,158,161		307,349	
地域生活課題	3,10,11,12	42,43,44, 45,46,47, 48,49,52, 53,58,60, 71,72,73,78	110,123,15 8,161	221,	304	
地域生活支援拠点		57,		184,213,21 5,218,230		386,384
地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)					281,282,28 3,296,297,2 98,299,304, 308,309,31 2,318,324,3 31,332	
通過型グループホーム				243		
DV(ドメスティック・バイオレンス)		27,45,63		227		

な行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
日常生活圏域	9,11,12	21,34,38,61 ,72,74	88,90,91,92 ,93,95,96,9 7,98,99,100 ,105,118,13 1,133,136	224	287,288,29 0	377,378,37 9,380
任意後見受任者					299	
任意後見人					281,299,30 5,309,310,3 13,347,348, 349,350,35 3,357	
認知症初期集中支援チーム			111,161,11 8,128		307	

は行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
「はちまるごうまる 8 0 5 0」問題	10	45	117,123	210		
バリアフリー		38,40,56, 77	117,122,12 8,138,	209,211,21 6		
ひきこもり	10	37,45,48,52 ,53,57,59				
福祉環境整備基準適合証		56,77,				
福祉のまちづくり	11	47	105			
フレイル			115,122,13 4			
プレーパーク		70,73				

ま行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
みんなにやさしい生活空間づくり推進事業		56,77				

や行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
ユニバーサルデザイン		40,46,49,56 ,77		216		

わ行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	成年後見	資料編
分かりやすいニュース					316	

刊行物番号 R3-5

あいとぴあレインボープラン

狛江市第4次地域福祉計画

狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画

令和3(2021)年6月発行

発行：狛江市

狛江市和泉本町1丁目1番5号

電話 03(3430)1111

頒布価格：510円

